



41  
1031



始



工トW-54

41-1031  
~~50816~~

41  
1031



飯田武郷著

日本書紀通釋

第一

大鐙閣發行

大正  
11. 12. 27  
丙寅

飯田武郷先生肖像

飯田武郷先生肖像

日本

大正



須田 邦 彦 氏 肖像

武郷先生日本書紀通釋草稿（其一）

日本書紀通釋卷之一

總論

撰史

上代乃故事乃傳くる來つる状又其を漢文字以て記し傳へる状後ニ撰史の議起り終り此紀乃撰ありしまゝとつらき考より中川此大皇國の古傳説の起原ハ開闢之初より天御中主尊御座り次ニ高皇產靈尊神皇產靈尊成坐り天地を鑄造す一世を始ましく其御自所預知者

飯田武郷謹撰 稿



武郷先生日本書紀通釋草稿 (其二)

ませしものれり此又素美那とて後ハ表牟那  
とて表牟那とて云々同例ありとあり○撫馬葉  
六小撫馬曾祢宜賜打撫曾祢宜賜とあり撫も打  
も同く萬の事云流云言あり

素戔鳴尊曰汝等誰也何為哭之如此耶對曰吾是  
國神號脚摩乳我妻號牟摩乳此童女是吾兒也號部  
留田姬所以哭者往時吾兒有八箇少女每年為八岐  
大蛇所吞今此少童且臨被吞無由脫免故以哀傷

國神記傳云國神とハ高天原小坐神と天神と申  
乃子對つて其國尔る神と云ぬる但何事も其國



日本書紀通釋第一

目次

卷之一

總論

撰史	一
題號	一
異本	二二
一書	二八
讀法	三二
潤飾文華之論	三四

○日本書紀通釋第一目次

卷之二

日本書紀卷第一

神代上

神代七代章	三九
同第一書	五三
同第二書	五七
同第三書	五九
同第四書	六〇
同第五書	七一
同第六書	七二
神代七代章續	七三
同一書	八五

卷之三

八洲起原章

八洲起原章	八九
同第一書	一一一
同第二書	一三七
同第三書	一三八
同第四書	一三九
同第五書	一三九
同第六書	一四一
同第七書	一四一
同第八書	一四二
同第九書	一四二
同第十書	一四三
同第十一書	一四三

卷之四

四神出生章	一四五
同第一一書	一六九
同第二一書	一七一
同第三一書	一八〇
同第四一書	一八二
同第五一書	一八五
附錄追加 <small>(伊井冊尊 御陵考證)</small>	一九〇
卷之五	
四神出生章第六一書	一九五
卷之六	
四神出生章第七一書	二五九

卷之七

同第八一書	二六二
同第九一書	二六六
同第十一書	二七七
同第十一一書	二九三
追加 <small>(大地海原 之諸神考)</small>	三一
瑞珠盟約章	三二三
同第一一書	三五七
同第二一書	三六四
同第三一書	三七二
卷之八	
寶鏡開始章	三八三

卷之九

寶鏡開始章第一書 ..... 四三七

同第二一書 ..... 四五四

卷之十

寶鏡開始章第三一書 ..... 四七五

卷之十一

寶劍出現章 ..... 五一九

同第一一書 ..... 五四八

同第二一書 ..... 五五三

卷之十二

寶劍出現章第三一書 ..... 五六七

同第四一書 ..... 五七一

同第五一書 ..... 五八三

同第六一書 ..... 六〇二

卷之十三

寶鏡出現章第六一書續 ..... 六一七

日本書紀卷第一終

日本書紀通釋第一目次終

撰史

# 日本書紀通釋卷之一

飯田武郷謹撰

總論

撰史



上代の故事の傳はり來つる狀。又其を漢文字以て記し傳へたる狀。後に撰史の議起り。終に此紀の撰ありしまでを。つら／＼考るに。まづ此大皇國の古傳説の起原は。開闢之初より。天御中主尊御座し。次に高皇產靈尊神皇產靈尊成坐して天地を鎔造まし。世を始まし。其御自所預知看し故事を教へ給ひ。右事記序に。乾坤初分。神作造化之首。陰陽斯開。二靈爲群品之祖。故太素杳冥。因本教而識孕土產鳥之時。元始締造。先聖而祭。生神立人之世。とあるは。三神の天地を造坐し。伊弉諾伊弉冊二神の群品の祖として。國土人民をも成立玉へる古事。産靈大神の語教へ傳へたまへるに。はた其千五百坐と多に坐る御子等の。見知坐し開知り坐る故事をも。其御裔の八十連綿次々遠長に。開繼き語繼き。世にも弘まり傳來つるになん有ける。さて産靈大神の。神の御上の故事を傳へ坐る事は。何の由ならむと云に。世に在る事は。悉天神地祇の御心に漏るゝ事無ければ。神祭を主と爲玉ふ事。政事の本なる故に。皇孫尊の天降坐して世を治め給ふには。天津神國津神を齋き祭りたまはむことを事教へ給ひて。云々の事有むは其神の所業そ。其神は云々の因縁によりて生出。云々の

事を掌る神なれば其祭を云々爲よと。事教へ給ふとして傳へ坐るにそありける。式の新年祭大嘗祭などに。神  
稱辭竟奉皇神等とあるを以て。右の意は知るなり。以上古史微問題記の大意をとる  
 みち口傳なり。古語拾遺序に。上古之世未<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>文字<sup>一</sup>。貴賤老少口々相傳。前言往行存而不<sup>レ</sup>忘。と云るそ  
 正しき證なりける。こゝに文字と云るは。即今の漢文字にて。假名反切義解と云書に。文字と云るとこ上古には。  
 後の世の如く。漢文字以て物記する事なければ。すへての事實を貴賤老少心に記<sup>レ</sup>て。口々に語傳へ  
 て。忘れさりしとなり。其は何事も朴略<sup>ナリ</sup>なりし上代の風を。思わたりて悟るへし。漢字以て物記す世と  
 なりても。此遺風ありて。古のまゝに故事を語傳へし事の書に見えたるはまづ。仁徳紀に應神天皇崩坐  
 して。仁徳天皇未<sup>レ</sup>た位に即給はさりし間に。額田大中彥皇子倭屯田及屯倉を掌むとしたまひて。其屯田司  
 出雲臣之祖淤<sup>ツ</sup>宿禰に語給はく。是屯田者自<sup>レ</sup>本山守地<sup>ナリ</sup>。是以今吾掌らむとす。汝者掌へからすと  
 言<sup>レ</sup>し事あり。この山守の地と云事は。御父應神天皇の御代に。任<sup>二</sup>大山守命<sup>一</sup>。令<sup>レ</sup>掌<sup>二</sup>山川林野<sup>一</sup>と云事ありて。山守部を定  
めて。大山守命につけ玉ひしことあり。大中彥命は大山守命同母兄弟なる故に。かくはのたまひしものなり。其時淤  
 宿禰其事を。太子宇治稚郎子皇子に申上しかは。太子御答に。汝大鷦鷯尊に啓せと詔玉ひき。即大鷦鷯  
 尊の許に參りて啓けらく。臣か所<sup>レ</sup>任屯田は。大中彥皇子距みて治しめすと白上しかは。大鷦鷯尊倭直祖  
 麻呂を召て。屯田本より山守地と謂ふは如何と問玉ふ。對曰く。臣不知。唯臣弟吾子籠此事を知れりと  
 申しき。此時しも吾子籠韓國へ御使に罷りて。未歸來さりしかは。大鷦鷯尊淤<sup>ツ</sup>宿禰に。汝躬<sup>レ</sup>韓國に往  
 て。吾子籠を喚て來れ。日夜を兼て急に往れと。告らして遣はしき。故淤<sup>ツ</sup>宿禰に罷りて。即吾子籠を率

て來りしかは。即倭屯田事を訊給ひしに。吾子籠申く。僕傳承るに。纏向玉城宮御宇天皇<sup>仁垂</sup>之世。科<sup>二</sup>太子  
 大足彥尊<sup>ホホラシヒコ</sup>。倭屯田を定め玉ひし時の詔旨に。凡倭屯田者。天下所知看御世々々の天皇の御田なり。帝皇  
 の御子と申すとも。天下しろしめす君に非ずは。掌る事を得されと定玉ひき。此を山守地と申は非なり  
 と白しき。大鷦鷯尊即吾子籠を大中彥命の許に遣して。其狀を告しめ給ひしかは。大中彥命更に爲便な  
 かりしよし見えたり。これにて思ふへし。もし文字もて。上古の事をひろく記し傳へたらまししかは。如  
 此許の事を問給はむとて。韓國まで御使に行たらむ人を。故に喚來て尋ね給はずともありぬへきを。猶  
 かく古のまゝに。故事をは語傳へしものなるをや。上古の事みな口傳なりしといへるは。右の古語拾遺  
 の序を始めて。舊くは天長七年八月に書れたる新撰龜相記に。上代舊辭皆以口誦。龜卜亦復如是。とあ  
 る文。三善清行の革命勘文に。上古之事皆出<sup>二</sup>口傳<sup>一</sup>。故代之事變應<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>遺漏<sup>一</sup>。等の説にも見えて。みな疑な  
 き事なり。さて漢風に物記す事の始まりしは。何の御世よりと云ふ事。今にしてはさたかに知へからねと。  
 漢土へ皇國人の渡り初めたりし事より。推て討<sup>レ</sup>ぬへし。去<sup>レ</sup>天明四年筑前國那賀郡志賀島の石窟より。漢  
 委奴國王と銘たる。黄金の印を掘出たるを。國人青柳種麻呂か考に。此印は後漢書に。建武中元二年倭奴國  
 奉貢朝賀。使人自稱<sup>二</sup>大夫<sup>一</sup>。倭國極南界也。光武賜以<sup>二</sup>印綬<sup>一</sup>。と見えたる時の印なりと云り。委奴國は倭奴  
倭平聲。委去聲なれども。古來倭委通し用ゐたる例。他にもあり。さて倭奴國は。倭國之極南界とあれば。九州地方の。南偏を云こととは  
知られたり。然るに新唐書に。日本古倭奴也と云るは。甚き杜撰なり。これを筑前怡土國なりと云ふ説も信かたし。それらの論はいかにも  
 彼光武か建武中元二年<sup>一</sup>は。垂仁天皇の御世の八十六年に當れり。紀に同御代九十年に。天日矛か玄孫

田道間守を常世國に遣はして。非時香菓トシノクノコノミ後所を求めしめ給へる事を載られたる。さして其國とこそな  
けれ。此頃となりては。朝廷にも漢國の事を。粗知らせ給ひしさまにて。誠に因縁ありけなり。猶此よ  
り先にも後漢書に。倭在韓東南大海中。云々凡百餘國。自武帝滅朝鮮。使譯通於漢者三十許國。々皆  
稱王。世々傳統。其大倭王居邪馬臺國。云々と云ることも見え。また此後にも。同書に。安帝永初元年倭  
國王帥升等。獻生口百六十人。願請見とあるこれらみな。かの國皆稱王云々と云へる類にて。天皇の  
御使にはあらず。西偏の國の長たちたるか。私に外國に通交せる者の。所爲なる事は明らかし。されは  
朝廷にはよしや知し看さずとも。かゝる者共か。漢國に往來して。かの漢委奴國王など。文字彫れる印  
をしも授かり來れるを見れば。既に西偏の國には。漢文字ありと云事を知れりし事は明らかし。其より前々  
けたる國へ。使を遣ししもの。文字されは朝廷には知しめさずとも。我皇國に漢文字の傳はり來りしは。垂仁  
天皇の御世の末頃と定めて見れば。神功皇后征韓の御時までは。凡百五十年程もあるへく。さはかり年  
ふる程。私に漢土に交通したらむには。彼國に用ぬし文字をかつくも習ひて事通はし。將己か爲にも  
用ぬたるへく。さる中には。彼國籍をもおろく讀辨ふる者もありたるへし。新羅御言向の頃となりて  
は。別て諸韓また漢國に渡れるものも多くなりぬへく。皇后御歸朝の後には。韓國に府を置給ひて。常に  
皇國人往來ひ絶さりければ。必通事たちたる者もありて。韓國より奉れる表文等を讀解き。又此方より  
仰下さる旨をも書などして事を通はし。將次々參渡れる博士どもに仰せて。惣て韓國に關係する事は。

官に書留めしめられたるへきなり。かくて其文字の便よきに因て。此方の要とある事をも。彼文法に擬  
ひて。且々書記しもして。漸々に用ぬる事とそなりたりけむ。かくて仁徳天皇四十一年春三月。遣紀角宿  
禰於百濟。始分三國郡壇場。具錄郷土所出。と云事見たり。此そ物記す事の。紀に見わたる初なるか。彼  
か郷土の事をさへ錄させ給ひしを見れば。此頃は朝廷にても。かくさまの事は記させ給ひし事炳焉し。  
かくて履中天皇の御世四年に及びて。始於諸國。置國史。記言事。達四方志。と記したり。既に此御世  
に至りては。世間に大方行わたりて。何事も書記すへくなりたるなり。古語拾遺に。此御世の事とて。  
三韓貢獻。奕世無絶。齋藏之傍。更建內藏。分收官物。仍令阿知使主與百濟博士王仁。記其出納。と云る  
事もあり。此は阿知使主と王仁  
との子孫なるへし凡大皇國に。漢字漢籍の傳はり來ぬる因縁。またそれを世に用ぬる事となれ  
る趣。右に述るか如くにそありけらし。さて其後は。文字の道を得たる者も世々に出來て。上古より語  
繼き來ぬる。要とある古事ともは。かつく書記せる籍の。諸家に出來たるなり。さてそれより撰史の  
事の見えたるはしめは。推古紀二十八年に。是歲皇太子島大臣共議之。錄天皇記及國記。臣連伴造國造  
百八十部并公民等本記。とあり。此錄されたる記等は。今傳はらねは。其書風いかにも有けむ知へからねと  
も。釋紀に引る上宮記の體裁を考ふれば。古事記の如く。假名漢文入交り。所謂宣命書の文をも交記され  
けむとおほわたり。世に傳はる舊事本紀を。上宮太子の撰と。其序にあれど。既に大人等の辨へられたる如く偽なり。其偽作れる  
世は弘仁よりは後。延喜よりは前なりし事。弘仁十四年の事の見えたる也。延喜私記に既に引用たるにて灼し  
さて次に天武紀に。十年三月丙戌天皇御千大極殿。以詔川島皇子忍壁皇子廣瀨王竹田王桑田王三野王

上毛野君三千忌部首首阿曇連稻敷中臣連大島平群子首令記定帝紀及上古諸事大島子首親執筆以  
 録焉。と見えたるは。御大極殿詔とあるなど。撰史の擧の嚴重き公事に成る始になんありける。され  
 と其十五年九月に。天皇崩し給ひ。此時大詔蒙りたる人の中に。功成らざるに死たるなどもありな  
 して其功畢へす。  
此時の帝紀は世に傳はらざれば。擧ならざるか如くなれど今の日本紀は。此を本文と爲玉ひしことは明らかなり。書  
 紀集解には。今の日本紀を此時に成れるものなりとして論へるの中に。天武天皇十三年作八色之姓。譬。如。中臣連  
 改爲朝臣。大伴連改爲宿禰。而神代上紀曰。中臣連遠祖。又下紀曰大伴連遠祖。此等之類不違。枚舉。凡稱遠祖。證。今之氏姓也。親王  
 之時。何不擧今姓。而猶依舊姓。是書紀成于天武天皇十年。其證云々。とありて。次に出来る和銅七年二月に。紀朝臣清人等に詔して  
 國史を撰しめ玉ひし。此に續て其後を補はしめ玉ひし物として。書紀三十卷。自神代上紀。至天武天皇元年紀。是天武十年大島子首等  
 所筆削也。自天武天皇二年紀。至持統天皇紀。凡舍人親王奉勅執行。清人藤原麻呂等所筆削也。非舍人親王一手所成者。故今論  
 明之と云れたる。和銅七年のは其趣異なる者を見ゆれども。日本紀は此時の帝紀に書續きて修め玉へるものなり  
 と。云へる説はいはれたり。されば此擧ならざりしものとはすへからず。たゞ未功畢へざりし物となすべし。次に元明天皇和銅  
 四年九月十八日。太安麻呂朝臣に詔して。稗田阿禮か記誦たる勅語の舊辭を撰録して。献らしめ給ふ。同  
 五年正月二十八日功畢て奏上れり。古事記是なり。其書の體裁は序表に見えて。皆人の知れるかことし。  
 次に同天皇和銅七年二月。詔從六位上紀朝臣清人正八位下三宅臣藤原麻呂令撰國史。紀とありて。其年  
 の中に功成竟て奏上たりき。奏上の事史には漏れたれども。扶桑略記に。和銅七月上奏日本紀と云事ある  
 を以知られたり。此即釋紀私記に。所謂假名日本紀なり。此事大に云此は上奏の月日は闕たれども。推て十  
 二月の事としたらむにも。かの清人藤原麻呂に令せ給へるは。二月の事なれば。速に功成れるを思ふに。  
 神代を始。大御代の嗣々を。いとあらあらに記されたるものにて。其卷數も古事記はかりのものなりけ

む。其書世に傳はらざれば。知へきよしなきか如くなれど。かの天武天皇御世に。川島皇子等に令せ玉  
 へるか如き。嚴重き撰史の御擧とも見ゆす。此人等のむけに位階の卑き。先朝の人等の比にあらぬを  
 もふへし。古事記成て。今幾ほともあらざるに。又かゝる國史を撰はしめ給ふは。いかにと云に。古事  
 記は先朝の大御意に出たるものにて。むねと勅語舊辭を傳へしめ玉ふ御擧。この事は本書の序表に見ゆたりこたび撰はせ給  
 ふ日本紀は。それとは異りて。御世御世の巻をも。假名漢文宣命書など入交りなからも。此は此書の。今世に  
 によや漢の國史風に似る事を力めしめ。また古事記に漏たる古事ともをも。摭ひ採らせ給ひて。や  
 今の日本書紀の體裁に。近く書しめたまへるものならむと。推量せられたり。平田翁説に。假名本といへど  
 も交けむことは。釋紀に引る文に。漢文の處も多かるを以て悟るべし。と云れたるを思ふべし。次に元正天皇養老四年五月癸酉先是。一品舍人親王奉勅修日本紀。  
 至是功成奏上紀三十卷系圖一卷。紀とある。此文たゞ日本紀とのみあれど。是即今に傳はる日本書紀な  
 り。借此日本書紀は。太安麻呂朝臣も加はりて修られたる事。弘仁私記序に。夫日本書紀者。一品舍人  
 親王。淨御原天皇  
 第五皇子也從四位下勳五等太朝臣安麻呂王子神八井  
 耳命之後也奉勅所撰也云々。親王及安麻呂等。更撰此日本  
 書紀三十卷。并系圖一卷。今見在。圖書  
 寮及民間也養老四年五月二十一日。淨足姬天  
 皇年號也功夫甫就獻於有司。今圖書  
 寮也とある以知へ  
 し。平田翁云。此紀の撰者を。紀には舍人親王の名のみ標たるを私記序また日本紀竟宴歌序。其餘の書  
 等にも。みな安麻呂朝臣の名をも標たり。釋紀に引る或書には。安麻呂朝臣一人に係てもいへり。武鄉云三統理平延喜六年  
 日本紀竟宴歌序。橋直幹天慶六年同竟宴歌序。又忌部正通口決等何れも二人の撰  
 とせ此を案ふに。紀には此人の名を記し漏せるにて。實は舍人親王は總裁とまじまし。安麻呂朝臣は其



祐となりて。修られけむ。故に紀には。親王の御名のみ標されしならむ。姓氏錄の撰者萬多親王にも六人なるを。專に萬多親王にのみ係て申す。  
同し謂にて。此例甚多かり。と云れたるか如し。さて先是奉勅とある年は。知へからねと思ふに。かの天武天皇十年三月に。川島皇子等に令せて記さしめ給ふとある。撰史の擧をうけ繼て。此親王并安麻呂朝臣に。勅し給へるものなるへし。此事上に集解の説を引出て委くいへり。然らはこの奉勅は。この御代よりなほ先代。文武元明二帝の朝の事にもあるへし。然るに此御擧や。漢史風の體裁を似ねひ作り給ふなどが。容易からずして年月を経たる間に。古事紀日本紀假字の如き。卷の數も少く古語を旨としたるもの。一二部出來たるなり。されどそれはそれにて。此度の日本書紀は。天武天皇の所思食起せる。御旨趣を基本として。撰はせ給ひしなりけり。さて釋紀に假名日本紀と。今在る書紀との前後を問答したる處に。假名本元來可<sub>レ</sub>在。爲<sub>レ</sub>嫌<sub>ニ</sub>其假名。養老年中<sub>レ</sub>撰<sub>ニ</sub>此書<sub>ニ</sub>云々。といひ此書とは日本書紀なり。また或書云養老四年令<sub>ニ</sub>安麻呂等撰<sub>ニ</sub>錄日本紀<sub>ニ</sub>之時云々。假名之本尤在<sub>ニ</sub>此前<sub>ニ</sub>耳とあり。平田翁云此を合せて考るに。和銅七年に奏れる日本紀は。即所謂假名日本紀なる事疑なし。武郷云平田翁は。和銅七年の日本紀をほみな言偏に作り改められたり。されど扶桑略記にも。一本にのみ記とありて。印本にはなほ紀と作り。水鏡の古寫本とも。何れもみな紀とあり。其他日本紀と作るはをさくあることなければ。改められしは非なり。故今は悉本に反して引るなり。かくて此假名本は先に成り。今の日本書紀は後に成る事は。上に引る弘仁私記序。釋紀共に。更撰と云るは。和銅七年に上奏れる日本紀はあれど。また更に今存る日本書紀を撰へる由なると。私記に假名本を古本と云ひ。今の日本書紀を後本と云るを。思合せて曉るへし。又此に依て思へは。假名日本紀と云稱も。後に成れる日本書紀の漢文なるに對へて。號けたる稱にて。唯

に日本紀と云ひし事。上下に引る扶桑略記の文にて知へしと。云れたるはさる事ながら。右に引る釋紀に。假名本爲<sub>レ</sub>嫌<sub>ニ</sub>其假名<sub>ニ</sub>。養老年中更撰<sub>ニ</sub>此書<sub>ニ</sub>とあるは謬なるへし。上にも云る如く。和銅上奏の日本紀と。此日本書紀とは。其撰らしめ玉ふ根元。各異なるものにて。此と彼とは相關からず。されは其假名を嫌ふか爲に。など云へきものにはあらじかし。但日本紀は先に成り。日本書紀は後に成しかは。其日本紀の文に依て。修られし段もあるへきはもとよりにて。此は古事紀の傳と同じきも。紀中にあるにても知へし。しか探撫ふにつけては。假名を漢文に改めらるること。これまた論なし。さてまた平田翁が日本書紀は右の假名日本紀を。總ての元書として修はれたりと云はれたれど。其説も信かたし。弘仁私記序。釋紀共に更撰と云るは。和銅七年に上奏れる日本書紀に對へて。今存る日本書紀を撰へる由なるへけれど。此又假名本を嫌ひて。日本書紀を修られたりと爲る徴とは云かたく。また私記に。假名本を古本といひ。日本書紀を後本と云るは。當時さる名目もありしなるへけれど。假名と云るも漢文に對へて讀た。これはた。日本紀は日本書紀の元書たる證と。すはかりの事にもあらじかし。さるは平田翁も。中世の書等に。日本紀とて引るに。今傳はる日本書紀に見えさる事實のあるは和銅上奏の日本紀と通えたり。そは水鏡に顯宗天皇の前に飯豊天皇と申を皇統に擧まつりて。此帝をば。系圖などにも入奉らされとも。日本紀には。入奉て待ると見ゆ。大石か水鏡注に。此日本紀は今世に傳はる。舍人親王の撰給へる日本紀にはあらす。彼紀に。此天皇の皇代に入り給はぬを以て知へし。然れば此に日本紀と云るは。和銅上奏の日本紀なるへし。そは紹運錄にも。此天皇を皇代に入奉りて。皇代曆云。是不<sub>レ</sub>註<sub>ニ</sub>謹<sub>ニ</sub>系圖<sub>ニ</sub>。依<sub>ニ</sub>和銅

養閑入といひ。扶桑略記にも。此天皇を皇代に入奉りて。此天皇不載。諸皇系圖。但和銅七年上癸。日本紀に載之。仍注傳之とあり。此は既く。松下見林か前王朝略記にも。右の書等を引て。此日本紀者非。今日本書紀と記せるは誠然の說なり。○武備云。印本略記の文には。和銅五年とあれども。一本には七年とあり。さて上にも云るか如く。水鏡を始め。何の本にも日本紀とありて。言偏なるはなし。なほ已か見たるものにては。秘閣本と稱する帝王系圖。忍海部女王下にも。和銅二年日本紀とあり。二年はこれも誤なり。又前田日本帝系圖にも。飯豐下に和銅日本紀とあり。かく何れも。神宮雜例集に引る神宮記に。内侍所の神鏡の御事を記せる處に。件鏡紀字のみなれば。言偏に定むべきにあらす。○天香山命乃。八百萬皇神達共爾。以銅鑄造之神鏡也。或云天香山。一面坐伊勢國。一面坐紀伊國。須。一面坐内侍所。是件鏡也。具見于云云と見え。倭姬命世紀に。日本紀曰。神產巢日神御子少名毘古那神。與大國主神。相並作堅此國之。後者其少名毘古那神者。度于常世國也。とあり。此文ふと見ては。古事記を誤りて。日本紀と引るに。江家次第鎮魂祭條に。神代卷字介船不美止々呂賀須と見え。やと所思れど。彼記の文と異なり合せ見るべし。○日向曾峰に天降りて。神武天皇を導奉て。後に生給へる玉依日咩の。別雷命を生たまへる故事を記せり。此は殊に長き傳にて所。此等すへて。今傳はる書紀に見えざる事ともなるは。古本の日本紀を引る文なること疑なしと。云れたる。此にても假名本と。今の日本書紀とは。もとより異なることを知へし。もし假名本を元書として。修られたる日本書紀ならましかは。此等の傳を。いかにして捨られけん。みないど止事なき古傳なるをや。たゞ彼は彼。是はこれにて。彼に漏たるか此にもあるへく。此に取らざるか。彼に撫へるもありて。中には自ら似たるもあるへきなり。されは右の假名本を元として。修られたりといへるは。推當の說と見て

ありぬへし。さて上にも云る如く。此日本書紀は先々の史ともとはかはりて。漢字の義を專と取て古語に據て。全く漢史風に記させ給ふにつきては。強たる字を撰たる處々もあり。また字簡に切めて。記されむとして。言の義の通じかたくなれるなともありて。いとさましくなれど。其は漢の國史風に似る事を。力められたる書の體裁こそあれ。事實の上を。彼に似たらむと。書みたり給ひしにはあらず。また紀中漢文の潤色なきにしもあらねど。それ將別に止事を得ざるよしありて。撰者の心にはあらぬなど。下に委しく云ふへし。また撰者の心に應はざる事をは。捨も刪りもして。修り改められたる事なとも有り。其は家々にて。古傳を記すては。其家の祖の功績などは。殊に大きく記したる。また正實の旨を記れる事も虚偽れることもありし故に。其失を撰玉へるなどを云なり。正しき傳などを心に應はずとて。みたりに捨も刪も爲玉ひしにはあらず。是即天武天皇の所思看し起せる御旨なりしを。其御心の如く成れりし故に。此を正史と立られて。其後は撰み改め給ふ事もなかりしなりけり。

題號

題號

此紀の題號。舊くヤマトノミと訓めり。抑夜麻登は大皇國の大名なり。まつ上古に。夜麻登と云に。四種の差別ある事を知るへし。其四種とは一には大八洲の全國を云。二には大八洲の其一なる閩島を云。三には畿内の大和國を云。四には其大和國內なる一郷をも云。此四種其起本は一なれとも其名稱の前後本末あり。古來の説とも皆詳ならず。されと煩はしければ。其說等は總て辨へず。今新に予か説をのみ記

すなり。神代紀云於是陰陽始違合云々。廼生<sup>オホヤマト</sup>大日本豊秋津洲<sup>トヨアキツシマ</sup>。古事記云。生<sup>オホヤマト</sup>大倭豊秋津島<sup>オホヤマトトヨアキツシマ</sup>。亦名天御虛<sup>アメノミツ</sup>空豊秋津根別<sup>フトヨアキツネワケ</sup>とありて。此大倭は甚大なる島にて西は長門國より。東北は陸奥出羽國までかけたる。關島の大號なり。名義は未思得されと二神此國土を作成して。即其國體を見そなはして。御自負せ給へる號なること明らかし。其は神武紀に。伊弉諾尊目<sup>イサノノミ</sup>此國<sup>コノクニ</sup>曰。日本者浦安國<sup>ウラヤス</sup>。細戈千足國<sup>ホソコチソク</sup>。磯輪上秀<sup>イソワジノウヒメ</sup>眞國<sup>マコトクニ</sup>。と詔へる事ある。これ伊弉諾尊の御時に。此御言ありしを以證すべし。此御言を後の一國の倭と見る説は。甚非事なり。かつ御子等生坐の時を置て。何れの時にさしてそれより延きて。後に弘く大八洲全國をも稱て。大倭と云るは。此關島の名のかがる御言は詔ふとせむむ。

大に及へるものなる事はさらなり。これも神代より云初めたりし事は。下に云。さて又畿内の大和國の名も其舊し。此關島の大倭洲の内にも。此國は後に皇孫尊の御知看む國と。神代に大己貴命の詔置玉へる如く。特なる所由ありて。此國を專と云習はしたりしなり。其は神代の神等の御言に。往々見えたる。其一二をいはく。大物主神の御言に吾欲<sup>ミコトノミ</sup>住<sup>ヤト</sup>於日本國之三諸山<sup>ミヤコノミ</sup>と詔ひ。また八千矛神自<sup>ヤチヒコノミ</sup>出雲<sup>イセ</sup>將<sup>ミコト</sup>上坐<sup>ウヘマカ</sup>倭國<sup>ヤマト</sup>とある。これも當昔。倭と云名ありし證と爲へし。また饒速日命乘<sup>ニギハヤヒノミ</sup>天磐船<sup>アメノイフネ</sup>而翔<sup>トビ</sup>行太虛<sup>イハヒヤミ</sup>也。睨<sup>ニギハヤヒ</sup>是鄉<sup>コノサト</sup>而降<sup>ノリ</sup>之。故因<sup>ユヘ</sup>目<sup>メ</sup>之曰<sup>イハレ</sup>虛空見日本國<sup>ソラヲミヤマト</sup>とあるは更なり。記紀の外にも。神賀詞播磨風土記等に見えたる。みな何れも。神代の事なり。さて又一郷の大和あり。和名鈔大和國城下郡大和<sup>ヤマト</sup>麻止<sup>マドシ</sup>郷<sup>サト</sup>とあり。此名號の起本は。一國の倭より起れるかと云ふに然らず。此は倭大國魂神の御名より起れるなり。其證は、此神の御名義を。大倭神社注進狀に。在<sup>ヤマト</sup>大倭豊秋津國<sup>オホヤマトトヨアキツクニ</sup>守<sup>ミ</sup>國家<sup>クニ</sup>。以號曰<sup>イハレ</sup>倭大國魂神<sup>ヤマトオホクニタマノミ</sup>とありて。此倭は

即ち上に云る。大八洲の内なる。關島の大倭より延て。大八洲の全に亘る稱を以。名け奉れるなり。此既<sup>レ</sup>大八洲全洲をも。大倭と云ひしこと知へし。萬葉五に。地能天大御神等<sup>チニテオホミコノミ</sup>。倭大國靈云々<sup>ヤマトオホクニタマ</sup>とあるも。大八洲全洲の御靈と申す義なり。さて此大神は。皇孫天降の御時より。皇大宮の内<sup>ミヤノウチ</sup>に祭られ玉ひしを進紀又注崇神天皇六年に。皇女淳名城入姫命<sup>スナギメノミコト</sup>に託て。始て其時の皇宮磯城水垣宮<sup>イソノミヤ</sup>を出し奉りて。同郡なる穴磯邑<sup>アナソノ</sup>に崇き祭り給ひき。此を注進狀に市磯邑とあるは誤なり。其は垂仁天皇二十六年の紀に定<sup>マ</sup>神地於穴磯邑<sup>アナソノ</sup>祠<sup>ミヤ</sup>大市長岡岬<sup>オホサカミ</sup>とあるは。此時の亦の傳なれば市磯は誤なる事明けし。この處を後改<sup>マ</sup>名曰<sup>イハレ</sup>大倭邑<sup>オホヤマト</sup>と。注進狀に見えたる。これ即今の城上郡穴磯にて。萬葉十二に。纏向痛足<sup>マキムクサシ</sup>。式に城上郡穴師坐兵主神社とある此地なり。大市と云も。即和名。此は大倭大神の鎮坐せりしより。其大神の御名をとりて。後に其穴磯邑<sup>アナソノ</sup>を大倭邑<sup>オホヤマト</sup>とは云し。鈔城上郡大市是なり。此は大倭大神の鎮坐せりしより。其大神の御名をとりて。後に其穴磯邑<sup>アナソノ</sup>を大倭邑<sup>オホヤマト</sup>とは云し。なり。さて又其後の御代になりて。穴磯邑<sup>アナソノ</sup>より。右の城下郡大倭邑<sup>オホヤマト</sup>に。此神を移し奉れり。此事は垂仁紀に云。其より又。其地をも大和郷<sup>オホヤマト</sup>と云しことは。其大神の御名を採て號けたりし事。かの穴磯邑<sup>アナソノ</sup>なると同じかるへし。然るにかの穴磯邑<sup>アナソノ</sup>なる大倭の名は。既く絶て知人なく。今の大和神社邊に残れる地のみとなりぬるは。長く此大神の御座所と定りたるに依てなり。されは一郷の大和の名は。崇神天皇の御代より後の名なる事。右に云るか如し。さて又神武紀に。以<sup>ク</sup>珍彦<sup>ウツヒコ</sup>爲<sup>シ</sup>倭國造<sup>ヤマトクニツクリ</sup>。國造本紀にも。此御世に以<sup>ク</sup>根津彦<sup>ネツヒコ</sup>初爲<sup>シ</sup>大倭國造<sup>オホヤマトクニツクリ</sup>とあり珍彦と云事あり。此は一國の名にはあらて。古くより一郷の名と云り。さらは猶既く倭と云郷名。神武天皇の御代の頃より。ありしか如く聞えていと疑しきを。ここに栗田寛云。此大倭國造は。大和の半國許をも所轄<sup>スベシ</sup>しものにて。大和一郷に限れるにはあるへからすと云り。今其説に據て考るに。かの珍彦

は。香山にて功績ありし人なりければ。神武紀此御代に。其香山の邊に宅地を賜ひ。此事は倭國の半國許をも賜ひて。其國造とせられたる。其地ともは今儘かには知られぬとも。まつ宇陀郡は。其本土の事を領れりしこと本よりにて。延暦儀式帳に。宇太乃阿貴宮坐只。次佐々波多宮坐只。其後猶其餘の處々をも廣く所轄りしからに。其一國の名を以て。倭國造とは名を負せ玉ひにけむ。なほ思ふあたりをも領りたらむと思しきは。雄略紀に。大倭國造吾子籠宿禰。貢。狹穗子鳥。されは此國はなほ。倭一國の號なりしこと別。爲。穴人部。とある。狹穗は添上郡なり。されは此邊までもその部内なりけらし。此は倭一國の號なりしこと明らかし。國造をおかれし事も疑はしく。國造本紀も淨たるものとなれるなり。さて其後裔長尾市宿禰に至りて。此市嶋長尾市とも云へるを以て。十市郡なる市嶋の邊に。住し人なる事知られたり。此は。此大倭大神を。其部内なる穴磯邑に城上郡穴磯に遠からぬ城なり。故其先祖珍彦より以來の。宅地ならむとば上に云るなり。此大倭大神を。其部内なる穴磯邑に齋き奉りしより。即其邑をも。後に大和邑と改めしなるへく。今の山邊郡なる大和郷も。又同じきこと上に云るか如し。さて其大和の地に鎮座す故に。式に大和座大國魂神社とは云るなり。されは大日本全國にかゝる稱號と。大和郷に鎮座す神名とを。混すへからず。又序に云ふ。大物主神をも。倭大物主命と云事あり。崇神紀七年に。この神の御言に。我是倭國域内所居神と詔ひ。また同卷歌に。椰磨等那殊於朋望能農之とある。此はなほ畿内一國の名なり。其は此一國をば此神の殊に御心いれて造給へりし事後の物なから。總國風土記等にも見えられたは。大倭造す大物主と稱申し。倭大物主神とも申せるは。かの大倭大神の。全國に亘れる御名とは異なりかし。故倭國域内所居と詔へるも。かの神代に。欲住於日本國之御諸山と詔へると同事なり。此差別をも心得おかすは。まとはしかるへし。さるをこれまでの注

者。今の畿内の大和國をのみ。名の起りと心得て。耶磨登の耶磨を。山の義と爲る説とも。何れも末の義にて。かの大八洲の内なる。一島の名より起れる事を。おもはぬ説なれば。古書ともに證するに。すへて叶はず。さて此題號の耶磨登は。大皇國の大名なる事は上に云るか如し。日本の字は。孝德紀大化元年の詔書に。明神御宇日本天皇。と初て用ゐられたれども。其には未夜麻登と云訓はなかりしなり。所以に神代紀に日本此云耶麻騰下皆效之とある國號考云。夜麻登と云に。日本と云字を用る事は。書紀より始れり。其は未例なきことにて。世人の惑ふへき故に。其訓注はあるなり。古事記は大化の年より遙に後に出來つれども。總ての文字も何も。古く書傳へたる任に記されて。夜麻登にも皆倭字をのみ書て。日本と書れたる所は一もなきを。書紀は漢文を潤色り。字を撰ひて書れたる故に。新に此嘉號を當て書れたるなり。但畿内の一國の夜麻登には多く倭と書き。天下の大號には。日本と書て。紀中大凡此例なり。人名も此意味にて。天皇の大御上には。日本。又然らぬ人の中には。倭と書れたり。神日本磐余彦天皇。倭姫命などの如し。日本武尊は天皇の大御父に座て萬事天皇と等しき故に。日本とは書れつるなり。又比能母登と云は古書に見えず。日本と云は。意は其意なれども。比能母登とは訓ず。始より字音にそ云けん。萬葉集に日本とあるを。比能母登と訓る所在は。後人の強て五言に訓む爲の僻事にしてみな四言に夜麻登能と訓へきなり。唯三卷なる不盡山の長歌に。日本之山跡國乃云々と。續後紀十九卷興福寺僧の長歌に。日本の野馬兼能國遠云々。などある此等は比能母登能なり。然れど國號に云るには非ず。倭と云む枕詞なり。○武郷云。たに枕詞とのみにては聊か足らぬ心ちす。これは日本と云文字を。直譯に。ヒノモトと。と云れたる。其日本と云は。異國へ示さむ爲に。設られたるにはあれども。其元はなほ。韓國より稱奉れる稱號を。受させたまへるなり。其は信友か説に。韓國を言向賜へる時より。やゝ年

經るほどは。彼國に關係する事は。專韓人に命て。書しめ給へりしなるへく思はるゝに就て。考徴せる事の此彼ある中の。一二を説はむ。其は神功紀なる。新羅の御言向の時に。彼國王が言に。吾聞東有神國。謂日本。亦有聖王。謂天皇。必其國之神兵也とあるは。決て韓人の實録なるへし。其はまつ東有神國と云るは。いと既くより大皇國ある事を知りて。尊畏み。はた神の御護の奇異に厚き御國からたる事を。知たりけるによりて。深く畏み憚りて然は稱せるなり。神國と云へる事。是より。前國の文には有事なし。さて謂日本と云へるは。韓國はもろこしの東に在とて。後世に彼國人かほこりかに。東國或は吾東方など云るを以ておもふに。そのかみも然る意はへにて。日出に近き東の國と。ほこりかに思居し心ならひに。其東なる神國なれば。日出方の本國と云ふ意にて。既に日本と稱ひて畏み尊みしなり。續紀天應元年七月。栗原勝子公言。子公等之先祖伊賀都臣。神功皇后御世使於百濟。使娶彼土女。生一男。名日本大臣。遙尋本系。歸聖朝云々。と云傳たる日本も。當時百濟人の稱詞とそ聞えたる。當時より既く。崇神天皇の御世。任那人都奴我阿羅新等か。歸化て奏せる言に。傳聞日本國有聖王。と云へる由。書紀に記されたるは。例の後の號を古に同らして。書れたる文なるへし。又うのかみはやくより。日本と稱へりしにやあらむ。うはとまれ稱へたるころはおなし。しかるを朝鮮の東國通鑑に。新羅の文武王十年に。倭國更號日本。自言近日所。出以爲名。といへるは。もろこしの新唐書に。咸亨元年の下に。然書たるをとりて。己か國の年紀に合せて。さて韓國臣服參りて後。表書たる謬言なり。其はもと己か國にて稱へ奉りたる號なる事を。つゆしらて自言といはし可笑し。さて韓國臣服參りて後。表にも日本と書て上りけり。故此方にて其尊稱を受給ひて。すへて外蕃へは日本と詔ふ例とそなされける。孝德天皇大化元年七月丙子。高麗百濟新羅并遣使進調。百濟調使兼領任那使。進任那調云々。巨勢德太臣詔於高麗使。曰。明神御宇日本。天皇詔旨云云。又詔於百濟使。曰。明神御宇日本。天皇詔旨云

云と見えたり。令にもすなはち其定に載られて。公式令の詔書式に。明神御宇大八洲。天皇詔旨とあるを。義解に用て於朝廷大事之辭也といひ。明神御宇日本。天皇詔旨。とあるを。以大事宣於蕃國使之辭也。と謂へるを以も知るへし。但し既に應神天皇御世二十八年高麗王の上表に。教日本國と書たるを。太子の讀まして責給へる事。書紀に見えたり。此は教と書けるか無禮きを責給へるなり。又經籍後傳記に。推古天皇の御世。もろこしの書籍を買はしめ給はむとして。御使を渡給ふによりて。隋王かもとに賜へる詔書に。日出處天皇。致書日沒處天子。と。詔ひ遣はし給へりし由みえたる。日出處も天皇も。ともに韓人か稱奉れる意はへを。用させ給へるにて。もろこし人か。自己か國を中國中華など云ひ。王を天子など云ひて。ほこりをするとはいたく異なり。もろこしの書に。日本と記せるは。梁の世に任叅か述異既に韓國にて稱へる號を。用たるものなり。又新唐書に。日本古倭國也云々。咸亨元年遣使云々。惡倭名一更號日本。使者自言。國近日所。出以爲名。といへり咸亨元年は。天智天皇の九年に當れり。此時日本と云ふ號の謂を問たりけん。しかくと答へけるは。前に日出處天皇と詔遣はし給ひしに打あひて。あはれいとよき。かくて大皇國の號の夜麻登と云に。打まかせて日本の字をもち用る事は書紀や始ならむ。武郷云此事は已に本居翁か説を引て上にいへり。かくて日本の字の嘉しく。ふさはしきによりて。字訓に比能母登とよみて。これも大御國の又の稱となれるなり。以上信と云れたるか如し。なほ神國といひ。もと新羅國より稱奉れる尊稱を。受させ玉へるものなる事も云はれたれど。此に云はず。紀中其文字の出たる處に引出て云へし。然るを平田翁説に。日本と云名も元來は皇國人の唐世頃などに。稱始めし名にはあらず。いと既く軒輊黃帝紀に。乘黃と云獸の事を。出日本國壽三千歳と見え。梁任叅か述異記に。日本國有金桃。其實重一斤なども見えて。彼國より尊み稱せる名なり。と云たるは非也。軒輊黃帝紀の事は論あり別に云へし。梁任叅か述異記は。大凡繼體天皇の頃の人なれば。其頃既に日本の號ありしを。彼國に聞つけて。書たるのみにこそあれ。彼國より尊み稱せる證更になし。其證とて引れたる文は。次に釋紀にも。問謂日本。者是唐朝所名歟答延喜諸記曰。自唐所號也云云。開題記にこれを日本と云名の。唐土にて名けたる證とせしも杜撰なり。引たる文のさまたかへり。此文釋紀に

は、開大唐謂、此國<sup>倭</sup>。而今謂<sup>日本</sup>者。是唐朝所<sup>名</sup>歟云々。延喜諸記曰。自<sup>唐</sup>所<sup>名</sup>也。隋文帝開皇中。入唐使小野妹子改<sup>倭</sup>爲<sup>日本</sup>之號。とある文なるを文の前を切り裁て。あらぬさまに引付たりしなり。さるはまづ此釋紀の文をどくへし。唐土にて。此國を古より倭と云り。然るに今日本と云は。是唐の代より所<sup>名</sup>歟將我國自稱歟と問へる答に。延喜諸記曰。彼國唐の代より號くる所なり。我國にては隋の代に。小野妹子か改<sup>倭</sup>爲<sup>日本</sup>と爲り。然れども隋皇其を許さず。唐代に至りて。武徳中に初て日本と號せり。と云る文にこそあれ。それを開大唐謂<sup>此國倭</sup>而今の十字を略きて。日本と云號を唐土より所<sup>名</sup>歟と云意にとりなしたるは違へり。唐朝は唐代なり。唐土の事にあらず。さて其答に自<sup>唐</sup>所<sup>名</sup>歟とあるも隋代を過て。唐代に至りて。始めて名くる所なりと云文を。其をも據續の文を盡く載去て。唐土より所<sup>名</sup>也と云證に。引れたるは。いかに杜撰にあらずや。よく釋紀の文を見るへし。さる意さらにある事なし。されは唐土にて。日本と云名を貢せし證は。一もなしと知へし。また日本自<sup>唐</sup>當<sup>東方</sup>之間唐朝所<sup>名</sup>也とあり云々。開題記に。これを日本の號を唐朝より名つくる證とせしは。また杜撰なり。此文は上に。開此國謂<sup>東海女國</sup>。又謂<sup>東海姬氏國</sup>。若<sup>有</sup>其說。哉と云る答に。師說梁時寶志和尚議云東海姬氏國者。倭國之名也云々。謂<sup>東海</sup>者。日本自<sup>大唐</sup>當<sup>東方</sup>之間。唐朝所<sup>名</sup>也とありて。日本を東海姫氏國と謂所以は大唐より東方の海にあたるか故に。號けたる也と。云る答にこそあれ。日本の號の起るにはあらざるを。謂<sup>東海</sup>者。の四字を削り去りてあらぬさまに文をなしたるは。太しき牽強也。かつまた大唐とあるを悉みて大字を削りたるもわろし。大唐とあるは唐朝と云とは意。書紀と云る由は。釋紀に問不<sup>謂</sup>日本紀。謂<sup>日本書紀</sup>如何。答師說宋太子詹事范蔚宗。撰<sup>後漢書</sup>之時。敘<sup>帝王事</sup>。謂<sup>之</sup>書紀。敘<sup>臣下事</sup>。謂<sup>之</sup>書列傳。然則書紀之文依<sup>之</sup>歟云々。と云はさる説にて。舊く皇國に傳たる漢書は。漢書紀とありしよし。屋代弘賢ぬしの傳へ語られき。然れば書紀といふ號は。漢書の題號に依<sup>り</sup>と云る。釋紀の説は違ひあるましくこそと。開題記に云れたり。さて此日本書紀といふ名につきて。記傳首卷に。まつ日本書紀といふ題號この心得ね。御國の號を標られたるなれども。漢國は代々に國號のかはる故に。其代の號もてつけされは。分りかたければこそあれ。皇國は天地の共通く。天津日嗣つゞきまして。かはらせ給ふ事しなれば。うれと分て云へきに非ず。かゝること國號をあくるは。ならふところある時のわさなるに。是は何に對ひたる名をや。たゞ漢國にむかへられたりて見えて。彼にへつらひたる題號なりかし。然るを後人の。かへりて此をたけき事に稱へ思ふはいかに。云れたる説はあれども橘守部の其を論ひ直して云くや。己か心にはいとあかす。遂はみたる名どころおもはるれと。云れたる説はあれども橘守部の其を論ひ直して云く上<sup>代</sup>の人はこそわりのまゝに。吾皇大御國を。天地の間に二つとなく。尊き限と思極てありければ。直

ちに國の大號を擧て。日本某と稱をは。上なき自稱とはせしにそ有ける。かの上宮太子の隋王に賜はしつる御書に。日出處<sup>天皇</sup>投<sup>書</sup>日沒處<sup>天子</sup>。無<sup>恙</sup>否云々。と示したまひ。今此紀中などにも。凡て異國をは西蕃と書たまへる。その意氣の高きに合せても。諂ひてには非る事著明し。萬葉集の歌などには。何處に對へ。誰に諂ふとは固<sup>り</sup>あらされと。日本之倭國者云々。磯城島乃倭國者云々など恒にまたよみたるも同事なり。又吾國者。吾日本者。吾大王者。などよめる。吾も他に對へてにはあらず。是は偶親しみて云なりと注せり。是を親辭としらば。右の國號も自稱となどか悟らざる。是則名物を擧るに倭鍛冶。日向駒。信濃眞弓。難波菅笠など。己か國郷を自稱して云と。同じ心はへなるをや。さるは人皇四代懿德天皇の尊稱を。大日本彦耜友尊と稱し。人皇六代孝安天皇の尊稱を。大日本足彦國押人尊と稱し。人皇七代孝靈天皇の尊稱を。大日本根子彦太瓊尊と稱して。是より御代々の天皇。日本根子を以て通稱としたまへり。此御時未<sup>異</sup>國の通路なし。此國號は何處に對ひ。誰にへつらひて名のり給ふとかせん。即かく吾天皇を。御代々々日本根子と奉<sup>稱</sup>に倣ひて。吾天皇の史をも。日本書紀とは名つけ給ひたるなるをや。と云れたるはいと珍<sup>た</sup>たく卓れたる説なりけり。此論に従ふへし。信友も。日本は世に比下。日本一など稱ふ心はへなるへし。外國に對へて云ふ意にはあらずと云れたり。さて又此紀を。日本紀とも日本書紀とも。古昔よりいへるにつきて信友か論あり。其は其著はせる比古婆衣の日本書紀考に云く。此紀もとは日本紀と題られたるを。文人たちの書字を加へて。日本書紀とも稱へるより起りて。遂に題名となりしと見えたり。然るは續日本紀に。

養老四年云云舍人親王奉勅修日本紀と有を始め。六國史はさらなり古書ともには。悉く書字なきを。

釋日本紀に引たる。此紀の弘仁私記序に。始て日本書紀と見えたり日本後紀に弘仁三年六月戊子。是日令參議從四位下紀朝臣廣瀨。陰關頭正五位下阿部朝臣眞勝

等十四人。講日本紀。散位從五位下多朝臣人長執講とあり。此時の人長の私記なり。永正與書本の書目録に弘仁四年私記三卷。多朝臣人長撰とあり。また此紀の竟宴歌の本に。延喜六年天慶六年

の度とも。日本紀竟宴。各分史得云々并序と書出して。これより前元慶六年の度も。日本紀竟宴云々とありて序文はなし。其序文には。と

もに日本書紀と書り。此竟宴歌の書は契沖か宗尊親王の眞跡なりといふを。肥後國熊本にて臨撰し來れるを。元祿十三年に。今井似閑に與へたる自筆本による。普通の寫本には。延喜六年の序文には。書字脱たり。これら決

く文人の潤色作爲なるを。始めに日本紀竟宴と書出たるは。舊名に依れるなるへし。文章のいたく漢様なるをも思ふへし。さて延喜六年の序の作者は。三統宿禰理平なり。又朝野群載に載たる。承和三年に記せる。廣隆寺縁起。釋日本紀に引たる延喜講記にも

日本紀と見えたり。萬葉集中に日本紀。また日本書紀ともあれと。さて上に擧たる弘仁より前の書ともには。續日本紀なるはさらにて。本朝月令に引たる高橋氏文に載たる。延曆十一年三月十八日の太政官符に。日本

紀と見え。日本後紀に延曆十六年二月の下。また弘仁三年六月の下にも。日本紀とあり。但し同紀大同元年七月の下に。是日勅命

續日本書紀云々。とあるは後人の加筆か。今他本なければ。校へきよしなし。古語拾遺下部家傳來の奥書ある古本の奥に。此文を引たるにも。書字あるは此本に據れるものなるへし。又按ふに。後紀は承和七年に奏進られて。弘仁より二十餘年後に撰れたる書なれば。當時の名目も。記されたりしにもあるへし。さてまた後紀の延曆十六年二月の下なるは。續日本紀を撰はしめたまへる時の詔詞にて。前日本紀とあり。此は續日本紀に對へたる文なり。さて其次の文に續日本紀の事をさへに。單に日本紀とあり。古書ともは續日本紀より。以下

の國史ともを。すへて日本紀と云ること例あり。大神宮諸雜事記。天平神護二年神宮燒亡條に。日本紀二部と見え。此後の古書とも

たり。此記いと古く撰たるものならねと。もはら古記ともを書集めたる書と見えたり。當時題名の一證とすへし。此後の古書とも

なる事を知へくそおほゆる。台記に。久安四年四月二十三日季房朝臣來。語大日本紀事。と記され。猶いはく。此紀もとよ

り書紀と題せるものならば。繼々に令撰られし史等も。續日本書紀。日本後書紀など稱ふべきを。然有

ぬを以ても。證とすへきなり。と云れたるはいと委き考なり。平田翁も此説を諾ひて。なほ云れけるは。

姓氏錄に日本紀といふ號多く見えたる。一所も日本書紀とすることなし。然れば前條に記せる信友か

考はますく正しくおほえたり。然るはかの錄は公の錄なる故に。私に書字を加ふる事はなきなり。と

云はれたり。武郷按に。まことに此説の如くなるへし。但し此を弘仁年中より。文人等か書字を文飾に

加へたりとの説は徴なければ更に信かたし。據てつらく考ふるに。其原よりの名は右に云れたる如く。

何れもたしかなる徴ありて。日本紀と云る事更に疑なきを。後に稱呼の爲に書字を加へたりしものなるへ

し。さるはいつの頃の事にかと云に。なほかの上に云る。和銅上奏の日本紀に相并ふ時。其まきれのあ

らむ事を思ひて。當時さる稱を呼しものとそおほゆる。其は和銅上奏の日本紀も。もとほはた日本紀な

れと。後の日本紀と唱を別たん爲に。假名日本紀と呼び此事は既に云へり此日本紀は。ひたふるの漢文なれば。彼

漢書紀などの事をおもひて。書字を加へて呼わたりしものとそおほゆる。されど其原はいつれも勅撰の書に

て。私に題號の文字など改むべきにあらねは。これはたゞ一時官府などにて。此二書を取扱ふ時の假

の題號なるへし。さるからにいつしか呼なれて。假名日本紀も日本書紀も。もとよりの名の如く成る物

なるへくもおもはれたり。しか見る時は。書紀といへる事も。私の題號にこそはあらめ。なほ弘仁など

よりははやく。云初めしものならむもしるへからず。またまことに弘仁の頃より。さる名を負せたりし

ものと見てもありぬへし。かにかくに。文人等か潤色に加へたりとの説はうへなひかたし。これらなほよく考ふへき事なり。

異本

異本

此書異本いと多し。既に清輔朝臣の奥義抄に。日本紀も本々あひたかへる事あれば。いつれと定かたし。と云れたるもさる違のありしにこそ。さるはまつ。其異なるより見えたる證は。信友か比古婆衣にも引て云る説に。天慶六年竟宴歌の。橘直幹の序に。上起<sub>ニ</sub>混沌<sub>一</sub>下別<sub>ニ</sub>人神<sub>一</sub>始<sub>ニ</sub>於辛酉之元<sub>一</sub>。神武天皇紀の始に。是年大歳甲寅とあり。壬辛酉歳といふは。即終<sub>ニ</sub>於壬寅之歳<sub>一</sub>。今の日本書紀三十卷。持統天皇の十一年丁酉八月乙丑に。禪<sub>ニ</sub>天皇位<sub>一</sub>於皇太子。と云まであり。壬位の元年をさせり。終<sub>ニ</sub>於壬寅之歳<sub>一</sub>。實は天寶二年にて。持統天皇崩御の年にて。續日本紀に記されたり。舊は持統天皇崩御の頃の事まで記されたるを續日本紀に譲りて。後に削られたるなるへし。されど此序の下文に。自<sub>ニ</sub>天孫云々<sub>一</sub>。持統天皇崩御の際とある文によれば。紀の今文の終と同じきやとも通ゆれど。正に終<sub>ニ</sub>壬寅之歳<sub>一</sub>と書たれば。持統天皇崩御までの事を書たるにて禪讓云々の文は。書さまの拙きや。又千支の述さまの今本とは異なりしにもよるへし。○武野云。禪讓云々の文は。次の文武聖歌之初云々と照應せられたる文にて持統天皇の。文武天皇に御位を譲り給へる事を漢文に飾れるまでにて。さのみ書さまの拙きにもあらず。正に終<sub>ニ</sub>於壬寅之歳<sub>一</sub>とあれば。持統禪讓までの文と見るへからず。總三十卷云々。自<sub>ニ</sub>彼天孫排<sub>ニ</sub>雲衢八重之路<sub>一</sub>。仙蹕降<sub>ニ</sub>日向千穂之峰<sub>一</sub>。神倭臨<sub>ニ</sub>曲浦<sub>一</sub>而逢<sub>ニ</sub>漁人<sub>一</sub>。鳥鳥指<sub>ニ</sub>中州<sub>一</sub>而爲<sub>ニ</sub>鄉導<sub>一</sub>。この天孫云々も。上起<sub>ニ</sub>混沌<sub>一</sub>とは。述に後の事なれども。かく云る。洎<sub>ニ</sub>于持統禪讓之際<sub>一</sub>。傳<sub>ニ</sub>以<sub>ニ</sub>洪基<sub>一</sub>文武聖歌之初<sub>一</sub>。受<sub>ニ</sub>其曆數<sub>一</sub>。乃是四十二帝之興衰者。續徹必錄。一千餘年之治亂者。旨要無<sub>レ</sub>遺。とある千支。また御世繼の數も今本と異なり。○武野云。神武天皇より。神功皇后を數へて。持統天皇まで四十一代なるを。こゝには四十二帝と

あるは御世繼の異なるか如くなれども。此天慶六年竟宴の時の紀には。文武天皇大寶二年壬寅までを記せし趣。序に見えれば。今の本と異なり。されは文武までを數へて。四十二帝なり。御世繼の數の異なるにはあらず。これを飯豐青皇女を。一代に立られたるによれるものなりと云るはかなはず。大友天皇を數へて云。また同竟宴歌の中に。得<sub>ニ</sub>聖德太子<sub>一</sub>。從<sub>ニ</sub>四位下行<sub>一</sub>。右中辨藤原朝臣師尹。佐支<sub>ニ</sub>瑛保<sub>一</sub>。敷<sub>ニ</sub>波奈乎<sub>一</sub>者。於<sub>ニ</sub>幾豆登<sub>一</sub>。與<sub>ニ</sub>止美已<sub>一</sub>。萬津爾者。見<sub>ニ</sub>萬須伊呂那賀利介里<sub>一</sub>。と有りて。平假字の詞書に。はるもゝのはなのあしたに。ちゝのみこ太子もろとも。そのにあそひ給ふに。みことひてのたまはく云々。太子こたへたまはく。もゝのはなはしはらくのもの。まつのはゝひさしきなり。ゆゑにおもしろしとのたまへり。とあり。此歌によめる太子の事蹟。今世に傳はれる日本書紀に見えず。太子傳曆に。三年甲子春三月桃花之旦云々。とあるに符へり。天慶六年の頃の日本紀には。此事蹟の文ありし事知へし。以上信友説と云れたる。けにさる説なり。さるは世世の文臣等か御旨を受て増補しもありぬへく。また時議に合へて。私に改めおきしもありなして。いつとなく然る異本も世に出來にけるなるへし。此に其一二をいはく。今の本に。飯豐皇女をは世數に入れ奉らされども。和銅七月上奏の日本紀には。皇統に加へ奉りしよしなれば。養老四年上奏の此紀に略くへきよしなし。もとより奏聞を経て。皇統に必本書には。飯豐天皇を立てられしものなること知られたり。猶其證は。其卷に臨<sub>ニ</sub>朝秉<sub>一</sub>政<sub>一</sub>。自稱<sub>ニ</sub>忍海飯豐<sub>一</sub>青尊<sub>一</sub>とあり。冬十一月飯豐青尊崩。葬<sub>ニ</sub>葛城埴日丘陵<sub>一</sub>とあり。かく正しく臨<sub>ニ</sub>朝秉<sub>一</sub>政<sub>一</sub>云々とあり。御名に尊字を用ぬ。崩と云ひ。陵と記されたるなど。天皇紀を立てられたる時の。文の残れるものなり。本より世數に加へずは。かゝる文字を紀中に掲げらるへきよしなし。古事記は和銅五年に奏上の書なれば。世數にはいまた立られざりし間の事なれば。此例にあらず。



また大友皇子をも。本書には世數に加へ給ふまじきことわりにて。もとより今本の如きさまなることは決し。然るを中比これは和銅よりは後なり。孝謙天皇の御代の頃にもや有けん。議ありて。一代に數へ奉りしものと見えて。續紀大炊天皇天平寶字二年八月勅に云々。自近江大津宮内大臣已來。世有明德云々。君歷三十帝。年殆一百云々。とあり。この十帝は。天智、大友、天武、持統、文武、元明、元正、聖武、孝謙と當代とを云へるにて。此御世頃には。大友をも一代に立しなりけり。此事は己く寛政六年に。日下部勝幸が著はされたる薬師寺撰録に。此勅を出して。蘇是而言。天朝以大友公然列叙世數云々と云れたり。此一代之を阿宮天皇なりと云る。さて其時など。大友紀をも立しものか。はた其まてには及はれさりしものか。其は詳ならねど。とにかくに。改正ありしものなる事は。天智天武の兩朝の紀の處々。今の本には。前後齟齬へる事とも多く。はた近き御世の事にて。よく知られたることをも。をりく文を略きて。云々と記されたる處さへ見えたるは。其後議ありて。世數を除かれたる時などに。かくあらぬさまに改まり行きし事を知るべく。今の世に。異本のあまた傳はりし由をも知るべきなり。さて武郷が舊く相識れる那須繁仲江戸と云るか此紀の事を論ひし書の中に。今の刊本の諸本に勝れる事を云れたる説あれば。ここに引へし或人問けらく。書紀の今世に異本とも種々傳はりてあるか中に印本の起りは慶長年中に。活字印本始めて世に行はる。慶長四年己亥春。勅によりて始て梓に鑄するよし。また舊本頗純駁不一。求數本一考正之。など清原國賢朝臣の跋文に見えたり。其書神代紀二卷。半葉八行一行に十七字一書は二字低書せり。活板無點にて異同の書入もなく。大抵今本に同じしけれ。字畫精好なることは。庚戌の歳の活版に愈れり。其は國賢朝臣の自筆のよしなればなり。此本河村氏のいはれし國賢朝臣自ら寫ところの本。神代紀より武烈紀にいたるといへるものなるにや。されど皇代紀刊本の有無は知らず。又同十五年庚戌の夏。全本活字板にて行はる。此本はもと卜部家に歴世傳寫する所にして。三條西内府公の是正を歴しよし。洛納野子三白の跋文に見えたり。然るに御本云と記して國賢朝臣の跋文をも載せ。且するに以勅本板行。なども書れたるは。己亥の歳の勅本にも。比較られしにや。かつは

今の板をおもくせんとの。しわざにもあらんか。借さきの庚戌の歳の活本によりて。文字の誤れるをば。悉く改正し。清本江本交本等の異同をも擧げ。すへて訓點をも加へて。板に彫られたるも同じ慶長の頃の事なりけん。其訓點等も全く内府公の訂し給へる。朱墨の點にふられしなるへし。今世に流布するは。此本によりて。寛文九年己酉正月。書肆某等四人の重刻せる。其書たるを顧るに。錯簡倒物なり。武郷云寛文の前に寛永年中に既に重刻せる本もあり希に殘れり。さて又寛文にも二板あり。錯簡倒錯。衍文脱字。魚魯鮮からず。訓點にいたりては。古訓古語尤多しといへども。訛謬もまた特甚し。谷川氏か稱へる所の。諸寫本の跋に。安貞、正應、永仁、嘉元、延元、康永、應永、文明、永正、大永、享祿、天文、等の年號ある本。何れも少異同ありといへども要するに皆卜部家の本なるときは。別に考勘に備ふべきものなし。桃花藥葉に。日本紀三十卷故殿受吉田神主卜部兼熙卿説給。自爾以來當家相傳之。と記され給へれど。神代紀纂疏の本の如きは。卜部家の諸本とは。迥然に同からず。此は傳ふる所の異なるか。抑又禪閣の博通多識。自改定め給へるものなるか。又渡會延佳。河村秀根等か。引くところの伊勢神宮の古本。及び熱田神宮の本等。其他にもまた奇秘珍本ありとききは。何れを正とも定めかたきか如し此論いかといふに。答へけらく。繁仲また二三の諸寫本によりて。校正するを得たれども。皆卜部家の校本に非るはなし。今の刊本もと卜部家の本といへども。三條西内府公の手を歴て。清江諸家の本もて校するのみならず。其字訓字樣も。皆古より傳ふる所あるものにして。聊かも後人の私爲とは見えされは。これを正本と定め云んに論なかるへし。さて其古字俗字。省文隸變。又は通用の文字までを。假用わたるさまを隋唐以上の書に考索て知るべきもの。豊を豊に。唐上元本績を續。孝謙及復を服に。玉篇通用。梁成五年。尙書頃を頃に。史記。略莊を庄に。唐。韻作れる類。又之於通用し。焉然通用し。禮記。擧率卒三字互用する類。皆

傳寫の誤にあらず。又蹄を帯に。安康 廬を慮に。安閑 聊を卵に。持統 網を同に。紀 村を寸に。紀 伎を支に。本朝 億を意に省たるを替に。崇峻 鶴を鳥に。欽明 鯛を同に。本國 村を寸に。紀 伎を支に。本朝 億を意に省たるも當初史氏の家に。用習來たるものなり。杜元凱 古字聲同皆假借と云へるか如く。詩に恭を共。龍を龍。荷を何。粒を立。姻を因。億を意。響を響。左氏に驪を麗。答を合。哲を折。孟子に過を附。惑を或。納を内。縱を從に作るなど。すへて古書の中には。枚擧するに違あらず。是等假借もあるへく。又古か正文にして。今が重文なるも有へし。史記の論字例に。史漢文字相承已久。若悦字作悦。開字作間。習字作知。汝字作女。早字作蚤。後字作后。既字作泚。勅字作飾。制字作制。此之般流。緣古少字通用之。史漢本有古字者。乃爲好本と云るか如く。此書紀をほしめとして。本朝の古書みな上に擧るか如き字樣のあるもの。眞好本といふへ。また狗を猫に。料を析。鄼を鄼。殺を致。職を戕。願を願に作る類。草冠竹冠常に相通し用ゐるか如きは。彼邦にても已くよりもちゐりて。此の學生等。皆傳へたるものなり。また辨に弁を。劍に劔を。充に宛を用る類も。皆古より由て來たるどころ久し。此等の字樣とも一々證左を得に非されは。片言雙辭も私に改むへからず。これを以ていへは。今の刊本誤ありと雖。諸寫本の多く放失せるものに愈れる事萬々なり。以上繁 と云れしはさる言なり。此論に従ひて。今の刊本を以て正本と定むへし。紀の 原本は。古字にて書たりしと云る考證はばやく天野信景か鹽尻に云く。或人間聖經漢書古文字なりと。何の時今の如き文字に誰改しか答。魚氏筆乘四日。六經本皆唐天寶三年。詔集賢學士衛包。改古文作楷書云々。これより雜書もまたかくありしとかや。右は吾皇朝の國史の中にも。日本書紀など。古昔の原本は多くは。古文もて書たりしを後世追々に書改たるものと見ゆるは。彼處の經書など。皆楷書に改たりし云を。聞てのしわざなるへし。唐天寶三年は皇朝聖武天皇の天平十六年甲申にあたり。養老四年日本紀撰上よりは二十五年後この事なれば。其書紀撰述のほどなどは。文字の上につきて考合されたりけん。漢書ともは。都て古文字なりけんには。後世に至りて。これは彼か何の書の文を採用たるなれば。此文字ならてはなといひて改めんには。中なる物そこなひも出來らんと。いとおほつかなき事なりと。云れ。さてしか刊本を正本と立おきて。予か此通釋の本文に。見たる限りの本ともを以て校へ訂しし事もあり。古寫本ともを引へし。まつ延喜本神代下卷一冊。醍醐理性院所藏本にて。延喜四年勅月書日。從

五位上守右少辨藤原朝臣清貫。右大史正六位上兼行算博士阿保朝臣巨賢奉行。云々の奥書あり。此奥書はありて比古變衣にひけり。 此本はいと疑はしきものなれと。世に人の知れる本なれば。處々に引て云る事あり。次に嘉禎本。是も神代下一冊あり。賀茂御祖神社禰宜。鴨脚秀文家藏。嘉禎二年十月十八日。書寫の奥書あり。次に嘉元四年八月以武庫相傳秘本。合書寫者也云々。上 九月十九日。於金澤之風亭。以前神祇伯二位入道殿秘本。合書寫下。西院末資金剛紺子劔阿の奥書あり。次に嘉曆本。神代上下二冊。是は水戸徳川氏所藏。嘉曆三年心宗沙門劫外曇春。於巨福山建長蘭若書窓。寫せるよしの奥書あり。次に禁中御本七冊。卷二、十、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、二十一、二十二、二十三、二十四等の卷々。 あり、中に永治興國等の年號の奥書あり、次に永和本十五冊。神代上より仁賢天皇紀まで。中間開たる卷もあり。 是は尾張熱田神宮神庫本。永和三年十一月。四條金蓮寺四代人書寫の奥書あり。世に懷紙裏の日本紀と云ふ。通釋に熱田本として引り。次に永和本神代下一冊あり。是は永和五年三月二十日。外宮禰宜度會神主章尙書寫の奥書あり。次に應永本。是は伊豆國三島神社庫本。神代上下。神武紀等あり。三 應永三十五年。正長元年より。 良海並快尊同重尊等の寫せる奥書あり。通釋に三島本として引り。次に永享本。神代上より卷第十應神紀まで。合本にて三冊。是は江戸吉原玉屋某所藏。永享三年河州長野山譽田八幡宮東。一條院にて良海書寫の奥書あり。世に玉屋本と云る是なり。次に明應本。神代上下。是は伊勢御巫清直か所藏。明應八年龍集己未十月。勸學院常住書を以左大史小槻惟久書寫の奥書あり。次に永正本。神代上一冊。これも御巫氏所藏。永正七年十一月日。神祇權大副大中臣國忠書寫の奥書あり。

り。次に秘閣官本卷十全部あり卷々書寫の年號異れり第一は文明十三年騰月上旬卜部兼俱の奥書あり第三十は永正十年林鐘十有三日。終書功老槐散木判の奥書あり。其外に寫したる年代は詳かならざれども。古き寫本此彼あり。右數部は予が親しく見たる本ともなり。其餘は仙石政和か板本類聚國史の校異。故平田翁の校本。伴部安崇通稱武右衛門八重垣翁と云か日本紀考の本文をも引り。伴信友か校本具はあまたの寫本ともを集めて。校へ合せたる書なり。されど中には其出處をも出さず。たゞに一本また異本古本といひ。或は類聚國史一本異本など標せる。其書とも何處にありとも記さねは。いかなる本によりて。校したるにしか知たき事多し。中にはいと疑はしく。杜撰なるなどもあれば。其等は多くは捨て。慥かなる據あるのみを引り。また世に藤原長良公の持てる本ありとて。是も比古婆衣に引て云ることともあれと甚疑はし。畏庵隨筆と云ものに。其本文の異同を出せるも。信られぬ事多けれど。さすかに捨難き事もましれは。其由をことわりて引るところもあり。又其外にも。誰某の校本ともあまた見たるか中に。是も出處のたしかなるをは引るところあり。さなきは多くはもろしつこの雜某の校本ともは。其出處に。其人の名また其書の名ともを云へり。

一書

一書

此紀本文の後に。繼々替れる撰者等の見及はれけん古事を。漏さしと擧て。一書と記されたり。されは一書も一の古傳。また本文も古傳中の一本なりと知へし。さるは欽明紀二年の下なる本注の文に。一往難し知

者。且依し一撰。注詳ニ其意。他皆倣へ此此本文下に委く出すと書せ給へるか如く。且く一に依て撰出給へるものにして私に論定めて。正説とし給へるには非る。撰者の意を知るへし。さて此一書曰の文神武紀より以後は細注なれども。神代卷のみは一字を下げ。大字に書れたるに附て。髻華山蔭に云く。原はみを細注なりしとおほしめて。類聚國史には。一書は皆細注にてあるなり。但しそれも今の本ともは。多くは今の神代卷の本とも如く。本文にして書たるをまれば細書にしたる本もあるそ。古本の儘なるへき。其故は同書第四の卷。伊勢大神宮部に。一書の文を擧られたるに。神代下注曰とあり。注曰とは細注の由と聞えたり。然るを今の神代卷諸本。一書を一字低て本書と均しく大字に書るは。後の人のしわざとこそおほゆれ。類聚國史も今大字にせる本は。後の神代卷の本に倣ひて。又後の人のしわざなるへし。大かた一書を大字にしたるは。口訣の本などや始ならん。釋に注文一書云之處多引ニ古事記之文とある。注文とは細注のよしなれば。かのころまでの本は猶一書は細注にてありけん。又綏靖安寧崇神等の御卷に。一書とある文もみな。細書なり。神代卷の一書曰も。原然りけんことを知へし。近くも松下氏か評閱本。又河村氏か集解本などは。一書をは細注にしたるは。古きに從へるなるへし。教子なる上田百樹か云く。總て訓註本書には。各其下に細書にせるに。一書の訓註は皆其終に。一とところに集て書つゞけに大字に書て。すへて一書ともものうちに。細注は一もある事なきは。これ一書はもとみなから。細注なりしか故なり。然るを一書の訓註も。本書の如く細字にて。各其所に書る本もあるは。又後人の本に倣て。改めた

るなりと云る。まことにさる事なり。また云く。一書は原はみな細注なりしと云事。吉田兼俱卿抄に云く。流通の本には一書を如し註の細字に書し之を。吾祖兼延曰。此一書は天上下海中の神の語なり。與正文不可優劣也。故家本には一字下て大字に書し之と云り。件の如くなれば。一書は大書にしたるは卜部家の本より起れるなり。兼延は一條天皇の頃の人なれども。其家本の世に偏くされるは遙に後の事也。兼俱卿の頃。猶流通の本は。細字に書りとあれはなり。と云れしを以て。古本の細字なりし事を知るへしさて親王の此紀を修玉ひしさまを見るに。假使。大八洲國の段の如き。聊の異なる傳をさへ漏さず舉給へりしを思へ。實には御意に。其本章のみを正傳と定玉ひしにはあらず。かの欽明紀の本注の如く且く一に依て撰出玉へるまてにして。私に論定て正説とし給へるには非るなり。一書の中なりし異傳をさへに。亦云一云など。さしもなき説まてをみな載されたる事は深く慎重みせられたるにて。後に見む人の。互に相合せて上古の事實を知るへき爲に。かくあまた引附あかれたるものなりかし。故朝廷にも。さる事におもほしめけん。故に此紀を正史と定めさせ玉ひ。其以後また更に古記を撰はしめ給ふ御學は。止めさせ給へるなりけり。されと平田翁も云はれし如く。此度はなほ未諸家の古籍の盡くは現はれず。據編されたりしこと。忌部家の古記をさへに召問漏されたる故に。大同三年にかの家より。古語拾遺を奏進りて。その序表に國史猶有所遺愚臣不覺恐絕無傳と云る。又弘仁五年に姓氏錄を撰はしめ給へる。さて今其一書を讀に心度。家々の古記戸々の門文ともの多かりし趣にて。此度採漏らされたる古傳の。多かるを知へきなり。さて今其一書を讀に心得へきことあり。比古婆衣に云。欽明紀二年の處。御子等の御名を記されたる分注に。一書云。云々と有て。其下文に。帝王本紀多有古字。撰集之人屢經遷易。後人習讀以意刊改。傳寫既多。遂致舛雜。前有て。其下文に。帝王本紀多有古字。撰集之人屢經遷易。後人習讀以意刊改。傳寫既多。遂致舛雜。前有て。

後失次兄弟參差。今則考其古今歸其真正。一往難識者。且依一撰。而注詳其異。他皆倣此。と注されたる。此文此紀の凡例として見るへし。其はなつ帝王本紀とは。古事記序に見えたる帝紀の類なるへく。書籍目錄に。卷數は記さねと。帝王本紀は古書にて。古字の多く有て。讀難き處のあるを。此を撰集め籍作る人々。強讀にして。今用る字に遷易記して。舛れるかあるを。其を後々の人の習ひ讀み以てゆくに。義通えかたきに依て。誤字ならむなと思ひて。私の意もて刊改たるを。其を傳寫せる事既に多く。遂に甚き舛り雜ひをなして。御世つきの前後の次第を失し。兄弟の列の參差へる事とさへなりぬ。故今は古今に考覈して誤を去り。舊の真正に歸して。此紀を撰み出せり。されと一往に識かたきは。且一書によりて撰探て。本文に載し。其異なる由をは注に詳にす。此處の他すへて此紀の前後とも。此效と知へし。と云る意と聞えたり。さてまた。古字とは。漢の古字なり。其は彼漢國の國風として。製れる字の次々に體變り。或は更に各々私に製り増し。或は廢は。また字の訓義もとりくりに用ひなして。いと煩はしく設なり。うは今に傳はる古書ともにも。彼國の字書にすら。後の物には見えざる古字の。多かるをもて當時の多有古字云々。といへるをも思ひ合すへし。さて此注。衆の初つかたに有へきを。此處にしもあるは。有か中に。こゝなる一書の文は。殊に多きによりて。前後をかねて。因に凡ての例を記されたりと云えたり。此注に依ておもふに。注に一書曰。一書云。一云。又云とあり。又一の書の中に亦云餘に一日又曰或曰或云とあるも此等の中なり。此或云を。信友か後人の書入とせ。なとあるは。依一撰。而注詳其異。としは證なり。神代紀にも或云と標された文。五處あれどもこれみなもとの文なり。三様に記されつる事は。只何となき筆すさひにはある記されたる異傳にて。神代紀にも其例にて。三様に書れたり。三様に記されつる事は。只何となき筆すさひにはあるのなるへし。○武郷云。なほ委くいはし曰云。此餘に某者云云也。是謂三云云。今云云。亦名云云。此云云云。など字又亦の字などにも別あることなるへし。此餘に某者云云也。是謂三云云。今云云。亦名云云。此云云云。などある訓注は。原よりの紀文にて。其餘は多くは。後人の加筆なるへし。舊本云。一本云。或本云。別本云。などあるは本書にしかしるるべきにあらず。極

めて後人の異本を校合して書入れたり見ゆ。中には和銅上奏の本もあるへし。○武郷云。又加筆の本文に挿入たりと。見ゆる或本云の次に。或云とあるをも出されたと。其は非事なれば除きつ、其由は上に云り。神代紀なるは。山陰に論はれたり。其さて神代紀には。書名を顯はして引たる文はなきを。神功紀よ處もあり。論ひさまによりて。全部を辨ふへし。伊吉連博徳書。譜。第百濟記。百濟本記。百濟新撰。高麗沙門道顯日本世記。など見えたるこれなり。すへて書名を顯はして。注さるる例にあらされは。此も後人の加筆なること決し。神功紀の文中に漢籍魏志を引たるのみにて。年紀をしるしたる處ある清本爲し疎。猶可し見。他本と書たる類の處もこれかれありて所謂疎の本文に挿たりと思はるるも此もあり。其を一々に云むはいと煩はしければ言す。此心しらひして見は。大旨の考は違はしか。と云れたるは。然る言ともにて。此紀を讀む人の心得すは。えあるまじき説ともなる故に。此に載せつ

讀法

讀法

此紀は。假字文宣命書を嫌ひて。漢の國史風に似たらむと。力られたれと。此らの事なほ古語を失はしと爲られし事は。間々に。訓注を加へられたるを以て知られたり。然れば今此紀を讀むとならば。漢文讀にはよます。よまるゝ限は。古語に訓むを。撰者の心なりける。さて養老五年に。始て此紀を講しめたまへるより以來。御代々々に博士等に讀しめ給へる。御法なりけるか。養老五年に書紀を講しめ給へる事は。釋紀に。五年博士と見え養老五年私記と云ふ有しを以て知られたり。此紀を奏上られたるは。四年五月なるに其翌年講しめ玉へるを以。その重く用お給ひむこと知へし。此後御世々に。此紀を講しめ玉へる事。國史に次々見えたるかことし。其讀法はみち

古意を探ね。古言を撫ひよみたりしこと。代々の私記ともに見えたり。其は私記に。凡此書之爲レ體。以レ立レ倭訓。爲レ本。不可下以能文。爲レ宗也。また師說此書之例。或以一字。讀成二兩訓。或以二字。讀必如一字。また此書之中字少。詞長之例惟多。また此書之例。下必全撫。三字數。而讀。或相合三四箇字。讀如一字。或只指一字。讀加多辭。存此意。可讀。また。此書或變本本文。便從倭訓。或有倭漢相合者也。今是取倭訓。使用彼文也。未必盡從本書之訓。然則暫忘彼文。可讀也。また。凡此書者。以立本意。爲レ宗。何得拘物破意哉。故先師不從雜本。遠用古辭。今又依用耳。などあるを以知るへし。平田翁右の私記の文ともを引て云れけるは。右の如くなれば。今本に添れる訓の中には。ふりしよの博士等の古意を探ね。古言を撫ひて。訓めるも多く残りとおぼゆ。然るを漢好みする徒の中に。此書は漢文に書しものなれば。傍訓はみな捨へしと云もあれと非なり。此は已く縣居大人の雜記にも。然いふ人の説を論ひて。此紀は奈良の朝に始て成て。神代は元より。いと上代の事實なり。我朝に昔字なしといへとも。語を以て傳ふる國風なれば。よく言傳たる物なり。其は譬は。今も文字知れる人は。其をたのみて忘るゝを。盲人字知らぬ人などは。能記え居るか如し。此紀も。よく古言を知て讀ときは。神代卷は更也。神武天皇より後も。古きはえも言はず。優美しき皇朝の文なり。かの奈良の朝には。偏に漢を學へる人多くて。字を漢風に殖たれば。皇朝の意に違ふのみかは。此朝に無こと多し。なき事を記せる字を立て。有し事を捨むや。傍の訓も。今存る訓は。儒家にて付たるか多かるを。其所々に此云云々とあるは。即奈良の朝に書し撰訓は論ふに足らねと。三か一は古より傳れる言あり。

者の自注なり。是をいかて捨むや。此を用る上は。他もみな此方の言にて讀ことを知るへし。遠き世々の古書を捨て。たゞ後なる奈良なる人の殖たる字を。專とする理あらむや。此は譬は漢國の古書に。此の訓を付たるを。其訓ごととて。本の文字を抹捨むか

如し。凡て漢土と此國とは。意異にて。然るを彼の末の世に書し字を專とせむは。頑に漢好みする非事ならずや。相合はず。偶々に合ふこと有のみなり。

と言はれしは信に然る語なり。上件引る雜記といふ書は。寫本にて誤字もあり。脱たる本も有りけに見ゆるを。引直し。文をもつちめて擧たる也。と云はれたるに従ふへし。

但し予も未だ此雜記と云書を見ず。さて此語に従ひて。書紀を古言に訓むに就て。また心得へき事あり。其は右平田翁の引れしまゝを引たる也。

に云れたる如く。此紀は神代より次々の卷々。元より古文のあるによられしものなから。縣居大人も云れし如く。神功皇后の韓を伏へたまひしより韓人も往來。此方よりもゆきかひつゝ。此方の上代には非ざる事言なども。後々の卷には漸々に相交れは。偏に此方の言のみにて。訓へくも非ず。况て推古天皇以來の卷は。いよゝ然なり。同じ紀といへど。代々によりて別あれば。訓をものせむにも。其心せずは有へからず。予か此紀を訓るは即此定にて。よまるゝ限は舊訓によれるものから。間新に今加へたるもあり。又いかに考へても訓て思ひ得ざるものあるは。已事を得ず。舊のまゝによめるもあり。音讀等もありて本の訓に異なる事も多し。其は猶其所々に云るを見るへし

潤飾文華之論

潤飾文華之論

警華山蔭に云。書紀は古書の有か中に。いとも貴く珍重たく。やことなき御典になむあるを。さるに

りては。古學の爲にはしも。不足アホクことはた。小縁オホロクならずなむ有ける。然言故は。まづ古事しるす史は。大方古の傳説を。失はず過たすして。後の世に傳へん爲なり。されは其史とも。古きは上代の事を記せるやう。唯其有形のまゝにして潤色ナマリ添たる事なく。文の章マツはた自然に備はりて。いと美たくなん有めりしを。此書紀の作さカキまは。然る古傳書には依ヨなから。當時の世中の好みに符へて。悉く漢史風に改めて。詞に其方の潤飾の多有のみならず。事にさへ意にさへ。其潤色を加へなむ。凡て萬をいかて漢めきたらむと。力ツツられたるほとに。なへての詞の。古に非ざる事は更にもいはす。文の改さまに依ては。其事も意も自ら古の傳の趣とは違へる事もあり。或はいかなるよしとも聞えかたく成ぬる節さへ。をりくゝに交りなとして。大方上世の意へ埋れ果て。世に知る人なくなむ成れりける。此を物に譬へていはく。彼古傳書の様。人の像を寫しかくに。顔やうへ更にもいはす。形姿衣の色あやまて。其形カタのまゝに物したるか如くにして。古の有形。目の前に見るか如くになむ有けるを。此書紀。世人の好みに合へむとて。其の古く寫せる状をへ變て。見る目をかしくと書成たれ。其人に似もつかてあらぬ漢人の顔カホト貌にされるか如し。抑人の像をうつすに繪を玩はむとに非され。いかに見る目のかしきも。其人に似さらむ。甚ほいなき事ならずや。然かき改たるを見ていかてか其人の眞の形知らるへからむ。世々の物しり人。たゞ其繪の状のかしきにのみ。心を留めて。古の形に似てやあらむ。似すてやあらんとい。尋もしらぬ。いかなりける心にや。又古き世の。繪もうち見るに。うはへの筆きえて

見所なきか如くなれども。今一度能見れ、後の世人の及かたき所のあるを。たゞ今様の上手めき花やきたる方へのみ。人へ目を留むるか如く。古へ文いにしへ意の。世にめてたき事を知らずして。頼にその漢めきたる事をのみめてあへるも。又いかなりける心そや。と驚かしおかれ。また記傳の首卷に此紀の事をも種々辨へ論はれたる。皆いと理れたる論等なり。さへいへ。此紀の潤飾ともを撰者の新に漢史風に改めたらむやうに云れ。あるは撰者の私説なり。などやうにいひて。頼に此紀の文を。撰者の作られたるものと。思へるは非事也。撰者の心にも。あまりに漢風に過たる潤飾とも。厭はせ給ひて除去たくは思ほしめせる物から。それ又止事なく。皆から得避給ふましき事もありて。爲便なくさておき給ひしなりけり。其由は次に云まつ其潤飾文華の。因て起る根源を探ぬるに。孝徳天智兩御代。甚く漢風を好ませ給ひて。神道を軽むし。文人ともを寵させ給ひけれ。さる上の好に合へて。其御代の學士等。各競ひ進みて。帝紀國記諸家記録。氏文に至るまで。文華のさかしらを書加へ。世を欺き人を誣たる事とも。甚多く出来にけむ事。推量られたり。さてしか兩朝とまをすうちにも。殊にすぐれたる漢風の御所爲。全天智天皇の大御心にまし坐り。さる。此天皇先朝の皇太子に立まして。中臣鎌足連と力を戮せ心を一にして。蘇我入鹿父子を討したまひし御功績のいと大きなりしより。其威權即て皇子と鎌子連とに歸りしか。進退廢置みな所思看すまゝにて。孝徳齊明兩御代をも。政ち給ひしことは。此間の紀に灼然く。かつ漢風のさかしら事をも好ませ給ひし事。先々の御代にも甚く勝りて坐けれ。

其間兩朝に帝紀及本辭もあらぬさまにそ成行けらし。かれ天武天皇の其をいたく欺かせ玉ひし。信に尊く諾なる大御意にそ坐ましける。さるは古事記序に。天皇詔之。朕聞諸家之所責。帝紀及本辭既違。正實。多加。虚偽。當今之時。不改其失。未終幾年。其旨欲滅。斯乃邦家之經緯。王化之鴻基焉。故惟撰錄帝紀。討覈舊辭。削偽定實。欲流後葉。とあり。これがの兩御代の間の漢風を。甚く欺かせ給へる大御詔なりかし。此事紀には洩れたれど。此天皇紀十年三月。天皇御于大極殿。以詔川島皇子云々。令記定帝紀及され。親王詔なりかし。上古諸事。大島子首親執筆而錄焉。とある時の詔命なるへきよし。平田翁の云れたるも由有けり。の此紀を撰ひ給ふも。御父天皇の大御心を御心と爲給ひし事。推量奉りても知らるゝなり。これにてま漢風を。御心と好ませ給ふましきことおもふへし。しかへあれども。上にも云る如く。紀中に漢文の潤飾文華の意を害へることかしこに見えたる。其へいかにと云に。當時の代に。朝廷の御本を始め。諸家の記録等にも。先代以來文人學士の。文飾のさかしら入交りて其を厭ふかあまり。皆から避むとする時。事實も共に失はれゆく故に。止事を得ず。さなからおき給ひしもあるへく。鈴木重胤云。古事記の如く。漢意の交らざるにも。當昔文華の事は。況て此紀などは文章をすらに。漢風につとめて物爲られたれば。正し敢られざりけるも。理なるうかし。皇極天皇四年に。蘇我臣蝦夷等臨誅悉燒。天皇記國記珍寶。船史惠尺即疾取。所燒國記。而奉中大兄。と有を以て。當昔の状を知へし。船史は姓氏錄に船連と有て百濟王の末なれば然る史官の輩など思々。と云はれたるをも思ふへし。もとより御父天皇の。深く所思看す御旨もありしなりけれ文をなせるも少からざるへし。と云はれたるをも思ふへし。よしや此親王漢意におはずとも。此御撰におきて。さるさかしら事を。加へ給ふへきにあらすかし。なほかの那須繁仲説に神代紀の本文。親王私に裁て篇を設玉へりとするへあらす。欽明紀二年の處の注に。一往難知者。且依一撰而詳注其異。他皆倣之。とある如く。古傳説の中の尤簡約なるものにより

て。親王且く擧て一段の標的として。其外ハ類を以て聚め給へる物なり。されハ已く口訣にも。於歴代書之中。取寛語者爲一章。又普並衆說。無一書者。有一書。以廣通而求深旨。といひ。釋にも略本章。而詳一書者。蓋有意而存。など古人もいひ傳へられし也。又異說の紛々ハ。惑を取に似たれども。上宮太子の作らせ給ふハ。たゞ天皇記國記とのみ云れハ。神代の事ハ省きて記し給ハさりけむこと。十七條憲法に。神祇を敬ひ。祭典を先にする事を。言ハざるにても知へし。されハ親王特に御心を用玉ハ。朝廷の秘録を始。諸家の遺傳をさへに探求て。神代紀二篇を編修らせ給へりしかハ。皇代紀との書法も絶異にして。紛々たる傳とも多く見えたる。實に親王の神祇を崇敬し。古を稽て微細に摺拾給ひしに由りて。今の世に至り神代の事とも。詳にうかゞひ知らるゝ物なり。後に天平寶字三年六月。舍人親王を道尊して。修。專ら古によりて載成し。聊かも私意を加と云れたる如く。もし自ら作り玉ハむにハ。本文一書を分くるまでもへて。作り給はざるにこそあらめ。あらず。始より。御意に適ひたらむやうに。一すちに書取給ふへきものなるに。あまたの一書一說の中。只聊か異ひたる迄をも相並へて引給へる。偏に古傳説を尊み重みして。少も私の心ハ用おじと。爲給ひしこと明らけし。借かく論へるハ。此紀の潤色文華の虛妄を宜しと云ハハ非ず。唯撰者の私に。作爲給ひしにハ非ずと云まてにて。實にハ右に云る如く。撰者も厭給ひけん。潤飾の漢風なれハ。今此紀を講かんとするにハ。紀傳山陰に云る説等を本として。力めて其虛偽を虚偽と見わけむ事こそ。學者の本務なるへけれ

# 日本書紀通釋卷之二

飯田武郷謹撰

## 日本書紀卷第一

神代七代章

神代上

神代は舊訓にカミノヨと訓る宜し。但しカミヨとも云り。萬葉さて神代と云ことは。人代と云るに對へたる名なるか。まつ神と人との差別あることを知らずはあるへからず。其差あることを心得おきて。後に神代といふ事のよしを知るへし。故まつ神といふもの事。又其徳用。またし稱けたる意を。古人の説により。己か説をも加へて解へし。記傳云。迦微と申す名義ハ未思得ず。さて凡て迦微とは。古典に見えたる天地の諸の神等を始めて。其を祀れる社に坐御靈をも申し。又人ハさらにも云ハず。鳥獸本草の類。海山など。其餘何にまれ。尋常ならすすくれたる徳ありて。可畏き物をハ。迦微と云なり。すくれたるとは。尊きこと。功しきことなどの。優れたるのみを云に非ず。恐きもの。奇しきものなどにも。よにすくれて可畏きをハ神といふなり。と云れたる。これ神と云もの事をつくされたり。さるハいかなるものに對へて。しか優れたる徳のあるにかと云に。それハ顯世の人に對へて云名にて。神の御上ごちにて云詞に非ず。この世の人ハ。いかにすくれて尊きも可畏きも。



顯身なるほと。事限りありて。奇しく異しき事へえ爲し得ぬを。神へ然らず。其御身も或へ顯れ或へ隠れ。出沒常なく。人よりの思慮の及難き處あるか。即神の本義にて。ひと向にいはず。神と人と。隱身なると顯身なるとの差別あることと知へし。倭記傳云。迦微に神字を充たるよく當れり。但し迦微と云へ體言なれり。たゞに其物を指て云のみにして。其事其徳などをさして云ことへなきを。漢國にて神と人物をさして云のみならず。其事其徳などをさしても云て。體にも用にも用たりと云れたり。此へ神といふものこと。又其徳用を説示されたる言にて。其名義へ。記傳にも云れ詳ならねど。然稱初たる義へ顯身の人に對へて。其形體の目に見えず。奇しく異しく妙にして。思測の及へざる所より。其可畏まるゝ狀を以て名けたるなり。下卷に神事に對へて顯露之事と云るを思ふへし。これ神は顯露れては見えす。幽れてあるか本義にて。其より種々に意のうつれるものなり。さて神代こへ。人代人代といへると別て云稱にて。神の所知看る御代と云意なるか。何時の頃よりしか云初しと云に。皇孫瓊々杵尊の。此國土に天降給ふ時。現事顯露事へ皇孫尊に治しめ。神事幽事へ大己貴命の掌給ふ事と定まりて。是より顯世と幽世と二に分かる事と成ぬ。されへ皇孫瓊々杵尊の御世となりて。天地初發の時より。大己貴命以前を幽世と申し。幽と神と同し。此事已に云り此時より後をへ。人世と爲るにそ有ける。さてし瓊々杵尊より以來をへ。當時人代と定め給へる物から。幽世顯世の差別猶いまた分明しからず。次々の御世治しめすさま。總て神なるへさらにもいはず。なほ神代のありさまなりけれり。既に記傳にも何時までの人へ神にて。何時より以來の人へ神ならぬと云。際やかなる差

へあらぬ故に。萬葉の歌などもなにも。唯古を廣く神代といへり。六卷に日本國は皇祖の神の御世より。敷坐る國にしあれば。とよみたるは。神武天皇の御世を申し。同卷に神代より芳野宮にありかよひ高所知看は。これも人代になりて。然れども。猶事を分て云ときへ。鶴菴草書の事なり。十八卷に。皇祖の神の大御代とは。垂仁天皇の御世をよめり。不台尊までを神代とし。白檮原朝より以來を人世とす。信に此朝の時より。世間のありさま新まりしかへ。然も云つへきものなりと。云れたるか如し。此紀即其意にて葺不台尊までの二卷を。神代とへ標されたるなり。姓氏録にも。此までの御子孫を神別とし。神武天皇より以來の皇別とせられたるもの意なり。

古天地未剖。陰陽不分。渾沌如鷄子。溟滓而含牙。及其清陽者。薄靡而爲天。重濁者。淹滯而爲地。精妙之合。搏易。重濁之凝。竭難。故天先成而地後定。然後神聖生其中焉。

此一段六十五字へ既に先輩も云れたるか如く。わか皇國の古傳にへ非ず。漢籍三五略記淮南子等の文にて。彼土の上古の古傳説なり。然るをいかなれり。かゝる異朝の説をまつ始に掲げんといふに。皇國にへ天地の混成りし傳へあれども。其時のさま。また其二に剖分れし時のさまなど語れる古傳説はなくして。其は一番に天地混成。また天地未生之時。譬猶海上浮雲無所根柢。天地の混沌たる傳はありけり。其中より牙を含みて。清陽なるもの滯滯上り重濁なる物淹滯れるさまなどの事は傳なかりしなり。天地成立ちし後に。天神等の現出給ひしより語傳へて。次に國土の未成就へさりし時にあたりて。虛空中に。葦牙の如くなるもの萌騰り。其物に因て次々神等の生出し事を語傳へたり。然れへ今一層上りて。

天地の混沌たる原始を語出んとて。漢籍の説を取出て發端に記し。其に接けて我國の古傳を故曰と語出たるなり。故に。古事記の序にも。夫混沌既凝。氣象未<sup>アツク</sup>效。無名無爲誰<sup>シカ</sup>知其形。と書出て。皇國の古傳にて。其天地混沌たる時の形状。知られずとしてさしおき。然乾坤始分。參神作<sup>ル</sup>造化之首。陰陽斯開。二靈爲<sup>ル</sup>群品之祖。と天地成立し後にして。始て參神二靈の事も知られたる趣なり。さて其本文に至ても。其如く天地初發之時と。既に天地初發れし後の事より記し出たるなり。此漢土の傳はた彼國に。上古より語傳へたるものと聞ゆれど。精妙之合搏易。重濁之凝竭難<sup>ナシ</sup>など。人智の推測に亘りて。純粹なる古傳ともおもへれず。是彼國に。何事にも理を旨と先に立て。語傳ふる風習なれ。皇國の扑質なる古傳と。こよなく。誠に木に竹を續たらむ如く通ゆるなり。されハ此數句は。先輩も既に云れたるか如く。この紀の序文と見てありぬへし。釋紀一に。日本書紀三十卷無<sup>レ</sup>序。但師說初文天先成而地後定。然後神聖生<sup>ニ</sup>其中焉。已上序文。とみゆれ。次の文に故曰とあるより下。則本文たる事も亦明らかし。偕此初文の數句。専ら漢籍より取られたる文なる縁<sup>コト</sup>ハ釋紀五に。天地未割。廣雅曰云々。また鷄子禮記月令正義曰云々。また薄靡而爲<sup>レ</sup>天。此淮南子文也。また同十六に合<sup>レ</sup>牙。此云溟滓而合<sup>レ</sup>牙也。即是春秋緯文也。また薄靡の下に。此序文自<sup>ニ</sup>清陽者。已下至<sup>ニ</sup>地後定。皆是淮南子天文訓之文也云々。また神聖ハ。私記曰今呂濟三五曆記云々。など見えたる。みな其出處を出されたるにて。全く古傳にあらぬことハ著明し。然るに此序文を助けて。なほわか古傳の如くに云る説。彼是聞

ゆるハいとあちきなし。さてこゝに聊<sup>カ</sup>か文意を解<sup>ハシ</sup>し。天地未割。天ハ大虛空の事をもいへとも。かく天地と正しく對<sup>ヘ</sup>云時の天ハ。實物をさして云る例にて。其ハ次に清陽者薄靡而爲<sup>レ</sup>天とある其なり。地ハ此大地球を云。なほ下<sup>洲漢序</sup>に委しく云。陰陽不分。漢籍に天地萬物に牝牡の性を具ふるを。總て陰陽と云。此方の語に賣<sup>メ</sup>衰といふ。人の男女も即此なり。渾沌云々。渾沌とハ未分れずして。滑りて一沌なるを云。さて此の文ハ。かの天地となり。陰陽と分るへき物の。圓がれ入り交りて。譬<sup>ハ</sup>鷄の卵子の黃白を混へてあるか如しとなり。○溟滓云々。漢籍に溟滓自然氣也とあり。元氣の溟溟と滓れる中に。自然<sup>キ</sup>牙せるものあるを云ふ。久々母理ハ氣隱なり。口訣に如<sup>ニ</sup>雲掩<sup>テ</sup>雨之謂<sup>ト</sup>とあるか如く。曇<sup>クモル</sup>と云も水氣の聚り凝る事なるか。其中に雨を牙せるか如く。如<sup>ニ</sup>鷄子<sup>一</sup>物の聚まり圓がる中に。天地の元因<sup>ハ</sup>と成れるものを牙せるなり。○清陽者云々。其牙を含める中に。清陽なる物ハ。上つ方に多奈昆伎騰りて。天と成しとなり。多奈昆久ハ。記傳云萬葉に多く輕引とも書る。輕字は虛空に浮へる意以て書なり。薄<sup>ク</sup>意にはあらす。薄靡をタナヒキと訓たれどもこれらの字は多奈昆久と云言の本意にはかなはず。輕字薄字などに就て思ふへからす。多奈昆久ハ。虛空にひろく覆ひ亘る意なり。萬葉に雲霧霞又陣雲などもかきたり。○重濁者云々。其含める中に重く濁りたる物ハ。下つ方につゞき沈みて。地と成りしとなり。○精妙之合搏易云々。其天地と割れ定るとき。彼清陽にして。精粹<sup>ク</sup>微妙なるもの<sup>ニ</sup>天と成れるハ。合搏<sup>ク</sup>こと速かにして易かりしとなり。搏<sup>ハ</sup>也とあるか如く。この易きを云なり。されど博<sup>ハ</sup>淮南子に專に作り。阿都麻留<sup>ト</sup>と訓り。字書に搏專同義とす。音阿挽聚也とありてアツク義なし。○重濁之云々。また其中に重停<sup>ト</sup>。濁聚るもの<sup>ニ</sup>地となれるハ。凝り竭<sup>ル</sup>ること難くして遅かりしとなり。竭本に場とあるハ誤なり。

あるに從るへし。さて淮南子注に瑞當作結と。○故。釋紀に一部之内皆以。カレ止可讀之。とあり言義の記傳あり。假借字と見れば本の儘にてもあしからず。○故。釋紀に一部之内皆以。カレ止可讀之。とあり言義の記傳あり。假借字と見れば本の儘にてもあしからず。

云。迦禮ハ迦々禮婆の切りたる辭ならむか。迦々禮婆ハ。如此有者にて。上を承て。次の語を發す言なり。さて其を切めては。迦禮婆とこそいふへきに。婆をしも略けるハ。いかにといふに。古語に婆を略きて。婆の意なる例多し。と云り。○然後神聖生其中焉。生舊訓アレマスと訓む義ハ一書の下に云。天先成地後定りて。然後に神聖其中に生坐とてハ。其以前には神と云もの坐ぬか如くなれと然らず。上件天地未剖にも。陰陽不分にも渾沌如鶏子にも。清陽者薄靡而爲天にも。重濁者淹滯而爲地にも。神聖此に在して此を造成玉ハすハ。いかてかも天地の成立へきよしあらん。此即造化三神の御しわさによれる事也。然りと雖も。其神體ハ奇異に靈妙しき大御靈に大ましませりけれハ。如何にとも。其形狀をうかびひ知奉るへからず。故天地の成立に因て。成坐る神等をこそ。世には神聖の成れる始と申すへきなりけれ。故第三一書に。天地混成之時。始有三人。號可美葦牙彦舅尊。次國底立尊。第四一書に。天地未剖。始有俱生之神。號國常立尊。云々とあるを思ふへきなり。此神等始て世に成出ませる神にあらざれとも。造化三神ハ。紀記ともに成坐とハあれとも。天地の未無し以前より在れハ。其成坐し始を知るへき由のなきを。天地成立し後ハ。成坐る神達ハ。既に三柱大神坐て。其成始を知看しける事なれハ。此神等を始とハ語傳へしなりけり。こゝに神聖生其中とあるも即其意なりと知へし。さて此までの文。二中歷乾象歷に引るにハ。古天地未剖。陰陽不分渾沌如鶏子而含

牙。其清陽者薄靡爲天。其重濁者淹滯爲地。故天先成地後定。然後神聖坐其中焉。此事出淮南子とあり。本文と大に異なり。熟考るに。此一章ハ我が古傳を證さん爲に。漢籍に云る説を。序文として引玉へるなれハ。かく大らかにこそものし玉ふへきを。後に繼々の博士等ハ。三五略記淮南子等の文を其まゝに引加へて。今の本文の如くなしゝなるへし。中にも精妙之合摺易云々などハ。人智の推測説なれハ。漢籍にも古くハなかりけんを。我神典にさへ加玉ひけんハ。いさゝかあかぬこゝちせられてな

故曰開闢之初。洲壤浮漂。譬猶游魚之浮水上也。

此以下まことの古傳なること。上につきく云るか如し。さてこゝにまづ。此れと古事記と。史法の異なる所以を聊か云へし。記にハ。天地之初發之時。於高天原成神。名天之御中主神。次高御產巢日神。次神產巢日神。此三柱神者。並獨神成坐而隱身也。次國稚如浮脂。而久羅下那洲多陀用幣琉之時。如葦牙。因萌騰之物。而成神。名字麻志阿斯訶備比古遲神。次天之常立神。此二柱神。並獨神成坐而隱身也。上件五柱神者別天神と先に別天神の傳を擧て。次に神世七代の神等を載られたるを。此紀にハ。一書の傳に。所々に別天神の御名を擧られて。本書ハ唯國土の成れる始を。主と立たる。此紀の趣意なるか故に國常立尊を。其首に立られたるなり。はやく釋私記にも。此事を論ひて。古事記者。

總列<sup>ニ</sup>天地初分之後化生之神<sup>一</sup>。故雖<sup>ニ</sup>高天原所居之神<sup>一</sup>。猶載<sup>レ</sup>之。今此書者。獨取<sup>下</sup>地上之神治<sup>ニ</sup>地下<sup>一</sup>者<sup>上</sup>。故不<sup>レ</sup>及<sup>下</sup>天神之在<sup>ニ</sup>高天原<sup>一</sup>者<sup>上</sup>也。と云れたるにて知へし。○開闢之初。重胤云。開闢之初とハ。上に天地未剖とある物の初て剖分るゝを云て。彼清陽者云々爲<sup>レ</sup>天。重濁者云々爲<sup>レ</sup>地。とある時なるか。天の事ハ天先成と上に言終めたる故に。此ハ地後定と云ふ所由を語り初むる所なるなり。然れば。此故曰以下の文は。必ず上に照し應せて解へし。

爾らされは。終に彼此共に。文と云り。さて開闢之初ハ。古史徴に。和加流々波自米と訓て。字義にも古言の意にも能叶へり。とあるハ然る事也。其ハ上に天地未剖とありし。渾沌たりし物の成行を。今云ふ所なれハなり。一書共に。天地初判とあるに同じ。記序に乾神初分云々。陰陽斯開云々と。分と開と。字を換られたれども。意ハ上の剖分に異ならず。又拾遺にハ。天地剖判之初とあり。記傳三に。開闢之初。又天地初判など有るは。此記首に。天地初發之時とあると同じく。先唯大らかに。此世の初と云たるものなりと有て。此をも記と同じ狀に訓れたるは。史徴にも物遠しと云れたるかことし。 若て其開闢字ハ。漢文を學へられたるにハあれども。比羅久と訓は古意にあらず。但記の序ハ元より漢文なれハ。字の如く訓へし。○洲壤浮漂。洲壤ハ國土なり。さて國と地とハ。かくつらねても云へど。細かに云時ハ差別あり。その國ハ極界め境目ある意にて。後に郡など云るに同じきを。地ハ大にも小にも亘りて總名なり。即此大地の事なり。記傳云。都知とハもと泥土の堅まりて。國土と成れるより。云る名なる故に。小くも大くにも言り。小くハたゞ一撮の土をも云。又廣く海に對へて。陸地をも云を。天に對へて天地といふ時は。なほ大きにして海をも包たり。姓氏記に。海神子孫の氏々をも。地祇部に收られたる。是地には海をも包たる故なり。と云り。かく土をハ其地盤を以

云ひ。國とハ其居住に就て云事なるか。又此を二合して。國土とも云事常也。此に云る即其なり。さてこゝに洲壤云々とハあれど。元來今の如く人民の住居るへき。國土の成就<sup>ナリ</sup>て在しと。云にハあらず。次の一書に。一物と云るに等しく。たゞ潮に溼<sup>シ</sup>の混りたるものを云。其は記に此を畫成したまへる事を。爾許々煮尊と申せるにて知るへし。 記傳云。さて此物の如此漂ひたるハ。如何なる處にかと云に。虛空中なり。次の一書ともに。虛中とも空中ともあるを見て知るへし。然るを如<sup>ニ</sup>浮屠<sup>一</sup>といひ。久羅下那洲などもあるに就て。此物海上に漂りし心空に漂へるなり。かくて海になるへき物も。此漂へる物の中に具れるうかし。と云り。○猶游魚之云々。記傳云。魚を中昔にハ伊袁と云れども。今ハ多く字袁と云を。古言にも字袁と云りと云り。さて此游魚を。字のまゝに。アソフウヲと訓るハ。非事なるよし。山蔭に論れたり。されど記歌に斯本勢能。那袁理袁美禮婆。阿蘇昆久流。志昆賀波多傳爾云々。とよめれハ。魚のおよくを。昔ハアソフとも云けり。さて一書また記にハ。浮膏に譬へ。また第五一書にハ。浮雲に喩へたり。されど記傳にも云れたる如く。實に其正しき形ハ。言難きにて。其漂ふ狀を。膏にも魚にも雲にも。譬へられたるものなり。

于時<sup>ノ</sup>天地之中生<sup>ニ</sup>一物<sup>一</sup>。狀如<sup>ニ</sup>葦牙<sup>一</sup>。

于時ハ。ソノトキと訓へし。鎌倉本永正本一。板本にしか訓り。 重胤云。紀の例。其所にて直に在るを是時と記され。少にても猶豫あるを于時と書され。其事に指次なから。其間合あるを。是後と書き。其事を訖りて事の改る時

に。然後と記されたり。心を着へしと云り。○天地之中ハ虚空中をいふなり。虚空中のことハ次に云。第二一書に。國稚地稚之時。譬猶浮膏而漂蕩。于時國中生物。狀如葦芽之抽出也とあるに同じく。次に生出し一物ハ。この浮漂へるもの中より萌騰りしなり。記の傳も同趣なり。○葦芽。記傳云。葦ハ和名鈔蘆葦。兼名苑云。葦一名葦。爾雅注云。一名蘆。和名阿之と見ゆ。葦牙ハ。阿斯訶備と訓へし。葦のかつかつ生初たるを云名なり。牙字ハ芽と通へり。和名抄に。玉篇云。蘆。莖也。蘆之初生也。和名阿之豆乃とある。葦の初生るを角具牟と云。故に葦角とも云なり。是葦牙なりとあり。黒川春村云。此説さる事なれど。宇麻志阿訶備比古神神の詞備に據て。備字を濁るは快からず。釋紀に葦牙を。葦類とも書り。類と牙とは同義なるへし。類は祝詞に千類八百類。葦置氏また汁爾母類。爾母なども見えたり。考云。類は稻の穂なり。江次第にも本類。阿本謂之稻。切穂謂之類。これなり。古書に多かれと引におよばず。新千載集に。海原やなみにたよふ葦牙のかひある國となるかしこと。など見たる類ならんは。詞に備の備も濁らざらんこ種しからぬ。靈異記中巻に。秀備伊豆國多流とあるを見るへし。此は備を清音に用ひし例の傍證とするに足れり。かされは。葦牙も神の御名も。詞備は類の義と思ひ決めて。呼はむかた穩當なるへしと云れたり。さて如葦牙とハ。此も記傳に云れたる如く。此ハ其一物の形の葦牙に似たるなり。一書に狀如葦牙之抽出とあるに依て。たゞに抽出たる狀の。似たるをのみ。云ふと見るへからず。浮膏游魚の如く。唯に漂蕩る狀のみを譬たるとは聊こ此に因て成坐る神の御名にしも。負せ奉りしを以て。其いとよく似たりけんほとをしるへし。さてこのもの抽出たるハ。卽神と成へき物質にて。此に因て成坐るハ。葦牙彦員尊をはしめ。國常立尊以下。次々伊弉諾尊伊弉冊尊まで。みなこの物に因て成坐るなり。記に國稚如浮脂而久羅下那洲多陀用幣琉之時とあるハ。こゝに洲壤浮漂譬猶游魚之浮水上也とあるに同じく。ひろく伊弉諾尊の御時までの。世のありさまを云ひ。如葦牙因萌騰之物而。成神名字麻志阿訶備比古遲神。次天

之常立神云云。次成神名國之常立神云々。次伊邪那伎神。次妹伊邪那美神とあるまで。一聯ねに書續けたるを以て知られたり。此事なほ次に云へし。

**便化爲神號國常立尊**  
至貴日尊自餘日命。並訓美舉等。下皆倣此

化爲はナリマセルと訓へし。其ハ天御中主尊。又高皇產靈尊。神皇產靈尊の。奇く靈き御所爲に依て。此の如葦牙なる物に託て。かく化爲出給ふなり。此大神の御所爲のこと。猶一書の下に云。此を化爲と神と訓て。變化の義とするは誤なり。其は記にも如葦牙因萌騰之物而。成神と書れ。一書にも一物在於虛中。其中自有化生之神。また狀如葦牙抽出。因此有化生之神。また因此化神などある。皆いつれも變化の意にはあらず。見合て知るへし。されど紀中變化の意に云るところも一偏に見るへからず。また記傳に。那流と云言に三の別あり。一には無りしもの生り出るを云。神の成坐と云は其意なり。二には此物のかはりて。彼の物に變化を云。豐玉比賣命産坐時。八尋和邇に化たまひし類なり。三には作事の成終るをいふ。國稚成とある成の類なりと云へるをも心得置へ。○國常立尊。御名義。記傳に。國とハ天に對へて此國をいふ。常立。一書に底立とあり。かゝれハ登許ハ會許と通ひて同じ。今世に底を登許と云ことあり凡て底とハ。上にまれ。下にまれ。横にまれ。至り極れる所を。何方にても云り。萬葉十五に。安米都知乃會許比能宇良爾。又六に。山乃會伎野之衣寸。とある會伎も。極みを云て同じ事なり。細く云ときは。會伎は。會久を體に云るにて。會久とは離放る意なり。離居遠。又塞を會許と訓も。極界の地なるを云。立は都知と通ひて同じ。其例ハ國狹捷尊を。亦曰國狹立尊とあるこれなり。凡て神の名に。某都知と云多しと云り。其都知ハ都々ともいひて都も知も尊稱の重なれるなり。美と云

る尊稱の重なりて美々とも日々とも云るか如し。然れば此御名は常立は借國之底都知にて。國の底ひの限を。所知看より負る御名なり。さて凡て某命と下に添て申すは尊稱なり。言義ハ。平田翁云中昔の書等に。人を指ておこと云事あり。是と同語と聞えたり於許登は。即御事にて敬へる詞也。此ハ直に神人をさして其名を某と呼ぶときハ。不禮き故に稱へる言なるべし。神命妹などの類。たゞに神とも妹とも云てあるへきを。命てふ言を添たる趣のしか開ゆるを思ふへし。さて今世に人の上を云とて某殿某様といふも。直にうの人をさすへつらひて其方を云にて。古に命てと云り。○至貴曰尊。云々。記にハ美許登に。總て命字を通用たり。記傳云。命字を書は、本御言と云に。此字を書るを。さるをこゝにかく注されたるハ。これ至尊と自餘との。稱の言の同じさまに。尊稱の美許登にも借て用たるなり。同しきを忌て。別かむ爲に文字を書かへ給ふ撰者の御所爲なりさて其尊は字の意を取て書れた。さるハ。此紀より以前に既に尊命を通し云へることあり。上野國多胡碑に。石上麻呂を石上尊。藤原不比等を。藤原尊とあり。此碑ハ。和銅四年に建たれハ。此紀の成れる養老四年よりハ。十年以前なり。然れハ此紀より。右の兩字を。分ち用ることを定められたるなり。十一月一日讀上道守尊陛下云々。また乙廢尊御從側云々。とかけの書も見えたり。此等に依れば。○並訓美舉等。並訓二字。類聚國史にハ此云とあり。他の例とも符へり。また本に等下に。也字あれとも。永享本になし。衍字なれば今削れり。

**次國狹槌尊。次豊斟淳尊。凡三神矣。乾道獨化所以成此純男**

次。記傳云。都藝ハ都具といふ用語の。體語になれるなり。都具ハ都豆久とも同意なれハ。都藝も

都々伎と云に同じ。さて其に縦横の別あり。縦ハたとへハ。父の後を子の嗣く類なり。横は兄の次に弟の生るゝ類なり。記中に次とあるハ。みな此横の意なり。されハ今こゝなるを始めて。下に次妹伊邪那美神とある。次まで皆同時にして。指續き。次第に成坐ること。兄弟の次序の如し。父子の次第の如す。思ひまかふること勿れ。○國狹槌尊。御名義。狹の意は次に云。槌ハ上の常立の立と通ふ豆知なり。さて記にハ。こゝに國常立尊。豊斟淳尊。二柱のみ有てこの神ハなし。按ふに神世七代のうちに。此一神入てハ。記の趣にてハ八代に成れり。故この紀ハ。本書に角織尊活織尊。柱一世なく。一書に。大戸之道尊。大苦邊尊。柱一世略かれて。七代の數は全けれど。右の神等なくしてハ。いつれも記の傳と合ハす。故熟考るに。此は記の趣正しくて。此紀の國狹槌尊ハ。神代系紀に。國常立尊亦云國狹立尊。亦云國狹槌尊。とありて。國常立尊の亦名なり。國常立。一書に國底立と有る。底ハ狹と殊に近し。故かく見る時ハ。此神を略きまつり。亦御名なり。右四柱の神等を。盡く數に入奉りて。七代に數らるゝなり。れはなり。天常立尊。國常立尊と相對ひ。葦牙彦舅尊と。豊斟淳尊と相對ひ坐る事實にも。よく合ひて通ゆなれ。されと此紀も一傳なれば。本文のまゝに心得て説がハ。狹ハ眞の義にて只何となき稱美名か。さらハ常立の常も。終古に不易ぬ義を以。稱奉れるにてこれも美稱とすへきか。かゝるも一つの見やうなるへし。○豊斟淳尊。御名義。豊は物の足ひ饒なる意の言にて稱辭。斟淳は私記に久牟。久牟は久美久比。許理。など通ひて。物の集り凝る意と。初て芽す意とを兼たる言にて。この二意

又自相通へり。物集り凝りて。物の形へ成るものなれりなり。されり。久牟と。かの一物の沌凝生ムラカレシて。國土と成へき初芽なる由を以て云ひ。淳は。一書の御名に依るに。主の意なり。なほ此神御名。一書にあまた見えたる。此彼引合せて其義をささるへしとあり。さて記に。此神名豊雲上野神とある。雲字の下なる上字。雲を上聲に誦めとなり。此事は記傳の初卷に委しく云れたり此紀の訓も。其意以てよむへし。○さて此本書の傳の趣を論はむに。上にも云る如く。記には如葦牙なる物に因て成坐る神等は。最初に可美葦牙彦舅尊。天常立尊。と二柱座し。此は別天次に國常立尊以下の神成座り。然るに。此に其神と申す天神等をさしおきて。次に成座る國常立尊以下を語傳へたるは。此本書凡て。別天神の御名を擧すして。此國土に就たる神のみ。旨と語出たるなり。然りとて。頓ヒトシに天神等の御上を被擧さるに。あらぬ事の證は。第二一書に。如葦牙之抽出也。因此有化生之神。號可美葦牙彦舅尊。次國底立尊と記し。第三一書に。始有三人。號可美葦牙彦舅尊。次國底立尊と記し。第六一書に。若葦牙。生於空中。因此化神號天常立尊。次可美葦牙彦舅尊。とも記されたるにて。本書に略かれたる事を知へし。○三神。記傳云。凡て古の神をも人も。數へて幾柱と云り。神もとよりの事にして。皇子等なをも。然云る常の事なり。や後後に。三代實錄清和天皇の詔に。太政大臣一柱と詔ひ。うつほ物語に。大將なる人の女等の事を云に今一柱と云り。皆貴人の上の事なり。書紀に佛像一軀二軀などあるをも。一はしらはしらと訓り。おちくほの物語にも。佛一はしら佛九はしらなどあり。又文粹前中書王の文に。白檀觀世音菩薩一柱と有り。漢文にはめつらし。さてかく柱としも云所以は詳ならねと。記傳に

ある説はあれど按に。尊き神又人。家に柱あるか如く。此世中に數多立並び座て。天地四方を齊へ保ち坐ること。自ら柱の如き意はへあるより。稱へて申ししにやあらん。故貴き上なちて。柱と云ぬなるへし。なほ考へし。○乾道獨化云々。山蔭云。又下文に。乾坤之道相參而化云々。これら潤色の漢文にして。さらにさらに古傳説に非ず。總て乾坤など云こと。唐一國の私の妄説にこそあれ。實にさる理はあることなきを。如何なれ。かゝるうるさき外國言を書加へて清らかなる古傳をも。かく害はれけむ。當昔上も下も。頓ヒトシ漢めきたる事を喜び給へる世なりしかは。かゝる文を。太しき事に爲られたるなるへし。此處記に。此二柱神亦獨神成坐而隱身也とあり。大かた古傳の如なる物なり。此を比見て。漢意の潤飾の甚き事を喩るへしと云れたる。信にさる言ながら。此を撰者の加給し文と見られたる。猶委しからず。此は必後人の攪入なり。度會神主延佳か説を聞書せし。山本廣足と云人の著はせし。神代卷講述鈔に。乾道獨化云々の十字。不審くて。後人の加筆せるにやなど。思ひ疑ひ侍し比。大外記中原朝臣師光か。長寛元年奏覽の勘文を見しに。此十字をのせ侍らざりし。其後或抄に。國初文記を引て。又此十字をのせ侍るに。いよく加筆にやと覺え侍るに。また田中賴庸云。横山當永校本にも。此十字なし。又白井宗因本にもなしと云り。さるのかくさまの文。前後に例なき事なれ。決く撰者等の加へ給ひしに有へからず。

一書曰。天地初判。一物在於虛中。狀貌難言。

天地初判。欽明紀に天地剖判之代。拾遺に天地剖判之初とあり。訓の文明本鎌倉本永正本によれ

り。萬葉に天地之分時云々。○一物。此ハ本書に生一物ニ狀如葦牙と云る物に同じく。第二書に。于時國中生  
 物。とある物と云。此物に因て。次々の神等は。みな化ませるなり。ざるを平田翁説に。本書に一物と云るは。如葦  
 牙ニ物といひ。此傳に一物と云るは。本書に所謂洲  
 邊にあたりて。浮漂へるものを云り。一物と云稱の同きを以て。思混ふへからすと云るはわろし。これは如葦牙なる物を。○虚中  
 天となるへきはしめ物と。見られたるよりの誤也。此は葦牙産男尊より次々に。成坐神の物質なること上に云るか如し。  
 へ。いま大地の周外に見晴して。大空といふ際の際の。空しき宙をひろく云り。曾羅といふ言義ハ。重胤云  
 外にて。内の反對也。其宇良ハ天地のそこひのうらなといひて。天地の限り極る方を云。此は神も人も。  
 住着く處なるか故に。内と云。其限より。外なる空虚の所を。外と云るなり。されハ。曾羅ハ天地  
 と云物。有し後の名なりと知るへし。さて外内の羅ハ。其狀を云る添辭なり。○形貌難言とハ。其一  
 物の大虚空に抽出たる狀貌の。何とも譬へて言かたかりしなり。重胤云。かく國土となるへき物のはし  
 め。神となるへき物の始などを。或ハ猶游魚云々或ハ如葦牙云々など。其の未成定らざりし間の  
 形象を。其成定まれる後よりハ。如何とも名狀すへからざる者なるを。其形容を。今正目に見るか如  
 く譬たるは。必伊弉諾伊弉册二神の御所爲なり。其ハ二神相謂曰。有物若浮膏。と宣へるを以て知ら  
 る。其時より始て。神より神に傳へて。人代に語繼き言繼けは。其聞受る方の耳に入て。心に留め易  
 き狀に。宣ひ諭し玉ふ事にしあれハ。種々の物に比へて。譬とハ成玉へりし者なり。此章の内にも。  
 其同じ物にして。譬の別なるハ。神々の心々に。傳玉へるか故也。然れども其極まる處ハ。狀貌難言  
 と云か如くにそあるへきなる。今ハ唯其譬に就て物を見物を以て。其實物の大體を想像る可なり。と

云れたる然る言なり。

其中自有化生之神。號國常立尊。亦曰國底立尊。

其中とハ。彼抽出たる一物の中なり。自ハ自然なり。重胤云。一書に。因レ此有化生之神とも。因レ此  
 化神とあるとハ別にて。此ハ上に一物と云て。其形貌を何とも指て號け言さる故に。因レ此とハ云へか  
 らざる故に。自然とハ云るものなりとあり。○亦曰は亦名なり。亦名と申すは。其本御身より。御魂  
 の分り坐て。別に一柱神と坐て。亦の御行事をなし玉ふに依て。御名の亦別に有もあり。又一身にし  
 て二名坐もあり。其神々に因て心得へし。これ亦名の例なり。

次國狹槌尊。亦曰國狹立尊。次豐國主尊。亦曰豐組野尊。亦曰豐香節  
 野尊。亦曰浮經野豐買尊。亦曰豐國野尊。亦曰豐齧野尊。亦曰葉木  
 國野尊。亦曰國見野尊。葉木國此云播舉矩爾。

豐國主尊名義。記に豐雲野とある雲野。また上に豐樹淳とあると合せて思ふに。久爾ハ。即ち久毛久牟  
 などと通辭なり。主は主宰たる義也。其より轉りて。た。何となき尊稱ともなれり。○豐組野尊。記  
 傳云。久美は。久毛久牟などと通ふ。野ハ怒と訓へし。凡て野をば。古は怒と云り。能と云はやち後のことなり。師  
の云く野角篠忍陵樂などの能は。古はみな怒と云り。故古書



此等の假字には。能乃などをば。用ることなくして。みな奴怒農濃などを用たり。農濃などは。ヌの假字なり。ノに非ず。凡て右のこともを。能と云ことは。奈頁の末つかたより。かつく始れり。と云り○豊香節野尊浮野野尊買尊。節を布志と訓めれど。もと節ハ。布と云一言か本なれハ。こゝも香節ハ加布と訓へし。さらハ買に同じ。さて加比ハ久比と通ひ。久比は久美と通へり。されハ此御名も。樹淳と同意なり。さて浮野野ハ。浮ハかの一物の空中に浮漂へる意此は次の一書に。國稚地稚之時。譬。經ハ記傳に。合にて。かの物の中に。地と成へき物の。含まりたる由なり。花の未開ぬを。ふくまると云と同じ。次の葉木國と合せ考ふへしとあり。野ハ樹淳の淳と同じ。○豊齧野尊。又云。久比ハ。加比久美など通ふ。○葉木國野尊。葉木ハ含むにて。上に云る意なり。波具久牟。波基久牟。などいふ言もみな含む義なり。○國見野尊。本に國字なきを永享本に依る。國は樹に同じ。かくてハ。見の一言衍れるか如し。もしハ國は久とのみ訓へきか。國を久の假字に用ぬハ例ハ隱國などなほあり。さらハクミヌなり。○葉木國此云々。本に此注混れて。次の一書下に出たり。今ハ釋紀亂脫校本による。又永和本鎌倉本とも傍書にも此段に書入たり。さて此類の注は。訓を知らせたるまでにて。翻譯の體に倣ひしハあらず。記に。訓云云阿麻。など書ると。もハら同意味なり。されハ舊訓に。此字をコレヲハと訓るよろし。ニハとは訓。飛鳥井雅澄萬葉古義云。そもそもまづ古事記の如く。訓云と云むハ。聞えたるまゝにて事もハからず。書紀に此云と云れしハいかによや。これハ漢籍の中に。梵記を譯して釋とき。云々此云云々。とあるハ彼方にて云々と云るハ。此方にては云々いふそといふ義なり。たとへハ天地此云云阿米都知。な

とやうにはかくへし。其は彼方にてハもとより。字音に天地といふ。此方にハアマツチといハなり。しかるを此方にて成れる文は。いかに漢文にならひたりとて。此云といかてか書へき理のあらむ。まして葉木國此云云播舉矩爾。などいへる類は。殊にいといと意得かてなり。もとより葉木國といふ漢語のあらはこそ。なほ姑さてもあるへきを。此はたゞ。ハコクニといふに。葉木國といふ字を。借用たるものにこそあれ。此等ハひたすら。漢めかさむとして。物そこなひを成せるなりけり。正しく云ハ。アマツチ用天地字。などいふへき理にハあらめど。もとより漢文にならひて作る書なれば。さまたていはむハ中々にことごとしかるへければ。たゞ訓云といふハ。いかさまにも。此云とてハ。もとよりの漢籍を。此方にて譯す時のいひさまにて。いといとまきはし。と云れたるハさる言なから。此を翻譯の體と見す。なほ記の體の。聊か異なるものと見たらむにハ。さのみ難め云へくもあらしとそおもあるハ。

一書曰。古國稚地稚之時。譬猶浮膏而漂蕩。

國稚地稚は。國ヲカク地ヲカ、リシ時と訓へし。本にクニシツチイシと訓るは。決く誤りを見ゆれば。今は古訓ににも國稚如浮脂。而。久羅下那須多陀用幣流之時。とあり。記傳云。和詞志とハ凡て物の未なりと云のハさるを云て。書紀などに幼字をも訓み。中昔の物語書などにも。人の幼稚きを云ること多し。萬

葉に。三日月を若月とも書き。推古記に。肝稚と云り。さてこゝの本書に。洲壤浮漂といへる物の事なり。○浮膏。古訓のまゝに。ウカベルアフラと訓へし。記傳にウキアフラと訓て。浮雲浮草など云類の稱にて。物の脂の水に浮へるを古にかく稱しなりと云れたれと信かたし。浮雲又浮草などは。もとより浮るか。其もの體なれば。しか云へし。ものも脂は。水に浮漂へるか。脂は。其もの體にしあらざれば。打まかせて。ウキアフラとは云かたし。古にかく稱しなりと云れつれと。さる例も見あたらず。脂は。和名抄に。脂膏和名阿布良。また。油四聲字苑云。油逐麻取脂也。和名阿布良とあり。記傳云。さて脂に譬たる例。朝倉宮段に。大御蓋に楓の葉の落浮へるを。三重姝か歌に。宇伎志阿夫良とよめり。御蓋なる御酒のうへに。木葉の浮へりけむ。と云り。形狀を以て。今此の状をおもひ合すへし。

于時國中生物。狀如葦牙之抽出也。因此有化生之神。

國中。かの浮膏の如く漂へるものの中をいふ。この物即て國土と成れり。其成る後の名を假て云へること。國稚地稚の例に同じ。○抽出。記に如葦牙萌騰之物とあり。一書に。如葦牙之初生泥中一也。とあり。本にヌケイデタルと訓る。其物の虚中に見るを云なり。初生とは。聊異也。第一一書に。一物在於虚中と云る。其虚中に抽出て見はれし時を以云るなり。記傳云。本草の莖。又葉のはつかに出初たるを。芽と云も。母延の約まりたる名なるへし。武郷云。信友説に。母由とは火はさらなり。日影に因て氣の起て見ゆるをいへるなり。草の生ひたついはひのさまにさへ云りと云り。又米具牟も。母延具牟なるへしと云り。○因此。口訣に因猶託也。とあるか如く。物ありて其に託りて。成坐るか故に。因と云なり。と云り。

號可美葦牙彦舅尊。次國常立尊。次國狹槌尊。可美此云于麻時。彦舅此云比古尼。

可美葦牙彦舅尊。可美ハ美稱。記傳云。宇麻とは。今世にハ。たゞ物の味の口に美きをのみいへど。古ハ然のみならず。心にも目にも。耳にも口にも。美きを皆讀て云言なり。と云れたるか如し。葦牙は上に云。彦ハ男を稱美て云稱なり。記傳云。凡て男に比古。女に比賣と云は。美稱にて。比とは凡て物の靈異なるを云。天照大御神の御事に書紀に靈異之兒とある意にて。比古比賣ハ。靈異之兒と云意なり。なほ比の意は。高御產巢。日神の下考合すへし。遅ハ。男を尊みて云稱なり。老人を云も尊むより出たるなるへし。意富斗能地神。書紀の鹽土老翁老翁此などの遅も是なり。さて比古遲衰遲など云ときハ濁れども。本ハ清音。明宮段の國栖人の歌に。麻呂賀知とある知。又父の知なども是なり。さて又八千矛神をも。火遠理命をも。比古遲と申せることあり。此神ハ葦牙の如くなる物に因て成坐る故に。かく御名つけ奉れるなりと云り。さて葦牙の如くなる物に因て。成坐る神の御名にしも負せ奉るなり。りしを以て。其一物の葦牙に似たりけんほどを知るへし。○彦舅此云々此七字。本に次の一書の下にあるハ誤なり。今集解及一二の校本ともに従てこゝに入る。

一書曰。天地混成之時。始有神人焉。號可美葦牙彦舅尊。次國底立尊。

混成之時は。マロカレナリシ時と訓へし。記傳云。混とは未分れずして。滑りて一沌なる事にて。即此物の始て生出たるを。混成と云るなり。此物とは即天地と成るべき一物なり。○始とは。天御中主尊。高皇產靈尊。神皇產靈尊も。紀記ともに。成坐とあるも。此神等ハ。天地をも造玉ひし神なれハ。天地混成の時當りて。始て生出玉ひし神に坐さす。この事は。第四の一然るに。葦牙彦舅尊をハ。既に三柱の神書に委く云へし。御坐て。その成始を知し看けむ事灼然し。これ此神をハ始とハ語り傳へしなるへし。と平田翁云り。○神人。山蔭云。人字漢文のかさりなり。此神等は人と云へきに非ずと。云れたり。按ふに。神も形體に付ていへは人なり。されハ。神人と云ましきにもあらされと。其は後々の神の御上には申すへし。此神等にハ。實に山蔭に云れし如く。いかなり。神人下の焉字永享本になし。

一書曰。天地初判始有俱生之神。號國常立尊。次國狹槌尊。

此一書にはしめて造化三神の御名を擧られたり。上にも釋紀私記を引て云る如く。古事記ハ高天原所居之神より記し始たるを。今此書ハ此國土に附て。生坐る神即國常立尊より記し出て。高天原の神をハ。略きて記さす。さるからにハ。天地造化の起原の。知りかたき事を慮りて。彼國の古傳の趣を。彼是採摭ひて。序文として加へられたるものなり。さるを。この一書に却りて。造化三神の御名を出したるは。其御名に付て。自ら造化の起原をも。思ひやるべき心しらひに。書したる物と見えたり。され

と記傳にも云れたる如く。初に此三神を擧られさるハ。甚く事足らぬ狀なり。一書ハ一書にて。本書とハ別事なるに。本書にハ末に至りて。不意く。高皇產靈尊の御名の出たまへるハいかにもそや。何にも古事記の如くあらまほしき事なり。○俱生ハ。口訣に與天地俱生神。とあるが如し。國常立尊と。國意には非らず。さ。下卷一書にも。始初起時。共生兒號。火酢芹命。次火盛時生兒號。火明命。次生兒云々。ては文字如何也。とある。其字もことと同一。されと。此神等ハ。天地成立し後にこそ生出玉ひけれ。天地と俱に生出玉ひし神は。天御中主尊。高皇產靈尊。神皇產靈尊の餘に。誰神かあるべき。なほいは。葦牙彦舅尊。天常立尊の。別天神をさへに省きて。此神等を。始云々とハ。申すへくも非ずかし。

又曰。高天原所生神名曰天御中主尊。

又曰。此ハ右の天地初判。始有俱生之神。とあるを受て云る傳にて。又斯る傳説ありと曰なり。けに此神等は。天地と俱に生出る神に坐なり。此傳甚めてたし。然るに釋紀に此を一書中又一説也。云れしは甚くたかへり。○高天原は其原始は。天の中央なる神の坐處を云るに始りて。なへて天神等の坐ます御國をも云。また此照します天日をも云。又たハ大虚空をも云ひて。古書に。高天原と云へる。さす所いと潤し。一區域に限りて云名にハあらず。其よしは。まつこととに大概を説へし。さるハ。古語拾遺に此の傳を天中。所生神名曰天御中主神。とある天中と云るハ。天之中中央と云る事なるか。其天之中中央と云は。天御國の中央にて。天神等

の神域にて。古書に高天原と云る。大方こゝをさすなり。此大神始て。其天中央に現出まし。即其御名を。天御中主尊と申奉れるなり。されハ其天之中央を高天原と云そ。この號の見えたる始なるか。其天御國ハ。大虚空の上方に在を以て。轉りては。總ての大虚空をも云。下の二書に。伊弉諾伊弉册尊。立天。天之中。とあるを。坐于高天原。とある。これ大虚空なり。又祝詞に高天原波。曾雲能。また天つ日ハ。カの大虚空の中央に位を定めて是即天の眞區とも。鶴久極などある。此も廣く大虚を云なり。云へき所なる故に。其をも高天原と云けり。天照大神者可。以御高天原。とあるを日神とも申奉るにて知へし。かく高天原ハ汎き號にしあれハ。古書に見えたる所。一區域の稱にあらず。上古はた。大らかに總括て。云稱とハ爲しものなり。されハ。おの。古書に見えたる一箇をとりて。こゝそかしこそと。古來種々に云なれと。皆いづれも其根元を究得られさりしなり。かくて記傳に。天神等の坐ます御國也と云れたる。これいと汎く。萬に亘りて。通えたるか如くなれと。猶此の三柱大神等の御事を。此神等ハ天地よりも先たちて成坐れハ。たゞ虚空の中に成坐けんを。高天原所生としも云るは。後に天地成てハ。其成坐せりし處。高天原になりて。後まで其高天原に坐ます神なるか故也。元來高天原ありて。其處に成坐と云ハ。あらず。と云れたるハ叶ハす。上に云る如。高天原とハ即天の中央の名にして。そこ即元始より高天原なれハ。後より廻らして云る號にハあらず。さて天といひ。高天原と云その差別ハ。記傳云。まつ天ハ天神の坐ます御國なるか故に。山川本草の類。宮殿そのほか萬の物も事も。全御孫命の所知看此御國土の如くにして。なほ勝れたる處にしあれハ。大方のありさまも神たちの御上の萬の事も。此國

土にある事の如くになむあるを。高天原としもいふハ。其天にして有る事を語る時の稱なり。然るを。萬葉のふりさけみれば。とよめるなどは。や。後の事なるへし。如此さまに。只打見た。さてしハ稱ふ由ハ。高とハ是も天を云稱するのみの天などを。天原と云るか如きは。神代の御典などには見えぬことなり。にて。たゞに高き意に云るとハ聊異なり。然れば此高ハ。體言なり。日の枕詞に高光と云も。天照と同意。高御座も。天の御座と云にて。是等の高も同じ。又高行や隼別などハ。虚空を高と云へるなり。今世にも天つ虚空を然言ことあり。物の虚空に高く上るを。高へ上るなど云ゆり。但し此は天下にあまなく云ことには非る。原とハ。廣く平らなる處を云。海原野原河原葦原などの如し。萬葉の歌にハ。國原ともあり。かゝれハ天をも天原とハ云なり。さてそれに高てふ言を添て。高天原とハ。此國土より云ことなり。凡て天を高とも云ハ。高と云り。きを以て云稱なればなり。此説の如し。○所生神。重胤云。此三柱神等ハ。實に其始ある事なく。素より高天原に神留坐し大神等に坐々るか。此ハ天地の始を云所なるか故に。其時運を以て。所生とこそハ傳へたりけれ。如何なる遠く遡なる大古より坐りけん。伺知奉るへきに非ねども。唯其大神等に成りし天地の始を云故に。此を其神の顯れましと時とハ。成せる者なりと云り。生を舊訓にアレマスとよめり。阿禮は顯にて。人などの生るゝを然云も。其意同じ。阿禮といふ言の義ハ。新現と通へり。生るゝは。萬葉一。安禮衝武云々とある。此身の新に成也。又現はるとなればなり。生繼にて。宮仕に參侍ふ事を云なり。又國史に阿禮乎止賣と云る事あるハ。其替る替る。仕奉らせ玉ふ事を云て。右の萬葉なるに同じ。又ナリマセルとも訓へし。那流ハものゝ變化をも云。物の成就ふを云ヒ。無りしものゝ生出るをも云へと。此ハさきにあらずして成顯れ玉ふをいふ。記に八雷神の伊

那那美命の御體に成居と云事ある。即それなり。これ其處に成出顯れて居れる雷神なり。○名。平田翁云。名と云言の意。生成熱などの本語にて形也なども活用して。那流那良牟とも云なるか。神また人の更なり。萬物をも。某と號くる事。其物かならず成就たる上にて。負することなり。神又人物に限らず。萬の事業の上も。中にも。人の其行狀の善惡。功德の大小に依て。自然に。他より稱へ云と云ころ。即名なり。高橋氏文なる景行天皇の大御詔に大倭國者以三行事オホナツラフ負名國也。と宣給へるを以て知るへしと云り。○天御中主尊。天はアマノと訓へし。これは轉語の例にて。某之とつゞけ云時は。第四音を第一音に轉し云例なり。其一二をいはず。宇氣を宇迦之魂。布禰を布那之倍。宇閉を宇波之曾良。阿米を阿麻之波良。などの類。本語は宇氣布禰宇閉阿米なれども。必宇迦之。布那之。宇波之。阿麻之。と云格なり。故記の開卷に。高天之原の天を云阿麻下倭此。と書して。以下天と讀へきをば。これに倣へと置れたるなり。然るに此訓例を。たゞに高天原にのみ。限るものとお總て神名地名物名に天と云る訓。近き比へ其を阿米能とも。阿麻能とも訓みて。いとみもふは疎略なり。總て神名地名物名に天と云る訓。近き比へ其を阿米能とも。阿麻能とも訓みて。いとみたりなり。古書にへ此類の天。何れも阿麻能とのみよみて。阿米能と訓ることなし。今其例を此に云へし。まつ弘仁私記序に。阿麻乃止已太知乃美已止。天常立尊也。延喜式に出雲國阿麻能比奈等理神社。とあるへ天夷鳥命也。姓氏錄大掠置始連條に。阿麻乃西乎命。尾張風土記に阿麻乃彌加都比女。此紀神代下に。阿麻能左愚謎。日本紀竟宴歌に阿麻能夜臂。これらみな神又人名の例也。又萬葉集に。阿麻能我波。古本神樂歌に。安麻能可波良。これら地名の例也。また神代上に。阿摩能與佐圖羅。下卷に阿麻能以簸炬羅。萬葉集に安麻能之良久母などある。此物名例なり。かくあまたの例のあれど。阿米能某と訓し例都て見當らず。必阿米と訓へからず。たゞ古事記中卷に。阿米能迦具夜麻と書るか一所あり。此は神名の例にはあらず。地名の例とも云は云へけれど。

只此一を以て並の地名をも。阿米とは定め難し又此香山は。天降付ともいひて。もと天に在し山なれば。阿米乃と云かと云に。天安河。天河原など。みな阿麻とのみよめれば。香山に限りて阿米と訓へきよしなし。殊に此天も天上なるには非ず。萬葉に神香山とも。あるにて知るへし。たゞ稱辭に添たるまでなり。されは今定て。此阿米も阿麻の誤。御名義記傳云。御中の真中と云むか如とすへきなり。其餘古書共に。阿米乃と云へるは。たえて一つもあることなし。御字を書も。真の美稱と。甚しくし。凡て真と御との本通ふ辭なるを。やう後に。分て御の尊む方。此意なり。云と。全きことくに用ふ。されと。古の言の遺れる。尙通へして真熊野とも。三熊野とも云る類多し。又真と云へきを。御と云るも。御空御雪御路など多かり。御中も此類なり。天のみならず。國之御中。里之御中なども。萬葉歌にあり。又毛那加と云も。真中の轉れるにて。天武紀に天中央ツラナカ以て此の御中の意をも。とありと云り。主は主宰たる義也。其より轉りて尊稱ともなれるなり。さて此大神の知るへし。古語拾遺に。天地剖判之初。天中所生之神。とあるか如く。天の中央に其位を定め玉ひ。終古不易に鎮り坐々て。其奇靈なる神徳は。宇宙に偏く充亘り。至らぬ限なく。はた神と云神の限り。此大神の分靈ならざるなき天神に坐ませるか故に。古より殊更に。其所と定めて。齋き奉りし御社とてもあらざりしなりけり。なほ次に云へし。

次高皇產靈尊。次神皇產靈尊。皇產靈此云美武須毘。

高皇產靈尊。神皇產靈尊。御名義。高は美稱。別御名をも高木神と申せり。記にみゆ。又姓氏錄に。天高御魂乃命。三代實錄に天高精神なども申せ。皇の御と書るも同く。これも美稱なり。神皇へ加牟美と訓べし。高皇とならひたる稱辭なり。此神

の御名を。書等に神産巢日神。神産日神。神魂神。など書るは。カミムスヒと訓へし。其は記傳の説の如く。凡て古言に同音の二つ重なるをば。約めて一に云例。此彼とあれは。此も神御と美の重なる故に多く約めて。申しならへるなり。また神御魂とも書たるは。此と同じく。カミムスヒ。平田翁云産は正字にて。宇牟須と云言の字を省けるなり。仁徳天皇の御歌に。子産新撰字鏡を古牟と誅せたまへりに。祕宇牟須比麻豆利とあり。此は産靈祭にて。牟須の正語の宇牟須なる證なり。今も生を宇牟須と云國も多かり。出羽秋田などにて。蒸をさへにウムスと云り。夏の頃師云。産ハ男子女子また昔の牟須。など云ふ牟須にて。物の成出るを云今云萬葉に草牟須かはね。又草武佐受などもあり。靈字ハ比と云によく當れり。凡て物の靈異なるを比といふ久志昆の昆も。比古比賣などの昆も此意なり。されハ産靈とハ。凡て物を生成すことの靈異なる神靈を申すなり。武郷云。池邊眞條か。古語拾遺新注に。産靈は令産靈なり。其ウムハ。マ行四段に活く語にて。第三音のウムより。サ行に轉りて。ウムサム、ウムシ、ウムス、ウムセ、と活くなり。他にウムサムとも。ウムシとも。活用きたる例なれども令産靈と。靈の體言に云かけたるを見れば。決くこの活とうおほゆる。されば昔のムス。また。此外に。火産靈。稚産靈。津速産靈。興台産靈。玉留産靈。生産靈。足産靈。など申す御名もあり。牟須昆の意皆同しと云り。さて高皇産靈神ハ。男神にまし。神皇産靈神ハ記に神産巢日御祖命とも出て。女神に御在す。式に。出雲國出雲郡。神魂意保刀自神社とあるも。女神に坐謂也。志ハ男女二柱にハ坐々とも。此大御神等の御上に。選台の道ありしにハあらさる也。夙く皇代記。歴代皇紀。神皇正統錄。塵添壺糞抄を始。何くれの書とも。雖有男女之形。无二婚合之義。といへるをはしめ。平田翁も委しく云おかれたる説あり。下に出せり。さて。記傳に世間にあることハ。此天地を始て。萬の物も。事業も。悉に皆此二柱の産靈大御神の産靈に資て。成出るものなり。されハ。世に神はしも多に坐とも。此神ハ殊に

尊く坐々て。産靈の御徳申すも更なれハ。有か中にも。仰き奉るへく。崇き奉るへき神になむ坐々ける。と云れたる。其いと慥かなる證ハ。顯宗紀に三年春二月。阿閉臣事代。使于任那。月神著人謂曰。我祖高皇産靈。有預<sub>レ</sub>銘<sub>二</sub>造天地之功<sub>一</sub>。宜<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>民地<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>我月神云々。とある。預を舊くソヒと訓るハ。副加ハる由なり。されハ。天地をはしめ。次々に成坐る神等みな。此神の産靈に資て。成出る耳ならず。萬事業の上に。其副加ハりて。其を令成玉ふものなること灼然し。さて上に引る火産靈稚産靈など。すへて産靈の上に。必其御行事を申すことなるに。こゝなる二柱の産靈神ハ。たゞ高と申し神と申し。稱へ奉れるのみにて。御行事を附て申さぬハ。いかにと云に。此則此二柱の産靈にましますよし也。他の産靈ハ。みな其一つを特別て知看すか故に。自ら其御名にも負坐せれと。此二柱ハ。造化の神に坐て。天地ハさらなり。萬物萬事の上に。悉く預り知看せハ。此より大なる産靈の御徳なければ何と肩<sub>レ</sub>りて名け奉るへきやうもなく。いはゞ萬物の産靈大神なり。然るに。高と申し神と申し稱辭の上より。御名義を分けて解る説などもあれと。却りて御徳を小さくするの恐れもありんかし。儲又記傳に。此大神ハ。如此二柱坐を。記中に其御事を記せるにハ。二柱並出玉へる處なくして。ある時ハ高御産巢日神。或時ハ神産巢日命と。旁一柱のみ出玉へる。其御名は異れとも唯同神の如く聞えたり。抑かく二柱にして一柱の如く。一柱かとおもへハ二柱にして。其差の髣髴しきハ。其深き所以ある事にそあるへき。とあるに就て。重胤云。此二柱神ハしも。天御中主尊の荒魂和魂に。御在し坐玉へる

ものと。推察り奉らる。荒魂とは。物に迷む方の御魂を申し。和魂とは。御身に和み鎮まる方の御魂を申せり。紀記共。其御事を記されたるに。二柱並出玉へる處なくして。旁一柱のみ出玉へる。甚々深き故ある事にて萬の事業の上にも荒魂の事に。高皇產靈尊と。和魂の事に。神皇產靈尊と。其並て神議玉ふ中にも。其方に主たる御名を擧て。傳へさせ玉ふものにそありける。其一二を出さは。天石窟の時又御天降の時なり。荒振神の所爲なる故に。高皇產靈尊の御名多く出たる中に。甚尤けき。天孫降臨章。第一一書。天稚彦か雉を射たりし矢の。天に到りける時の文に。天神見其矢。曰。此昔我賜天稚彦之矢也。今何故來。乃取矢咒曰。若以惡心射者。則天稚彦必當遭害。若以平心射者。則當無恙。因還投之。とある。天神を。正書及記に。高皇產靈尊と見え。此必當遭害を。記に。天若日子於此矢。麻賀禮。とあるを以て。予か説の強ざるをふへし。又神武紀に。御軍の半なる時に。躬自齋戒祭諸神と見えられたは。自餘の神等をも。祭玉へるなるに。此神を主と立て齋かせ玉へる。其稜威を仰奉らせ玉へるか故なる事著明し。又記に。大宜津比賣神の御身より。種々の物の成れる所には。故是神產巢日御祖命。令取茲成種と見え。大穴牟遲神八十神にころされまじし件に。爾其御祖命。哭憂而參上于天。請神產巢日之命。時。乃遣靈貝比賣與靈蛤比賣。令作活なとある。和魂に坐る故にて。右の高皇產靈尊と。反對なり。所以に御巫祭神八座の中なるも。神產日神。高御產日神と次序し。祝詞にも。神魂高御魂と有て。常に申す例に異なる。皇御孫命御世乎。手長御世止。堅磐爾常磐爾齋奉。茂御世爾幸閉奉。とある

如く。事無き節に。大御身の守護をのみ。祈らせ玉ふか故に。二柱共に並奉たるも。其守とある方を。ときには爲られつるものなり。彼神功記なる。神の御誨に。和魂服三王身而守三壽命。荒魂爲三軍先鋒。而導三師船と見え。皇后の御方に。則擣荒魂。爲三軍先鋒。請和魂。爲三王船。鎮とあるを合せて思ふへく。又四時祭式鎮魂條に。右の神魂高御魂神等の八神に。大直神一坐を合祭らるを以て。和魂を主として。神產日神を先に。被定たる所由を思ふへき者也かしと云れ。平田翁説に。此二柱の男女大神の產靈の御徳の間より。諸の物類も事業も生成り。神等も生坐ることの由をいはく。少毘古那神を記に。神產巢日命の御子とあるを。紀に。高皇產靈尊の兒とあり。古語拾遺。また豊秋津比賣命も同じ。記また紀の本書に。高皇產靈神の子とあるを。一書に。神皇產靈神の兒と云る傳あり。又姓氏錄に。久米直。高御魂命八世孫。味耳命之後也。といひ。また久米直神魂命八世孫。味日命之後也。とあるをも思へし。味耳。味日。此。諸の神等二柱產靈の御間に生坐るか故に。かく二方に傳たるなり。本朝事始。同入なり。此。諸の神等二柱產靈の御間に生坐るか故に。かく二方に傳たるなり。に。加奈止美命と云を高皇產靈與神皇產靈之子と云るは。由あるつたへなり。さて又紀に。高皇產靈神の御言に。吾所生兒凡有千五百坐。と詔へりとあるに。出雲風土記に。神魂命の御子と云へる。多く見えたれども。高御魂命の御子と云ること。一柱たに有ることなし。此の神等二柱神の御間に生坐れど。神皇產靈命。その御母に當り座すか故に。御子を専と此神に係て。語り傳たる故そかし。されは姓氏錄をばしめ。書等に。或は高御魂命の後といひ。或は神魂命の後と云るに拘はらず。只産靈神の御末と。隔なく心得て有へきものなり。又或は天御中主神の御末と。云ることも彼是である。猶其本祖を云るにて。其はた産靈神に係らざるはなれば。是また拘はるべきことにあらず。凡て是等の事どもを。熟辨へさらむには物の出自に。いふかしき事のみ多

かる。さて産靈大神の。諸神を生たるハ。唯その男女の産靈の互に芽し合ふ。妙に奇しき御徳の間より。産成給へるにて。夫婦の道に。資ことには非ず。夫婦の道は。伊邪那岐伊邪是。始まりける。是そ産靈の大御徳には有ける。夫婦の道に由らば。子を産得ざる。凡人の上より疑ひおもはむは。産靈の徳を知るもの。神等のみならず。諸類の物ハ更なり。天地をさへに鑄造給へる産靈の趣も。是に準へて想像奉るへく。また生とし生る物とも。人ハ更にも云す。其神魂性情靈智も悉く。産靈神の賦物なる由をも辨ふへし。さて又。天御中主尊ハ。御名の大なるに取てハ。其事蹟の傳なき故に。神徳を伺奉るへき便なけれど。二柱産靈神より前に。始なく御坐し。女男の御徳を兼有ち。爲ことなくして。産靈の根原を司給ひて。寂然まし。女男産靈大神ハ。其神靈に資て。生出坐して。産靈の徳用持分け宰給ひて。天地も何も。此二柱大神の産成し給へる事とそ思はる。然れば。天之御中主神の事蹟の聞え給はざるハ。幽き所以ある事にて。却りて其神徳の大なる故に有へき。其御社さへに式には見え給はず。と云れたる。みな然る説ともなり。さて式に。神祇官坐御巫祭神八座とあるを始めて。此神を祭れる社は。式。國史等にあまた見えたり。かくて記云。此三柱神者。並獨神成坐而隱身也とあり。獨神とハ。次々の女男耦て成坐る神等と別ちて。唯一柱つゝ成坐るを申す。隱身とハ。記傳に御身の隠りて所見顯れ玉ハぬを云れたるか如く。其奇靈しき神徳を宇宙に遍く充足ハして。其至る所。悉く御身を備へてハませとも。元より隱身に坐ませハ。隱身と云事。靈甚も幽深く。神代の神等と申せとも。其御身を伺ひ奉る事あたハす。ましていかなる道理そなとハ。さらに心も詞も及ふへきならねハ。其尊きをたふとみ奉るへき他なしと知るべし。されど此二柱大神。又時として

ハ御身を顯し坐して。事議り玉ひし事も見えたるハ。其本大御體にハ坐坐す。其分御靈の假に顯れ玉へるにて。その幽顯分れたる人代にも。時として神の見ハれ玉ふと同一事にて。永に現れ玉ふにハあらず。まして其本つ御體など。假初にも現ハし玉ふへきにハあらねハ。即それを隱身とハ申す也けり。さて式の祝詞ともに。高天原爾神留坐神漏伎命神漏彌命とも。高天能神王。高御魂神魂云々。などあるにて。後までも其高天原に坐々事を知へきなり。神留坐とは。神鎮坐にて。志豆麻理の志を略けるなり。たゞに留を都坐々て。他に遷りてまざるなり。これまての讀みな誤なり。此は序なれば聊いふのみ。

一書曰。天地未生之時。譬猶海上浮雲無所根係。

天地未生之時とハ。重胤云。浮雲の如くなりし物出來りて。浮漂よへりし程の事にて。其物未天とも地とも成さりし時を云て。第三一書に天地混成之時とあるも。同じ趣なる傳なり。口訣に。未生未開關。將開關時也。とあるハ。謂れたる言なり。然るを記傳云。天地初發之時とあるよりハ。委き傳に。此時いまた天地の無りし時なる事を。慥に心得るに宜き云さまなりと。云れしハたかへり。此ハ一物のなれる其始終を云ん爲なる故に。其に係て。天地未生と云るにこそありけれ。唯世の始を大扑に云所ならざる事。右に云るか如しと云り。○海上浮雲。本に雲を雪と誤れり。類史に浮雲とあるに由るへし。海を和多とも。宇那婆良と。もいふよしは。下に云へし。○猶無所根係。萬葉七に。大海爾島毛不在爾海原。絶塔浪爾立有白雲と



云る歌あり。此時の有状を想像るによき歌なり。

其中生一物。如葦牙之初生。泥中也。便化為人號國常立尊。

此傳にては天地の未混沌として分れざる際に。其物の中に。葦牙の如くなるもの。初生たる状に云るなり。聊異なり。○如葦牙云々。平田翁云。此なるは状如葦牙と云と。泥中より生初たる如しと云と。二つを兼たるなりと云り。○泥は。和名抄。泥和名比知利古。一云古比千。と見え。祝詞文に向股爾泥。書寄氏などあり。土に水の滲りたるにて。俗言に秤呂と云物なり。○爲人。上にも云る如人字いかとなり。久米幹文か藏本に。類聚國史一本に。神とあるよし云り。さる本ありや尋ねへし。

一書曰。天地初判。有物若葦牙。生於空中。因此化神號國常立尊。次可美葦牙彥舅尊。

天地初判。云々は第一一書に云り。さてこゝに有物如葦牙とある物。即ち一物在於虚中。状貌難言。とあると同じき事も既に云り。○有物如葦牙。此は第二一書に。國稚地稚之時云々。國中生物。状如葦牙之抽出。また第五一書に。天地未生之時云々。其中生一物。如葦牙之初生。泥中云々。と同じく。上にも云るか如く。是神と成へき物實なり。然るを是まての注釋ともに。此を天の始として次なる浮膏の如くなるもの。地の始なりと見たる。みな譯にて。彼序文に引る。渾沌たるもの。二割にれて。天地となれると云るに。合せて強て説をなしたるなり。わが古か傳にていさることなし。葦牙ハ神の始なるをや。

又有物若浮膏。生於空中。因此化神號國常立尊。

又とは又一説なり。こゝに曰字本になければ。荒木田經雅本にあるに據て補ふへし。但し予此本を見たるにあらず。田中頼庸の物語れるによる。集解本には補へり。さて此又説は。國土の如浮膏。漂蕩へる時に成坐る神を。國常立尊なりとして。例の天神等を省ける第一一書。第四一書。第五一書等と同じ趣にて。其化坐る物實たる如葦牙なる物を。省けるまてなり。異なる傳にはあらず。これを如葦牙なる物には依らずして。若浮膏なるものより。化れる神と云る説共ハ。謬なる事既に云るか如し。

次有神泥土煮尊。沙土此云須毗尼。亦曰于毗尼。沙土煮尊。沙土根尊。沙土根尊。

此より以下八神の御事は。平田翁の考おかれたる説によりて。又重胤の委き考あるを。今次々に録すへし。さるハ其説みながら語なれぬは。間々易て出せる所もあり。又巳の説を以て。補へるもあるなど種々なれど。處せければ。一一にいえことわらず。本書を引合せ見て。其別なる所をは知ぬかしとてなり。さるは其説云。伊弉諾尊ハ。後に顯身おはし坐神也。然るに記にハ次成神名國之常立神。次豊雲野神。此二柱神者。亦獨神成坐而隱身也。と終めて。其間を界ひて。次成神名字比地邇神。次妹須比智邇神と云より始て。次々に御名を擧たるに。其終に隱身也と云事を。出されさりけれハ。顯身の神にわたらせ玉ふへかめるを。其御事蹟も外に傳はらず。又式などにも。然る御名を以て。祀れる神の一所たに。御在しませ

るを以思ふに。其ハ次々國形の整へる狀に依て。負坐る御名共にて。實にハ。此泥土養尊沙土養尊以下八神ハ。伊弉諾尊伊弉冊尊。二柱の別號におはしますなり。近き證ハ。國常立尊豐斟淳尊ハ。別に有たせおはしませは。其を除きて次の五御代の初と御在します。泥土養尊沙土養尊に。國生の御事を負せずして。最後に成坐る伊弉諾伊弉冊二神に。御命依し玉ふへき所謂なきを思ふへきもの也かし。又一書に。古國稚地稚之時云々。記にも次國稚如<sub>二</sub>浮脂<sub>一</sub>と云るハ。即泥土養尊沙土養尊に係り。又其八洲起元章。第四一書に。有<sub>レ</sub>物若<sub>二</sub>浮膏<sub>一</sub>と云るハ。伊弉諾伊弉冊二神に係れる事を合せよまハ。自然に得る所ありなんものなるそかし。然るを。各一御世に計へ奉れるは。釋私記に問<sub>一</sub>。一書曰。國常立尊生<sub>二</sub>天鏡尊<sub>一</sub>云々。既全云<sub>レ</sub>生。其意如何と云る答に。是後代之人。見<sub>二</sub>代々相嗣<sub>一</sub>而假謂<sub>二</sub>之生<sub>一</sub>。未<sub>レ</sub>必事實也とあるか如し。又口訣に。豐國主之別名。皆當<sub>二</sub>豐國主之義<sub>一</sub>古語從<sub>レ</sub>時稱號。と云事あり。其從<sub>レ</sub>時稱號と云事を。此に引當て心得るに。實に面白き事なり。此泥土養尊沙土養尊と申せるより。伊弉諾尊伊弉冊尊迄。五代の御名ハしも。其二柱神の時に從へる稱號なる事をあきらむ可くなん。さて又伊弉諾伊弉冊尊に至りて。始て妹妹二柱嫁繼玉ひて國の八十國島の八十島を生玉ひけれハ。此時に至りて。始めて御妹妹の御中間に御在し坐か如くなれとも。其男女耦生坐ると云は。本より御妹妹と相並ハしおはしませしける事。申も更なり。記傳三に。宇比地邇神より。阿夜訶志古泥神まで。男女並ひ坐るを以て。女神をハ妹と申せり。嫁の事は未始らざる時なれハ。妻の謂にはあらずと云れたれとも。然相

嫁かせおはしますへき神にして。未嫁かせ玉はさるにこそ有けれ。御妹妹とは何とかは申さくらん。皇代略記に。埴土養尊より。倭根尊までを。已上三代六神。初<sub>レ</sub>皇孫。有<sub>レ</sub>男女之形。無<sub>レ</sub>夫婦之義。とあり。夙<sub>レ</sub>皇代記。歷代皇記。神皇正統錄。應永遠靈抄等始め何れの書に見えたる皆同し。然れば。埴土養尊沙土養尊より以下次々を。伊弉諾尊伊弉冊尊の。幼き程の御名と心得奉りて。たかふ事有ましかりけるものなりと云れたる實に。然る言とこそおほゆれ。今は其に依て云なり。さて其二神の最初の御名。埴土養尊沙土養尊と申奉れるは。二神天神より。此多陀用幣流國を脩<sub>レ</sub>理固成せとの詔命受玉はりて。天降り玉ふ時に。二神相謂曰。有<sub>レ</sub>物如<sub>二</sub>浮膏<sub>一</sub>。其中蓋有<sub>レ</sub>國乎とある。此國稚若<sub>二</sub>浮膏<sub>一</sub>と云ふ時に。二神の成出させおはし坐る傳にて。埴土養尊と申せる御名の御在坐し。又垂落之潮。結而爲<sub>レ</sub>島。名曰<sub>二</sub>磯取盧島<sub>一</sub>と見えたるは。自然に沙土を成す所以にて。是沙土養尊と云名の御はします所以なり。○有神。本に神マヌと訓れとも。永正本に神イマスと訓る方まされり。今はそれによりつ。○埴土養尊沙土養尊。名義。記傳云。宇は泥なり。埴字泥也。と注せり。後世の歌などに泥を宇伎と云ることあり是なり。宇とハ。宇伎の伎の音かりたるか。又宇を本にて。宇伎ともいふか。須は。土の水と分れたるを云。されは埴土とはかの如<sub>二</sub>浮脂<sub>一</sub>物の。潮と土と混濁て。未分れさるを云。水と土と和りたるは泥なり。沙土とは。其潮と土と漸分れたるを云。土は土形築牆などの比地にて。土の總名に取れるなりと云り。沙字。字書に砂と同義にて。和名抄に。埴類云。砂水中細礫也。和名須奈古とあり。須奈。養ハ。一の御名に根と申せり。さらは煮根通同く尊稱なり。其由は。次に云。さらは。埴土養尊は。彼漂へるもの潮と土と混濁て未分れさる程の御名。沙土養尊は。其物の漸分れて。沙土となれる程の御名なりけり。

さて記に宇比地邇、上神。次妹須比智邇、去神とある。男神の御名の邇をへ。上る聲に。女神の御名の邇をへ。下る聲に誦めとなり。此紀の御名をも。記に據て讀たりしこと見私記。○埜土此云于昆尼。此注釋紀亂脫校本には沙土養尊の下に一にあり。さて此紀に。昆は清音の假名にも多く用たり。濁音によむは非なり。○埜土根尊。根は尊稱なり。次に云。○此に記には。角檣尊活檣尊入たり。一書にも然り。此は必在るへき御名也。其由は。巳云り。故此に其義を云へし。さるは。これも重胤云。次に二神の御名を。角檣尊活檣尊と申奉れるは。地中より。芽出る物を角と云ひ。蘆化する物を活と云なり。彼磯取盧島の疑り成れるは。彼埜土沙土の凝成て。國體をなし。此に因て。草木生ひ禽獸栖む。其時に當て。其を成し出させおはしましける御名なりと云り。下に此御名の出たる處に委しく云へし。

次有神大戸之道尊。大苦邊尊。

一云大戸之邊。亦曰大戸摩彦之尊。大戸摩姫尊。亦曰大富道尊。大富邊尊。

此段。本には大戸之道尊。一云大戸大苦邊尊云々。とあるを。今ハ釋紀亂脫校本に。大戸之道尊。大苦邊尊と書つゝけたる本によれり。一云大戸之邊の六字も同本に據る。○儲次に。二神の御名を。大戸之道尊大苦邊尊と申奉る御事は。次章第一一書に。二神降居。彼島化。作八尋之殿云々。とありて。此時はしめて。住み玉ふへき家居の出來しにて。即其初を成し玉へる御名になんましける。○大戸之道尊大苦邊尊。名義。大は稱辭なり。戸之ハ殿なり。苦は富の通音なり。富は家の事に古く云るを通はし

て苦。とも云るなり。富の事は次に云。道は。上に云る比古邇の邇に同じ。邊は。男神の道に對へて。女を尊む稱なり。次に彦と姫とを對はせたるも。其心なり。されは。此御名は。大殿道大殿邊尊と申す心はへなり。○一云大戸之邊。此御名。大戸道尊に。正しく對へる御名なり。○大戸摩彦尊。大戸摩姫尊。戸摩は次なる斗美の通音なり。彦姫は男女の稱なり。此を以て道と邊とを。男女の稱なりと云事をしるへし。○大富道尊。大富邊尊。富は斗美と訓へきか。斗牟と訓へきか定めかたし。今姑く本のさて富も殿と同く。もと家作の事を云。其證は。古語拾遺に。天富命。太玉命の孫なり。率三手置帆負彦狹知二神之孫。以齋斧齋鉏。始採山材。構立正殿。故其裔今在紀伊國名草郡御木鹿香二郷。とあるは。正殿を構立つる功を以て。天富命と稱申し。また顯宗紀なる室壽の御詞に。取葺草葉此家長。御富餘也。と。新室に就て詔ひ。又寶基本紀に。富物代と云るは。天御柱一名心御柱の事なるか。其を富物代と云なり。此事みな家作の事に云る證なり。なほ古今集歌に。此殿はうへも富けりさき草のみつはよつはに殿作せり。とあるも此意なり。されハ。戸之も富も家居に付ての御名なる事明らかし。今世には金銀財寶を。といへとも古は然らず。右の古今集の歌に就て考れば。家作の事を云るか本にて。其より其家居の豊大にして。物事の具足を美稱て。富と云るより。轉りて金銀財寶を。あまた所持するをも云名とばなれるなり。

次有神面足尊。惶根尊。

亦曰吾屋惶根尊。亦曰吾忌檀城尊。亦曰青檀城根尊。亦曰吾屋檀城尊。

次に二神の御名を。面足尊惶根尊と申奉るは。男神女神の御體の具足へるに付て。夫婦の交りを既に

爲玉はんとすへき。きさしのあらはれ玉ふ時の御名なり。○面足尊。記傳云。此字の意の御名なり。萬葉二に。天地日月與共。滿將行神乃御面跡云々。九に。望月之滿有面輪二云々とあり。一面の足と云は。不足處なく。具りととのへるを云。面を云て。手足其餘も。皆凡。さて。泥土煮沙土煮尊より女神男神の御形はありしかと。未だ片生なる御身に坐々けんか。此神に至りて。始て御面を始め。手足其餘も盡く満足て。麗はしき少男女の御形姿を。備へ玉ひしなり。○惶根尊と申すは。纂疏に。形容已具而。男女根別也とも。口訣に。二神備三陽根陰根之儀也。環翠軒等の説も同じ。と云れたるか如く。女男の御形姿満足はせるにあはせて。其女男の元處とある。彼不成合處。成餘處の。具備させ玉へる御名なり。さるは。陰處は人の根本とも云へき處なるか故に。惶根と云。惶とは可畏み貴はるゝ事にて。人體の内にとりて。陰處ばかりくじびに。奇しく。かしこみ貴ふへき處あらぬより。やかて惶根とはたへしなりけり。○吾屋惶根尊。此名義ハ。合せて次に云。さて記には阿夜上詞志古泥神とある。記傳云。阿夜に。上聲を附たるは。詞志古と引つゞけて。一に讀へき爲なり。一續によめは。上聲になるなり。と云り。阿夜と詞志古を離してよむときは。本の平聲になる。然は讀して一に合せてよむなり。○吾屋惶根尊。吾忌樞城根尊。吾屋樞城尊。本に吾忌の吾字を脱せり。類聚國史に此字あるに依て補ふ。さて此四つの御名に。次なる沫蕩尊の御名をも。合せて考ふるに。阿夜も阿由も。阿乎も阿和も。みな通音にて。其本は阿夜なり。記傳云。阿夜は驚て歎聲なり。皇極紀に咄嗟を夜阿とも阿夜とも訓り。又阿夜とて歎くへき事を阿夜爾云々とも云り。

又阿那も阿夜と通へり。阿那可畏と全同し採とあり。萬葉古義云。阿夜は阿那と似たる言ながら。猶別言にて歎聲にあらず。阿夜は奇しきまてに。と云に同じ意の詞なり。阿夜爾可畏は。あやしき迄にかしこきの意。アヤニ戀しきは。奇きし迄に戀しきの意なり。故アヤカシコ。アヤコヒシ。など云る類一もなくして。皆アヤニ云々と。爾の言をそへてのみ云り。これ歎聲に非るか故なり。さて神名ハ阿夜爾詞志古泥と申すへきを。爾の言なきは。調のよからぬ故に。爾の辭を省きたるにこそあれ。たゞもとよりアヤカシコといふ意にはあらず。さるをなほ。アナカシコは。アヤカシコと全同し云々。なと云れしはたかへりと云れたり。さる言なるへし。さて詞志紀ハ。詞志古と通ふ。根は省きてても云例なり。

次有神伊弉諾尊伊弉册尊

凡八神矣乾坤之道相參而化所以成此男女自國常立尊

迄伊弉諾尊伊弉册尊是謂神代七代者矣

次に二神の御名を。伊弉諾尊伊弉册尊と申奉るは。本書に。二神始て御合まさんと爲玉ふ時に。陰神先唱。曰。意哉遇可美少男焉云々の唱を正應本鎌倉本などに。イサナヒテと訓。其意にて。重胤も云れ

し如く。記に。天之御柱を行巡らし御在し坐て御合せさせ玉はむと詔へる。即二神の共相誘はせ御在し坐にて。其誘はひの御事を爲させ玉へるなり。次に。かの謂る唱和の御言おはしますは。即誘はひの御語を申すもの也。第十一書に。陰神先唱曰。妍哉可愛少男乎。便握三陽神之手。遂爲夫婦。とあるなど。彼此を考合するに。伊弉諾伊弉冊と申奉れるは。二神の相共に。誘引ひ合せ玉へるに依る御名にて。是そ此二神の天神の御命を奉はらせ玉ひて。國生の大業を。成し遂させ玉へる運の御名なれり。其後に。此を以て。稱奉る御事とは。成たりけらし。さて又右に云るか如く其時に從へる稱號を以て。御天降の時には。埴土煮尊。沙土煮尊。次に。磯取盧島出來て生植氣形成出し時に至りては。角織尊活織尊。次に八尋殿の條には。大戸之道尊大苦邊尊。次に神の面足ひ。陰處成具へる時に至りては。面足尊惶根尊。偕かく唱和して。御合爲させ玉ひて。國を生神を生玉ふ御時に至て。申まてもなく。伊弉諾尊伊弉冊尊と。書し別らるへき御事なるに。此も始より通して。伊弉諾尊伊弉冊尊のみ。記し奉られたるは。古人の深く心を用おられたるものにして。縦や。其時に從へる稱號也とも。然る御名共を所々に。記しわかれてらんには。文義つゝかず。又其前後を照應せて。唯此二神の御事とのみは所見難くして。中々なる物損ひある事なるか故に。神名は神名として。形の如く五御代に記し續き。事實には。何處迄も。唯其二神にて記し續けと。其五御代十神と申すも。實は一代二神なる御事を。互に見合せてさとるへく。奇く神語に語り傳へ玉へるものなりけり。と云れたる。實にさる説なりけり。○伊弉

諾尊。伊弉冊尊。御名義。平田翁云。口訣に。伊弉ノ誘語と云り。信に此二柱神。遊合して。國土を生成さむと。互に誘ひ催し給へる意にて。伊邪之岐伊邪之美。と負せ奉りしなるへし。之を那と云る例あまたあり麻奈子。手末。足末。などの奈即是なり。さて岐と美とは。大戸之道尊大苦邊尊の。道と邊。又大戸摩彦尊大戸摩姫尊の。彦姫と同し事にて。男神女神を別ち奉れるなり。然稱奉り別る例は。古き祝詞に高皇產靈尊天照大神を。神魯伎神魯美命と申てあるも同例也。かつ。越前國敦賀郡氣比神社七社御子神の中に。天伊佐奈彦神社。天伊佐奈姫神社。とみえたるも此大神におはし坐なるへき事をも。思ひ合すへくなんありける。さて此御名の文字の事。諾は奴各反なれば。吳音那久なるを。久を岐に轉して用たるなり。久を岐に用たる例多し。冊は冉と同字奴甘反。これも吳音奈牟なるを。奈美に轉用したる例は。南を奈美。深を自美に用おたるか如し。冊字類聚國史作再。校異云按再以作冉爲正體。而古本字樣百出。今所校本史。永作冊とあり。こゝに若狹の妙寺義門が男信と云書に。戸田通元が冊字故といふものを引て。字體を弁明したる。既く天保の頃の事なり。それにて木村正辭が隨筆に。冊字の異同をあまた出して。案に冊冊冉再みな冊字の異體にして。異義あるにあらずとて。諸書を引て云れたり。右の二書に就て見るへし。○一書曰。此一書と次の一書。本に引放ちて記したり。山陰云。此二の一書は。もと本書の上文。伊弉諾尊の下に。屬たる細注にて有しを。一云とありしから。他の一書の例に別になして。大字にせる後人のしわざなり。其故。此二神と始に云出せる事。一書とも例なきさまなり。此二神とは。いつれの神をさしてかいはむ。又此次の本書の初に。凡八神と書出せるも例なき事なり。其は上よりつゞきたる文なるをや。これらにて。此二の一書曰。なほ

上文の二柱神の下に。屬く細注にて有へきを。誤りて別に大書にせるものなること明らかし。と云れ  
 たるは。然る言なりけり。按に。此は一書を大字にせるより。かゝる誤りは出来しものなり。古本のまゝに。一書を細注に作る時は。自此説の如く成れり。 ○青檀城根尊之子。口  
 訣に子也者。云々フナト次義。とある如く。其生坐るには非すといへとも。其世次を以て。子とは云。此こと  
 へ尙次に云り。○國常立尊。生天鏡尊云々。此は甚く異なる傳にて。更に識得かたきを。さりて止  
 へきにもあらざりければ。くさくさに思回して。試に説をなす者なり。さるるまづ。國常立尊生云  
 々。後の御世繼の様に記されたるは。私記に。問。一書國常立尊生天鏡尊云々既全云生ナシヤスト其意何。  
 答。是後代之見三代々相嗣。而假謂之生。未ニ必事實也。と云る如く。代々相嗣く謂には。本より非る  
 事なるを。かくも云傳しは。其天鏡尊の生出給ひし起本。國常立尊に基き給ひしよしを。かくも語傳  
 へたるなり。天萬尊以下も。さるは。國常立尊は。記にも埴土煮尊沙土煮尊以下ノ神とは其生坐る際も異に  
 此に同じ。 して。一は隱身の神。一は顯身の神に坐せとも。もとより此國土を。幽より立玉ふ神は。國常立尊也。  
 顯より次々に。其を修理固成し玉ふは。此より以下の神なり。されは國常立尊。此國土を立むと爲玉ふ  
 には。必其顯に作へき神を。化生給ふへき理也かし。此にて生と云言の意をまつ識へし。さて天鏡  
 尊と申すはいかなる神そと申すに。埴土煮尊沙土煮尊にそ坐へき。さるはまことの推測言にはあれ  
 と。試にいはい。國常立尊幽に立て。此國土を修理固成さんと。おもほす時運に當りて。埴土煮尊沙土  
 煮尊二神を。顯身に化成坐る。其御名を。天鏡尊と申奉りし由ありしならん。但其名義は知へからず。但  
 其名義は知へからず。但鏡は借字なるへし。さて天

鏡尊の次に成坐る天萬尊は。大戸之道尊大苦邊尊なり。次に云。さて此御名舊訓に。アマカミミと訓  
 り。上に云る如く。天之と云時には。必阿麻と訓む格なれとも。かく引續けて之を云時は。又必阿米  
 と云例也。其は記に訓天如天と云注ありて。此又みたりには訓へからず。さて次なる天萬尊を。本  
 にアマヨロツと訓るは非也。さる例はなし。熱田本にアマヨロツと訓り。必志か訓へきなり。序にい  
 天類などを。アマクタリアマガケリと訓るは。此例にあらず。下へ。○天萬尊。此神は大戸之道尊大苦邊尊にそ坐へき。  
 つとくる便に米を麻に轉したるものなり。おもひ混ふへからず。 ○天萬尊。此神は大戸之道尊大苦邊尊にそ坐へき。  
 一書に因らば。角楨尊活楨尊にも當つへし。さて此二神を天萬尊と申奉り。其名義は。詳ならず。其次に成坐る沫蕩  
 尊は。即吾屋惶根尊なるよしは次に云。○沫蕩尊。此神は。吾屋惶根尊にあたり坐り。さるは沫蕩と  
 申す義は。例の詳ならねど。強て推測りたる説はあれど。同神たる證あるからには。名義  
 は詳ならずとも。事關かされは。今は其説はふまきぬ。 上の一書に。二神青檀城  
 根尊之子也。とあるにて一神なる事しられ。また神代系紀に。青檀城根尊。亦云沫蕩尊。亦云面足  
 尊。とあるにても明らかなり。さて今は面足尊をは。一柱略て語傳へしにもあるへく。右の神代系紀に  
 よれば。面足尊の亦名と云説もありしなれば。沫蕩尊のみにて。妨なし。さて。此神の伊弉諾尊を  
 生ませるよしは。異なる事なれば。今いはす此事は上にも既  
 かく考定めて見る時は。異なる傳とおほ  
 しきも。一貫に通えて。疑かはしきふしもなきか如くなれといかゝあらむ。後人の考を待になむ。○  
 凡八神矣。山蔭云。此はもと上文のつきなること。右に云るか如し。矣字を置れたるにても知るへ  
 し。今本は非なりと。云れたるか如し。上の國常立尊。次云々凡三神矣。と書連けたる  
 をも思へし。うれし同じき文法なるをや。 ○乾坤之道云々。易繫辭に

乾道成レ男坤道成レ女など云るより。思ひ附たるさかしら言にて。古傳ならぬことは。上の乾道獨化云々の如し。一本細字に作れるよし。或校本に見たり。其はとまれ。後人の撰入なりしこと。明らかなり。乾道獨化の下に引る。神代卷諸述抄に云ることをも考合すへし。 ○神世七代記云。上件自三國之常立命以下。伊邪那美神以前。并稱<sup>テ</sup>神世七代。上二柱獨神各云一代。次雙十とあり。神代の事は。既にも云る如く。人代と別て云稱にて。其は皇孫尊天降まして。大己貴命と幽世顯世を分け所知看しかは。此御時より以前を神代とし。此より以來を。人世とせるなり。さらへ。こゝに國常立尊より。伊弉册尊までを。神世七代と分け云へるは。又いかなる事そと云に。神代とは廣く大己貴命までを云名にはあれど。此伊弉册尊まで。七代は天地の初の時にして。神の狀も世の狀も。後々の神代とは。又甚く異なりしかは。世に七代の神世とは。分云るものなり。然分け云れはとて。それより以來を。神世とハ言はさりしかと云にさにあらず。神代の中なるを。しか分て云へりしまでにて。猶是より後も。神代なる事は言卷も更なり。されは。神代と云へりし稱は。皇孫尊より以來に。云始たりしものにて。上古は神代と云稱はなかりしこと灼然し。さるは上代は凡て皆神なりし故に。伊弉諾伊弉册尊の御世より。既に人草蕃息り。また神の御上をも人といひしことも有しかども。其も幽顯分れたりし後より見れば。なほ神なり。分てしか云ふへきよしなきを思ふへし。其は神代に對て。人代とはいへど。單に人なれば。人代と云へき。さて皇孫尊より以來。御世の嗣々をも。神代と云へりしは。又後の御世に云へりしよしなきを思ふへし。 さて皇孫尊より以來。御世の嗣々をも。神代と云へりしは。又後の御世に云へりし稱の遺れるものなること。上にも既に云るか如し。さて記傳にも云れし如く。此ハ十一柱神のうち。初三柱ハ獨神成坐し。記には。獨神。二柱なり。 次に八柱は。女男二柱つゝ耦坐れば。記には。十只十一柱神世と申して。柱なり。

は。其趣分りかたき故。後の世嗣の例に准へて。假に七世とは申せるなり。さて世字と代字とを寫ること。異なる意あるにあらず。神代七世と易て書たらんも。只同じことなり。書紀にも。卷首には神代と標しなから。此處には記と同く。神世七代と書れたり。上代より。如此書傳へたる隨なりけむかしとこれも記傳に云へり。

一書曰。男女耦生之神。先有<sup>ニ</sup>湍土煮尊沙土煮尊。次有<sup>ニ</sup>角織尊活織尊。次有<sup>ニ</sup>面足尊惶根尊。次有<sup>ニ</sup>伊弉諾尊伊弉册尊。楸楸也。此云久比。

耦生は。記に此神等の所々に。某神次妹某神と見えたる。是男女耦生坐る也。伊弉諾尊。伊弉册尊と。申奉頃に至るまで。未進合の御事おはしまさすと雖。妹妹二柱と相嫁繼坐へき神の。相雙<sup>ナラヒ</sup>坐たればこそ。かくさまには。傳へられたるものなりけれ。釋紀に。耦生謂男女共相耦生也。非謂夫婦。耦合と云り。しとさかまきはしき言とまなり。 ○角織尊活織尊。記傳云。角は都怒と訓べし。角臣を此記に都怒臣と作るなどを以て知へしと云り。さて二神の御事ハ。上にも云る如く。生植と氣形の形を。成させおはし坐ける由に縁て。負せ玉へりし御名になんおはし坐ける。さるは重胤云。此ハ彼二柱神。天浮橋に御立しおはし坐して。初て磯取廬島を探り得させ玉へりし御時に。當れる御名になんありける。其は先。其角織尊を生植の始に説成し奉ると云は。本草の芽立を角と云なるへし。唯記傳に物の僅に生初て。譬へハ尾頭手足などの差別ハ。未生さる形を。都怒と

云ふと云れたる事なれども。予か思ふには。突抜く意有て。物の尖鋒の抽出るを云と通ゆれば。此を以て。生植の始に因れる御名ならんとは云なり。葦などの初て生出るを。角具牟と云へ更なり。和名抄に。菱蘆之初生也。和名阿之豆乃と見え。本草和名に菰首和名古毛都乃。とあるを以て知へし。古語拾遺津昨見神を。古本に都能具美と訓るは。此の角織の御名に同じく。角組の義にて。一夜の間に穀木を生し玉へりし功に因れる。神の名になん有ければ。此を證として。此に角織尊と申奉れるも。正しく生植の生出初たるよしに因れる事をなん。明らか奉るべきものなりけり。織は記に杙と作る。共に借字にして。芽久牟角久牟の。久牟是也。組と云は。物と物と合て。形質を成す事に云り。活織尊と申奉る。活は伊久と訓て生活く義なり。故人は更にも云す。鳥獸蟲魚に至るまでも。凡此世中に此地の氣を呼吸して。生存ふる物の本とおはします謂なる事。右の角織尊は。草木等の始の神に渡せ玉へるに。例して思ふへくなんありける。凡世中に生出る物は。謂ゆる胎生あり。卵生あり。濕生あり。化生ありといへども。其生れ様の異なるにこそありけれ。此二柱御祖神に成初たりければ。活とし生る萬物はしも。此角織尊活織尊と申奉る。御靈によることなる故に。生植の方を以て。男神に稱奉り。氣形の方を以て。女神に稱奉り分られたるものになんありける。と云れたるか如し。さて姓氏録に。角織魂命。角織命。許理と久神名式に。出雲國神門郡。神魂子角織神社。また姓氏録に。恩智神主高魂命兒。伊久魂命之後也。とあるは此神等と異なるへし。○織織也。此云久比。本に此云久比の四

字なし。されと釋紀注音部に。織織也とて。出されたれば。こゝは脱たること決し。山蔭云。織此云久比。とある本もありと云り。其はこゝに織織也此云久比。とありしを。互に脱しとなり。次の本書に瓊玉也此云努。とあると同例なればなり。さてこの織織也。瓊玉也。と云類の注へ。山蔭にも云れたる如く。後人のまわさと見えたり。されとみたりには刪りかたし。○此一書。一つはなれて。此に有るにつきて。延佳云。此段錯簡なるへし。古本に。前段の前にありとそ。と云り。然れと非なり。已にも云る如く。上の二の一書ともは。伊弉諾伊弉冊尊の出自の一の傳なれば。二神の下に屬る注にて此一段の一書には非す。故此段を總括りたる此處に。此一書はあるにて。此即四世八神の一の傳なればなり。よくよく見分くへし。



# 日本書紀通釋卷之三

飯田武郷謹撰

八洲起原章

伊弉諾尊伊弉冊尊立於天浮橋之上。共計曰。底下豈無國歟。

此章は前段に云る。國土未固まらず。彼泥土沙土未入滑り水母なす浮漂ひて在し時。別天神と坐す。天御中主尊。高皇產靈尊。神皇產靈尊の御靈に依て。幽にはそれを修理給ふへき。國常立尊。國狹槌尊。豊斟淳尊成坐し。顯には泥土煮尊。沙土煮尊以下八神成坐して。幽と顯とに分て。漸々に國土の形をなせるか。伊弉諾伊弉冊二神は。天神の勅命のまに。現に此世界を立給むと。天神より賜はれる天瓊矛を以。彼泥土沙土の入滑りし一物を。畫探り畫凝して。一島を成し給ふ。これ即磯敷盧島也。此即地球の顯れ出たるはしめなり。二神即其處に大殿を立。家居をはしめて其處に住給ふ。其時運に當て。顯身女男の御形體も。漸々に麗しく成整ひ。夫婦の道を始め玉ふへくなれりしかは。互に相愛相諾ひて遂に大禮を行ひ給ふ。是に於て。まつ其住給へる磯敷盧島の傍なる。淡路洲よりはしめて。次々同じ水土なる大八洲國に。夫々の神を生班ち給ひて其國々を作らしめ給ふ。此生坐る神等。國々の國魂の神と成坐て。遂に天神の御詔の如く。國土を修理固成せるに至れるまでを。語傳へたる

章なり。其因に。獨我大八洲國のみならず。海外處々の國までも。既に此時顯れ出たる事をも。語傳へたるこれ本書の主旨なり。○伊弉諾尊伊弉冊尊云々。此段のはしめは。第一一書に天神謂伊弉諾尊伊弉冊尊曰。有豊葦原千五百秋瑞穂之地。宜汝往修之。廼賜天瓊矛。於是二神立於天浮橋云々。記にも。於是天神語命以。詔伊弉那岐命伊弉那美命二柱神修理。固成是多陀用幣流國。賜天沼矛而言依賜也。故二柱神立天浮橋云々。と見えて。二柱神は高天原に坐々しか。此時天神等の詔命を受賜りて。國修理に天降り坐るなり。されはこも。一書又記の如く。必さる事あるへきに。記されざるは略かれたるなり。さるは下の瑞珠盟約章に至て。伊弉諾命神功既畢云々於是登天報命とある文を以照し考へて。然知られたり。事依の事も無に。報命し玉ふへきにあらざるを思ふへきなり。記に報命の事なきは。其傍を略かれたるにて。いつれも古書の例なり。○天浮橋。釋紀に兼方案之天浮橋者。天橋立是也とあり。記傳云。天浮橋天と地との間を。神等の昇降り通ひ玉ふ路にかゝれる橋なり。空に懸れる故に浮橋といふならん。丹後國風土記曰。與謝郡々家東北隅方有速石里。此里之海有長大石前。長二千二百二十九丈。廣或所九丈以下。或所十丈以上。二十丈以下。先名天梯立。後名久志濱。然云者國生大神伊射奈藝命。天爲通行而梯作立。故云天梯立。神御寢坐。間小伏云々。此に因は此浮橋も此神の作り坐しなり。さて天に通ふ橋なれ。梯階にて立て有しを。神の御寢坐る間に。仆れ横たはりて。丹後國の海に遣れるなり。又播磨國風土記曰。賀古郡益氣里有石橋。傳云。上古之

時此橋至天。八十人衆。上下往來。故曰八十橋。これも天に往來し一の橋と見ゆ。神代には。天に昇降る橋。此所彼所にそ有けんとあり。皇御孫命の天降り玉ひし時の事を。續後紀長歌。天照國乃日宮能。聖御子曾。匏葛天能梯建。踐歩美。天降利坐志々。大八洲云々とあり。又平田翁云。天浮橋は神の天より降り給ふ時に。大虚空に浮へて。乗給ふものなる故に浮橋といひ。和名抄に。魏略五行志云。洛水浮橋。和名宇岐波之。と訓はさることなれど。水上に浮たるなれば物は異なり。また如此乗て往來することは。水に乗る舟と等しき物なる故に。天磐船とも云なり。記傳に此を天梯立と同物と云り。本居大平云。ふねとは酒ふねなど云もその如く。内らを影穿ちて物を納るゝ如く作たるをいをわす用は舟とも橋ともいひしならむ。今の代にも。大船へわたりゆく小舟を橋舟といふ是なり。このはしふね。浮橋と云もの名よりとこるたるへしといへり。二説何れか是ならん。さて天の上に云る如く稱美辭にて。次なる天瓊矛天柱の類。この外神の名に云る皆同し。○立は。記に訓立云多々志とあり。記傳云。依を與佐須と云に同じて。延たる言なり。行を由迦須。持を毛多須。守を毛羅須。待を麻多須をと凡て如此様に延て云。常のことなりと云り。志か延へ云時ハ。語緩やかに成からに。尊者の上を云語となれるなり。然れ共。又賤者の上にも云ることあり。○曰。能理賜波久と訓べし。詔の字を書るも訓は同じ。記傳云。能流とは人に物を云開すことなり。已か名を人に云開すを名告と云にて知へし。告また謂なとの字をも。能流と訓ること記中又萬葉などに數多かり。賜は尊みて申す附辭なりとあり。○底下は。重胤云。天浮橋之上とあるに對へたる言なり。此時ハ泥沙と水と未分れざりし程なりければ。彼唯有朝霧而薰滿之哉。とあるか如き狀なりけん。故に其上に御立して。底下とは詔

玉へるものなり。天浮橋之上を。第二書に。立子天霧之記に於高天原者と云に對へて。地下者於底津石  
根云々。とあるに似たり。○無國歟。此時未國と云へきさまには非されども。修理固めたる後の名  
を以て。其初をも如此。國とは語り傳へしなり。實は此時はた潮のかつかつさて此御言始に天神詔命を略  
かれたる證なり。もし天神の詔命しなくは。底下に。國土の有無の事など。いかてかも知しめすへ  
き。

廻以天瓊矛指下而探之。瓊玉也。努是獲滄溟。

天瓊矛本に天の下之字あり。これは無き例なり。竟瓊矛ハ玉梓と云如く。玉以てかされる矛なるへし。古はか  
る物にも。玉を飾れる常のことなり。記傳云。玉を奴と云るは。瓊響瓊々。此云奴儻等母々由羅爾とあ  
る奴儻等は即瓊の響なり。能を那と云も。略くも例多しかくて瓊を書紀に。常に通と訓めは。それを通音に奴とも云  
しなるへし。武郷云此はた通音とのみ見るへからず。第二音を三音にうつと云り。矛ハ和名抄に揚雄方言云戟或謂  
之干。或謂之戈。和名保古。上代には殊に常に用し兵器にて。古書に多く見えたり。名義秀木なり。秀と  
は矛の鋒の尖れるを云。後にも槍の身を穂と云。さて此矛ハ上に引る一書。又記によるに。天神の給ひ  
し矛なり。かくて平田翁云。師は此矛を給へること。如何なる故とも知へからずと云れたれど。此は産  
靈大神の御徳を。伊邪那岐伊邪那美二柱神に靈幸ひ坐て。國土を作り成しめたまへむ。其御座として

賜ひけむことば云も更にて。殊には彼漂蕩一物の。叢々として堅まらざるを書擬して。天地の固の柱  
にせよとの。御量にそありけると云り。○指下。かの漂蕩へる一屯の物の中へ。指下し給ふなり。○探  
は。探り求める意なり。其は上に底下豈無國歟と詔ひ。次に是獲滄溟とあるを思へし。記にハ此を畫  
者とあり。さては記傳にも云れし如く。俗語に迦伎麻波須と云か如し。求める意にはあらず。若是を求  
る意とせば。許袁呂許袁呂通書成。とあるに叶はず。且天神の是漂有國とさして詔へは。漂有國は著明  
なれば。尋求給ふへきにあらず。一書にも書滄溟と云も。また書成○瓊玉也云々。この注上にあるは誤なり。  
釋紀亂脱に據てこゝに入る○注の努字一本に貳とありしよし。私記に見ゆ。この紀瓊を常に貳とは訓  
めど。こゝはなほ貳にはあらず。○滄溟は。平田翁云。萬葉二十に。阿乎宇奈波良とあるに據て訓へし。  
記に天神の是漂在國と。指し詔へる一物を。廣く見悠かしたる状もて稱へる名なり。青とは見遙かし  
たる状の。蒼々と廣く見ゆる故に云と云り。さて其宇奈波良は。溼之原といふ言にて。萬葉二十には宇乃  
波良ともあり  
かの潮水に。溼のまじりたるか。浮漂へる極を總云名なり。其宇を本にて宇美ハ溼水の義なるへし。か  
くて後に。此海の中より。國土なるへき物顯出て。また其國と國との間を渡りて。往來する處を和  
多といふ。されは後に國土と成へき所も。和多と成へき所も。此海原の中に籠りてありけれハ。其始  
は。けに滄々と。見悠したる海のみにて有けらし。さてハ國處と和多と。二に判れし後も。猶本より  
言慣へるまゝに。和多を海とも云るは。謂れなきにはあらねど。二に判れては。異物なることをよく

辨ふへし。其差めは。重胤就に。海の所を云時は和多なり。海の物を云時は字美なり。此國土をも所には久爾と。いひ。物には都知と云に始まれるを通じ用るか如しと云り。なほ字美と和多の事は下にも云ふべし。○獲。重胤云。獲三滄溟と有は。一島の成れるのみに係れるならず。大八洲國を生給へるも。其滄溟の中にての事也。又處々小島。皆潮沫凝成者矣。亦曰水沫凝而成也とあるは。殊に深く係れる事。次に云るか如し。

其矛鋒滴瀝之潮凝成一島名之曰礮馭盧島

滴瀝之潮。記傳云。和名抄潮和名宇之保とあり。又これを斯富とのみ云るもつねのことなりと云り。さてこゝにかく潮とあるにて。其一物ハ潮に泥の和りて。在し質なること知られたり。うは搦土兼會の御名にて墨を含める○疑。記に潮許々袁々呂々邏とあり。記傳云。彼矛もてかき給ふに隨ひて。潮の漸々に凝ゆく状なり。即許袁呂と疑と言も通へり。そは朝倉宮段に。大御蓋に落葉の浮へるを。三重姝か歌に。美豆多麻字伎爾。宇岐志阿夫良。淡知那豆佐比。美那許袁呂許袁呂爾云々とあると同し。さて此の状を物に譬ていはく。膏などを煮かたむるに。始のほどは水の如くなるを。じ以て迎伎めくらせは。漸々に凝もてゆくか如しとあり。○礮馭盧島。私記に自凝之島也。猶如言自凝也とあり。かの許袁呂許袁呂に。かき成し給へる潮の滴りの。自然に積りて成れる故の名なり。此島の在所の事。古來とりどりの説ありて一定せず。私記に今見在淡路島西南角一小島是也。云俗猶存其名と云。口訣には。在淡路西北隅一小島と云り。其國人の著はせる淡路常磐草には。今淡路の東方の海中なる沼島也と云ひ。

此島の事礮馭盧島日記には。其島の西北隅なる繪島也と云。また當國人山口俊樹之謙陸路といふ三原郡福瓦浦の人なり礮馭盧島三所弁と云書に。三原郡下八太村なる。自凝島古丘は。丘の高さ四間許。周廻百五十間。方五反三畝。南北へ長く東西短し。古松多く生たり。丘の頂上に二神の社あり。南向にて。其ほとりに鶴鶴石と云ありとて。此をまことの礮馭盧島なりと定めたれと。近き頃世に顯れたる新撰龜相記と云書に。此島のこといと曲に記して且慥かなり。其文云。淡能其侶島。在紀伊國海部郡。此以西加太浦建加太驛。通淡路國津名郡由良驛。其加太驛乾在伴島。此島西南在淡能基呂島。々體圓六十町無有人居。高二十丈許冬見草石。唯有聚木茂高。相去伴島二三。亦非人居。兩島同根屬也。湖生通海。凡此三島從長連坤。按に此傳に因てみれば。淡能基呂島は。伴島の西南にあり。さて其島は。今何れの島に當るそと云に。我友菅政友云。伴島の西南は。即て今云苦島の沖島にて。方位今のすかたに聊もたかはす。地誌提要に。沖島地島の西十二町にあり。實測錄に。沖友島。周廻二里二町五十一間。提要に。東西十六町二十二間。南北四町三十間とみゆ。さて釋紀に。礮馭盧島を。或説今在淡路國東由良驛下とあるも。この沖島によく當れり。よりに思ふに。延喜承平の頃までも。なほ此島を以て。礮馭盧島と云し説の。ありしことは明らかしと云り。按に此説まことに然るべくおほゆ。また私記に或説云。淡路紀伊兩國之境。由理驛之西方小島云々とある。由理驛ハ由良驛と一なるへし。されどこれは聊か方位たかへり。西方は東方の誤か又政友云。島體圓六十町許も。今の姿に大方たかはす。實測錄に。七十四町五十

一間とあるしたり。高二十丈許は直立の高さなり。この島續風土記に。高き所にて打越十三町許と見えしのみにて。他に其高さを測量りしもの聞えねは。詳に云ひかたけれと。遙に遠く見ゆるを以思ふに。けにこゝに記し如くならん。二十丈ハ六尺間にして。三十間に餘れり。私記に。古説云天神所賜瓊矛。既探得磯取盧島一畢。即以其矛衝立此島。爲國柱也。即其矛爲小山也。とある即此山なること明らかしと云り。相去伴島二三亦非人居とは。此島と伴島とを相去りて。二三の島あれと。亦人居なしと云。さらば磯取盧島には此時。さて兩島同根とは。磯取盧島と伴島と。地根ハ一なりと云。凡此三島とは右の二島に何の島を併せて云るにか。今詳ならず。

由良殿下ニ云々。按に由良殿。延喜式に出たり。南海道の渡口にて。紀伊國に近し。由良殿の下五里許西に沼島あり。と云り。小杉樞那曰。龜相記に所謂。伴島の西南に。淡能基呂島ありと云るは。全く此沼島の事なり。沼島の外に。伴島の西南に。島あることなし。されは常磐草の説はよく叶へり云り。按に方位はよく叶へるか如し。さらば三島と云るも。右の沼島を併せて。云るが如くなれと。沼島は昔より淡路に屬て。紀伊國の島ならず。龜相記に淡能基呂島を。在紀伊國海部郡と正しく云れ。かつ同根と云はむには。沼島は伴島とは。餘り離れ過たり。此説は信ひかたし。さて右の沖の島の中には。奇異なる處いと多く。中にも觀念窟とて。地島と相對する處に。大石巖ありて。役小角か行所と云傳へたる處あり。また西の方島を離れて小島一あり。これを神島といふ。周回四町半。土人小島出といふ。神島の上劍池あり。少彦名命元神島に鎮り坐り。呼て淡島明神といふ。此島に坐すを以てなり。淡島明神加大浦に遷りたまふ後也。土人神島と呼ひて此島を尊へり。などあり。なほ續風土記に。此あたりの事いと委しきを。今は其概略を記しぬ。龜相記の説まことに當れりと云つべし。さて右の如く。自凝島の在所さたかに知られたる上は。更に云へきことをなきか如くなれと。此に一説あり。試

に云へし。さるは通證に此島の注云。舊事玄義引清記曰。通謂世界也。今按日月巡天地而言萬國爲自凝島。然以爲之國柱而言。則吾大八洲之本號。就其氣化之地言。則所謂小島也とあり。此説まことに弘く天地のありさまを見通したりといふへし。今試に右の文を解へし。さるは天神の二神に此漂在國と詔へるは。未浮膏の如く漂てありし時にて。其底下に國あらむともおほさぬまてなりしを。即かの所賜の瓊矛を以。鹽許袁呂許袁呂に畫成たまひしかは。其漂ひたりし物。自ら矛の末より志たたり積りて島となれる。島とはいへと。これ一團の地球の始なり。地球の體盡く自ら凝れる状見るか如し。かの文に日月巡天地而言。萬國爲自凝島。と言はるは是なり。さらば今此所在の自凝島は。いかなるものそと云に。この自凝島。即二神の矛を衝立たまひし處にして。これ自凝島の本處なり。根源なり。大八洲の中央なり。以爲之國柱而言。則吾大八洲之本號也。と云る即是なり。又其衝立たまひし矛。後遂に化して其處の小山となれる。これかの現在なる小島にて。就其氣化之地而言。則所謂小島也と云るこれなり。まことに面白き説言なり。然るに此までの説は。神典を我皇國限の物の如く心得て。我國は二神の探成たまへる國處なり。二神の生成たまへる島國なり。外國は然らず。潮沫の凝て成れるなりなど。天地を私して言へるこそ傍いたけれ。皇國はさらなり國といふ國いつれか鹽沫水沫の凝れるに非らん。獨外國のみならんや。なほこの事は下文にいふへし。さて記に仁德天皇淡道島に坐て。遙に望てよみたまへる御歌に。於志氏流夜。那爾波能佐岐由。伊傳多知氏。和

賀久邇見禮婆。阿波志摩。於能基呂志摩。阿遲麻佐能志摩母美由。佐氣津志摩美由。この御歌によれば。仁徳天皇の御時までは。此磯取盧島に知られたる事明らか。何の世よりか。其所在のまきはししくはなりにけむ。其後のものに見ねは知れかりしを。今はたかくさか知らるゝ事となりしは。龜相記の賜物なりかし。

一一神於是降居彼島。因欲共爲夫婦產生洲國。

降居は天より降り居坐るなり。其は二柱大神は。かの漂蕩へりし一物の。未國土と固まらざりし間は。天神等の御許に坐しなり。この事猶一書遺復上ニ詣於天一とある處見合すへし ○爲夫婦。記にも美斗能麻具波比とあり。記傳云美斗は御所なり。所を斗と云。其か中にも。夫婦隠り寝る所をも分て所と云けむ。大穴牟遲神の。八上比賣に美刀阿多波志都とある。美刀と同じ。又久美度通興とある。度も是なりと云り。麻具波比は婚はひなり。麻具とは女に違合ことなり。字鏡集に。婚をマゴとよむ。但し中古の物語文などにあまた見えて求ることをマゴと云るとは異也。 著聞集に。只今こもちをまきかけて候へはまきはて候て。參り候へし。さまさまにかたらひ契りてまはひをなさむとすれば。宇治拾遺に。人の妻まぐものありなとあり。言義未詳ならず 波比は其形容を云辭なり。味波比福波比觸波比などの波比に同じ。されは御所之婚の義なり。記歌に。都麻麻岐迎泥豆とあるは。妻た雅言集にまぐの下に。萬二十。わか草のつまをもまかす。なとあるよりいへる詞かと云。實不得てにて同じ語乍ら意異なり。妻るも非也。これは妻をも不纏にて。枕に纏くなどいへると同じ語なり。思混ふへからず。 ○產生。記に生成とあるに因

て宇美那佐牟登云々とも訓へし。さて今しもかく違合して。國產生まぐ所思し著坐るは。上にも云る如く。初て顯身を具成し給へるに依ての御態なり

便以磯取盧島爲國中之柱。而陽神左旋。陰神右旋。

國中之柱。第一二書に天柱。記に天之御柱。舊事記に國中之天柱とあるを以て。此國中之柱。即天柱なることを曉るへし。然れば國中之柱と云るは。國中之天柱とあるを。切めて短く云るなり。次に引る私記には唯國柱とのみもあり。平田翁云。國中とは大地の中を云。即彼戈を大地の鎮固の柱と爲れまへるなり。是を以て始に天神たちの戈を給ひて任し給へることは。其をもて大地を攪凝し衝立て。固めに爲よとの御量なりしこと知られたり。此戈を突立坐るに依て。彼屯々と漂へりし物の一所に凝結ひて。漸々に締めまりつゝ此國土はかく大に成れる物になむ有けるを云り。さて釋紀に引る私記に。古説に。天神所賜瓊矛既探得磯取盧島畢。即以三其矛。衝立此島爲三國柱也。即其矛化爲小山也とあり。舊事本紀にも。以三天瓊矛三指立於磯取盧島之上。以爲三國中之天柱とあり。さるを。今は以磯取盧島爲三國中之柱とあるは。聊か傳の轉れるものにて。此大地の廣く大なる中に皇國の地はし。これ國土の元本。また磯取盧島は。大地の鎮固たる御柱の地にしめれば。磯取盧島を爲三國中之柱と云へるも通えざるにはあらず。さて纂疏に爲三國中之柱者。以三矛植于島中。以爲三柱也。と注され

し。舊事紀により玉へるものならめと。此紀は直に島を以て柱と爲よしなれば聊異りあり。○陽神。陰神。山陰云陰神陽神。また陰陽始違合。また一書に。陰元陽元。又既違陰陽之理。などある陰陽の字。例の漢文の潤色にして。此は殊に後世の漢意の邪説を招き。古意の世に明らかならざる基にして。いたく學の妨となる書さまなり。陽神陰神といふこと。古傳のまゝならん。もとハ男神女神とそありけむ。されど古事記に此二柱神を。男神女神と云ることも見えす。此紀にも此段にのみこそかくあれ。次の段にハ。御名をもて記されたれば。此段なるもとはみな。御名にそありけむかし。と云れたり。○左旋右旋は。記に如此之期乃詔汝者自左廻逢。我者自右廻逢とありて。男神の指揮に依れるを。此には略きたるなり。平田翁云。師云如此廻りの左右を定め給ふは。故あることなるへし。されど其傳ハ無ければ。度知るへきにあらす。と言れたるは然言なから。左右を定め給ふことは思ふ由あり。其は記に。伊邪那岐命の御禊し給ふ處に。左御手の手纏に成れる三神を與某神といひ。右御手の手纏に成れる三神を。邊某神とある此を師説に。奥は海の奥。邊ハ海の邊にて。常にも對へ言なり。左を奥に當るは岡部翁の説に。萬葉九に吾妹兒者。久志呂邇有奈牟。左手乃。吾與手邇。纏而去麻師乎。とある此意なりと言れき。今思ふに訓は左右共にまく物なるに。取分て左手としも此に依らば。左手を奥とするなり。然るは右は邊なること著し。砌も邊の意に叶へり。又萬のこをまつ右手して爲も。邊のと有るに據て思へは。左は男の位にて。奥なり上なり本なり。右は女の位にて。邊なり下なり末なり。かく思ひ定めて始を

思ふに。まつ産靈の女男の始たる大神ハ高皇産靈神。次神皇産靈神とあり。此二柱神の生坐せる處にも。伊邪那岐神。次妹伊邪那美神とあり。此は男神ハ左上に成坐し。女神ハ右下に成坐て。次とあるは。右に成坐る由なるへく。是そ天地初發の時より男は本にて尊く。女は末にて卑き義理の起原なりける。内侍所御神樂次第にも。左を本方とし右を末方とするを始め。神の御坐も左を上とし右を下とするは言も更なり。是う神隨に始まれる。上下本末の定りなる。なほ右の趣なるは。官司に左を上とし本とし。常に人の並坐るにも尊きは左に。卑きは右に著くことと知れる。と云れたり。猶又翁の説に。皇祖天神の成出玉へる物共は。天地は更なり人類萬物に至るまで。男女左右の自然の道にこり。眞理を。自然に偏たる物にて。其は天地に男女の理を具へて有る事は。誰も見る任にまられ。人及生とし生る物に男女の體を具へざるは無く。鳥の雌は右羽を上とし雄は左羽を上にかさね。介類の牝は右に巻き。牡は左に巻き。草木又男女の差別ある事誰も知れるか如し。又火は男神に坐故に火炎は左に上り。水神は女神に坐す故に水の渦は右に巻き。風神は男女二柱なる故に風の吹に左右あるなど皆自然の性なりと云れたるハ實に然言にん。○武郷云。此鳥の雌雄に。左羽右羽の別ある事は漢土にても古き傳説ありて。詩經小雅魚藻之什白華詩に。鸞鷖在梁載。其左翼。箋注に。載飲也。飲左翼者。謂右掩。左也鳥之雌雄不可別者。以翼知之。右掩左雌。左掩右雄。陰陽相下之義。また龜相記に此段の事を書いて。宜汝命者御柱自右廻之。吾者自左廻會。男女之服左右此由也とあり。此文に據れば。上古ハ男の服ハ左衽。女の服ハ右衽なりしこと知られたり。さて後に漢風に押移りて一般右衽とはなれりしにこそ。まことによしある傳なり。

分巡國柱 同會 一面 時陰神先唱日 意哉遇可美少男焉鳥等孤

分巡國柱。上に見えたる國中柱は。磯取盧島を概くいひ。こゝにては。其島中に指立玉ひし戈を。國柱と見立玉へるにて。差す處聊異なり。一書また記には天柱とあり。ちれも同事なり記傳云。凡夫婦違合の初に。先柱を行廻る

こと。上代の大禮と見えたり。此ハ其男女違合の始にして。先此禮を行ひ給ふことは甚々深きことわり有ことなるへし。されど其理ハ傳無けれハ。凡人の如何とも測知へきに非ずとあり。○唱 釋秘訓に。私記師説登那賣氏止讀之。とあり登那賣ハ登那閉にて。欽明紀孝徳紀に。歷問をトナメトフと訓るハ。唱問なるを以知るへし。さて平田翁云。古今集序に倭歌ハ人の心を種として。萬の言の葉とそ成れりける。世の中にある人。ことわさ繁き物なれば。心に思事を。見物聞物につけて言出せるなり。云々此歌天地の開始まりける時より出来にけり。古注に天浮橋のしたにて。婚神夫とあるハ此の唱和せし御言を云り。信に歌の始にそ有ける。抑宇多と云は心に思事を言にあやをなし。聲をなかめて言出るを宇多布と云ふ。其を體言に爲して宇多と云るにて。宇多布ハ心に思ふ事を。言に洩し出ることなり。或説に。宇多布ハ心に思ふことを告訴ふる意なり。と云るハ。二柱神の天之御柱を左右より行廻逢まして。御面を會せ給ふ時に。互に阿那妍しき善壯夫よ。阿那妍しき善少女よと。所思し坐る御情のまことを。御言に顯はして。如此宇多比出玉へるなれば。此を歌とは言る也。然るを記紀にも此を歌とは云す。また紀にも漢文に書れしは。後世の歌にくらふれば。詞の少く。たしかに歌と云へき赴に思ひなし難き故に。是り賦に歌なる本意をよくも辨へず。常の詞と等しく。漢文には書れしなるへし。然れども五言二句に調ひて。其詞の状もたこの調には非ざる故に。唱といひ和といひて。常の詞に非ざること。されハ古今集序に。此唱和御事を以て。歌の始とせること信にいはれたり。凡て何事も。始ハ後々の如くさたかには有ぬ物なり。復古注に。もとの歌も定まらず。哥のやう。さて岡部翁の言に。如此詔ひ交せるは。いと上代の交合の初の禮なるへし。とされしは然る言なり。降而改言へど。詔玉へるにて

約焉と云り。龜相記に伊佐彼命曰穴荷壯士。伊非諸命曰穴荷美女然後會之婚姻之始也とあり。○意哉。本の訓ハ甚俗し。一書に阿那而惠夜とあるに從て訓へし。記にハ阿那而惠夜志とあり。記傳に阿那ハ古語拾遺に事之甚切皆稱阿那とあり。何事にまれ。さし當りて切に思ゆるを阿那云々と云り。武藏云。重胤云。阿ハ單聲に阿長呼の阿々に同じて。共に嬉しとか哀しとか。物遊歌に。者阿禮奈(安引)云々などある。奈安と引は。何れも歎きて。聲を詠むる是なり。さて其連は。一書に美哉また研哉と云れたるはうへなる説なり。すへて古言に奈と云言の添はれる多く歎辭なりといへり。さて其連は。一書に美哉また研哉と書て。此云阿那而惠夜と見え。又神武紀に。妍哉ハ阿那而夜とあり。字書に意悦也とも注し。妍麗也とも美好也とも注せり。此等の字を以て。連といふ言の意を解るへしとあり。惠夜は記の夜志の如し。萬葉集に思咲八。縦惠夜師などの惠夜に同く。みな歎の辭なり。記の夜志も。歎の夜に志を添たる辭也。さて意哉も美哉も。妍哉の訓注に從ひて。みなアナニエヤと訓へし。何も惠夜の意も。阿那の意も。哉にこもれば。妍美意字そ。正しく連といふ言にはあたれると云り。○遇可美少男焉。記に愛袁登古袁とあるに因て訓へし。記傳云。愛は一書に可愛又善とあり。是等の字にて其意顯なり。古餘伎を延と云ること多し。今も然も云なり。袁登古は古は袁登賣と對ふ稱にて。若く壯なる男を云り。老たる若きを云ハす。男をすへて袁登古と云ハ後の事也。終の袁は焉字に當れり餘と云に通ひて。袁登古餘と云はむか如し。此例古多し。其八重垣袁。などの袁も。八重垣餘の意なりと云り。さて山陰云。これハいともいとも止事なき。唱和の御詞にて。歌の類なれば。一文字も讀たかふまじきことなる故に。古事記にハ。阿那而惠夜志愛袁登古袁と歌の如く假名に書れたるを。ここには假名書ならざるたにあるに。遇字をさへ添へられたるはいかじや。一書とも何れも。遇字はなまき正しき。さればこは必意哉遇可美少男焉。此云阿那而惠夜袁等孤鳥。と訓注あるへき事なるに。たゞ少男の訓注のみあるはいとおろかなりといはれしは然る言なり。なほ一書の下にも云る。さて此御唱。其傍をのみ舉られて御和なきは一傳にて。蛭兒を四神出生章に入れ。淡洲



を生坐る事をは略きたるにて。此にては違合の事はなかりしよしの傳なるへし。第五一書にも此と同じ狀に。以陰神先言。故更復改巡。則陽神先唱曰。云々。とあるを以知られたり。第十一書にも御和の御言なし。

陽神不悅曰。吾是男子理當先唱。如何婦人反先言乎。事既不祥。宜以改旋。

男子の訓。永正本鎌倉本にヲノコと訓る宜し。男之子の義にて。老幼にかゝはらず。男子の通稱なり。上の袁登古とは異なり。其上少男少女にハ訓注さへ。和名抄に。説文云男丈夫也。和名乎乃古。一云萬葉集云萬須ありて。此ハ同しからぬ處なるをふへし。良乎。大人之稱也。と見えたり。○理當先唱。ことに男神の不悦しける故は。女男の理に背へればなり。さて女男の理とは。記傳に。そのかみ女男並坐神みな。男神先成坐て。女神は次に成坐る。是れ天地の始より。女は男に後れて従ふへき理にて。今に至るまで自然ら然なり。さるへ甚々深き故あることなるへけれど。人の得測り知ることには非すと云れたり。なほ上に云る。理は。通證云言割也と云り。言を立るを言立といひ。言を止むるを言止と云如く。言の條理を分て云ふを。言割とは云なり。○婦人。永正本にメノコと訓る宜し。女之子の義にて。男子に對へたる女子の稱なり。例は紀中に。女又女人又婦など然訓る處多し。皇極紀に。男子女子をいへる男女を。ヲノコメノコと訓り又ヲミナと訓もあしからし。

例ハ記又萬葉歌などに見えたり。○不祥。サカナシと訓り。記傳云紀中不祥を然訓み。惡字をも然訓ることあり。又性を佐賀と訓り。是古語にて。後歌に憂世の佐賀など云。是によく叶へり。其は元より自然に然有言を云言なり。佐賀那伎は其反にて。自然然あるへきさまに背き違へるを云。後の物語に。く云なすをさかなしと云。は用様の移れるなり。と云り。○宜以改旋。重胤云。宜以改言の意に見へきなり。巡に於てハ異りなければとも。今度は陽神ハ先に唱へ陰神は後に和へむとなれば。御言を改め玉ふにてハあれとも。其ハ又國柱を分巡らして。唱和し玉ふ事なる故に。宜以改巡とあるなりけりと云り。記又一書には。これを天神の詔へる御言とせり。然るを此には天神の御事ハ略かれて。此二神の御上のみの狀に語傳へたるなり。

於是二神却更相遇。是行也陽神先唱曰。意哉遇可美少女焉。因問陰神曰。汝身有何成耶。對曰。吾身有雌元之處。陽神曰。吾身亦有雄元之處。思欲以吾身元處合汝身元處。

却更相遇。山蔭云。此文一書に改復巡柱ともある如くなるへきを。こゝの上に宜以改旋とある故に。巡を略かれたるなるへけれど。たゞ相遇とのみにて。巡り給ふことなくては。穩ならずと云り。本の訓は其意を得て訓めるもの也。○少女。記傳云。袁登賣ハ袁登古に對て。若く盛なる女を云稱な

り。又童なるをも云ること多し。○因問陰神。此一條は。唱和の先に必あるべき事なるを。こゝに出  
 たるはいかゞなり。一書方宜し○汝身。本にイマシガミと訓り。汝を伊麻志と云るは萬葉續紀に見  
 ゆ。萬葉十四。又後の物  
 語などに麻之とも有續紀の宣命とも。美麻斯とも有。重胤云。麻志は坐なり。伊麻志は在なり。  
 美麻志は御座なり。若て古には尊む人を崇まへて大前とも御前とも前とも申す事常なるか。其より  
 差降れるには。其在る所を直に指す故に。麻斯とは云へりしもの也。通證にも。汝猶言坐也と云り。借其麻  
 斯よりは伊麻斯の方重く。伊麻志より  
 は。美麻斯のかたと云り。また那賀美とも訓べし。記傳云。汝は上代の歌ともにも多く那と詠。又那禮那兄  
 この上なく重し那泥那妹汝者汝命など。皆那を本としたる稱なり。那牟遲も那を本として。牟遲は大穴牟遲などの牟遲な  
 り。物語文には。伎牟遲と稱も有。伎は君の意なり。かゝれ  
 は。汝は那と云そ本なりける。武郷云。さて其那は美  
 稱なる事云も更なりさて那も伊麻志も。後には下さまの人ののみいへど  
 も。いと上代には然らず。其本は尊む人にも云る稱なり。汝字を當しを思へば。其頃になりて  
 は早く尊む方には云さりにや。己か夫を汝と云  
 ること。又天皇をしも那賀美古と申せること。記の歌に見えたり。又某之と云を某賀と云も。後には  
 賤む方に取と。上代には是も上下別ぬ辭にて。之と云に同じとあり。○何成耶は。人の産生るを成と  
 云とは異にて。此は御體の上に成れる事を問かけさせ玉へるものなり。さて其何成れると問玉ふ所は。  
 二神共に素より異なる處ありしかはなり。其異れりとおほす處は。かの雄元雌元の處也。此は即隱處  
 にて。互に見ゆへき所にあらねは。問て知しめす也。○雌元之處。雄元之處。本に雌元の上に一字あり。  
 今釋紀に因る。雄元の方にもな  
 ければなり。さて本にこれを。メノハシメ。ヲノハシメと訓たれど。鎌倉本永正本丹

鶴本等の訓には。メノモト。ヲノモトと訓り。されどなほおもふに。字に就たる訓のことし。こゝに  
 記に。吾身者成々ナリテサレ而不ナラズ成合ナラズ一處一處在。また成々ナリテサレ而成餘ナラズ處一處在。とあるそ古傳のまゝなるべき。即  
 女男の陰處なり。平田翁云。成餘之處。不成合處とばかりにて。名の無きこゝ最も釋く。受たき古傳の神語なりけれ。然るに雌  
 元雄元。陰元陽元などあるは強て名けられたるものなり。此時にはいまた名の無りしことば云も更なりと云れ  
 たり。さて此本書の趣。初度に男神の唱へ給はぬ先に。女神の唱たまひしかは。男神は唱へ給はず。悦  
 ひ給はず。天神に問給ふ事無く。改め旋りましたるは。一傳なるへけれと。此度又男神のみ唱へて。  
 女神の唱へ玉はぬはいかゞなり。顯注に引るには。因問の上に。陰神後和曰。憲哉遇可美少男の一句  
 あり。古本にはありしなるへし。○汝身元處。本に身下之字あるを今は永享本に无に依る。吾身元處の  
 方にもなけ  
 れは借元處とは。釋述義に。凡男女初生之時。先見ニ此處ニ乃定ニ男女ニ故謂ニ之ニ元處ニ耳。下雄元又同之。  
 とありまた一訓に依て雌雄相婚きて。子を産成其元處とも見るへし。○吾身。吾を阿とも和とも云に  
 差別あり。重胤云。吾を阿と云は人に向ひて。己を名告る時に親昵しむ意の甚切なる時に限れる事な  
 り。其中に夫婦の間などは。殊に深く思交して親昵しむ意の甚切なる者なる故に。多く阿とも阿賀と  
 も阿禮とも云り。然れば阿は狭くして和は廣きなり

於コ是ニ陰陽始ニ造合ニ爲ニ夫婦ニ及ニ至ニ產時ニ先ニ以ニ淡路洲ニ爲ニ胞ニ。意所不レ快故名  
 之曰淡路洲廼ス大日本豊秋津洲。日本此云耶麻  
 騰下皆效之

淡路洲。記には生子淡道之穗之狹別島とあり。他の例によらは。此も生子淡道島。亦名謂三穗之狹別とあるへきか如くなれど。穗之狹別と云は。此島の別名には非ず。もと國魂の名なるか。後に轉りて洲名となれるなり。さるはまつ國を産むと云るは。口訣に。八洲各有三國魂。即洲成之精神也。淡路神號三穗狹別とあり。これ古説なり。又松下見林か。神代卷校正評閱に。生三八大洲國一者。生三其神ともあり。さすれば。國魂は國を以體とし給ふ精神にて。其國に屬き其國を幽世より主領き坐す神の御名なり。然れば淡路なと云國名こそは。人代に成ての事也けれ。神代には右の如く穗之狹別島。又は伊豫を愛比賣國。讃岐を飯依比古國なと云けらし。さてこれに女男の名あるからには。自ら。さて此洲は。記傳に南海道の淡路國なり。和名抄に。阿波知。書紀應神天皇大御歌に阿波旋辭摩とあり。後に國となりて億岐佐度もまかり。名義は阿波國へ渡る海道にある島なる由なりと云り。さて次の一書。又記には。蛭兒と淡洲を最先に生給ふとあれば。こゝも淡路洲は淡洲の誤かと思ふにほ然らず。此傳にては淡洲を生座ることを略きて載せざるものにて。此なるはまことに淡路洲にそ有ける。大日本豊秋津洲の胞とありにても。淡洲ならぬこと知られたり。○胞は。其假名古書に未見當らず。名義も詳ならず。また以淡路洲爲胞の義詳ならず。重胤云。胞衣は兒の胎中に在る時に。此を裹て日足す器にこそ有けれ。已に生れ出れば。何の用にも立ざるものなり。其上胞衣の出るは。自然の事なるを。爲胞と云ては大に義違へり。されは爲胞は。最初に出來れる子長なるよしを以て。淡路島爲兄と云傳へたる

を。言の同じき任に。兄を胞と誤れるならん。然は舊事紀に先生三八大洲一兄生三淡路洲とあるは受る所あるなるへしと云り。按に胞は今云胞衣の事にはあらじ。こゝにてはたゞ大凡に。腹と見てあるへきか。景行紀に同胞而雙生を云。即うれと云く。淡路洲より次々大八洲みな一腹に生給へるよ。○意所不不快云々。快字元々集に悦に作りさて意所不快云々の注は淡洲下に注すへきを。名の似たるからに混ひてこゝ。此十一字。本に大字に作るは誤なり。山蔭云。或本に細書にしたる宜しとあり。但し竟宴歌集本には此十一字なし。後人の加筆の注の如くになりしなり。○大日本豊秋津洲。記云生三大使豊秋津島。亦名謂三天御虚空豊秋津根別とあり大倭と云は。長門の岬より陸奥出羽の末まで。海を隔てて連れる地を云る號なること。首卷に委く云り。神皇正統記に。天御虚空豊秋津根別と云神を生玉ひし。是を大日本豊秋津洲と名づく。今は四十八箇國にわかれて。中洲たりし上に。神武天皇東征より代々の皇都なり。依て其名をとりて。餘の七洲をもすへて。耶麻土と云なるへしと。云れたるか如し。秋津洲と云名義は。神武紀に腋上。嗛間丘に登り。國形を廻望ませる所に。曰雖三内木綿之真迷國。猶如三蜻蛉之臂帖焉。由是始有秋津洲之號也。とある詔より起れる名にて。もと畿内なる大和の國內の地名なるか。腋上嗛間丘。みな大和國葛上郡也。遂に天下の大名にも成れりと云るは普通の説なれども。按ふに此秋津は瑞穂國の稻によれる號なることは。先達も往々辨まへ云る説ともあり。さらば神武紀なるは。たゞ大和の國形に附て當昔詔へる御言の一の傳となれるなり。欽明紀に。豊秋日本とも云るを以ても。蜻蛉の故事とは異なること知られたり。さて上古にはかく一洲の號なりしか。正しく秋津島倭を。大號とせるは。仁徳紀に河内國茨田堤に。雁か卵を産るを。武内宿禰

に其事を問はせ給へる大御歌に。汝こそは。世の長人。秋津島倭の國に雁子産ときくや。是に答へ奉れる歌にも。秋津島倭の國に雁子産と。未だ聞かず。と詠れたり。雁の子産むことは。凡て皇國には珍らしければ。此夜麻登は正しく天下の大號なり。後にはしか八島を總たる大號にも云へと。此にては長門の岬より。陸奥出羽の末までを係たる號に用たるなること。上に云るか如し。思ひ混ふへからず。平田翁の説は。予か説と甚く異なり。卷首に云るを見合すべし。○日本此云の注。本に上に入れるは誤なり。今は釋紀亂脱に據て此に置く。

次生伊豫二名洲次生筑紫洲次雙生億岐洲與佐渡洲世人或有雙生者象此也。

伊豫二名洲。記云生伊豫之二名島。此島者身一而有四面。每面有名。故伊豫國謂愛比賣。讀岐國謂飯依比古。粟國謂大宜津比賣。土左國謂建依別。とあり。記傳云身一とは四國一島なるを云。有四面とは四に分れ島の形の四に分れたる勢あるへし。さてこの四國には分れけり。さてかく人に准へて身と云面と云は。次に三子島兩兒島なども云。又山にも頂腹御宮登なども云類なり。萬葉二に。讀岐國は云々。天地日月と共に滿行む。神の御面とよめるは。此處を思へるなり。又記傳云。此は阿波讀岐伊余土左の四國を總たる名なり。國と云。萬葉三に。白浪乎伊與運廻之とあるも。四國を總て云りと聞ゆ。是本は一國の名なるか。大名になれること筑紫の如し。さて此は伊豫郡より出たる名なるへし。神名帳に彼郡に伊豫神社もあり。同郡に伊豫豆比子神社と云もあり。名義未思得す。二名は本より大名なるへし。此名義は名は借字にて二並なり。書紀應神卷の大御歌に。阿波施辭

摩。異椰敷多那羅弭云々。万葉九に。二並筑波の山ともあり。さて此島は。飯依比古と愛比賣と女男並ひ。建依別と大宜都比賣と。又並へるを二並と云りと云り。○筑紫洲。記云次生筑紫島。此島亦身一而有四面。每面有名。故筑紫國謂白日別。豊國謂豊日別。肥國謂建日別。日向國謂豊久士比泥別。印本とは異なり。今は古本又別。舊事紀によりて訂せるなり。とあり。此島もも一國の名より出て。遂に總名にはなれるなり。記傳云。此島後に西海道と云九國となる俗に九州さてまた其一國の筑紫も。後に二國に分れたり。其は和名抄に筑前筑後筑紫乃三とある是なり。風土記に。筑後國者本與筑前國合爲一國と云り。さて如是二に分れしは。何御代とも知れず。景行卷十八年下に。筑紫後國とあれば。其より前か。はた分れしは後なれと。前へも及してかくは書るか。都久志と云名義ハ。筑後風土紀に三説ある中に。昔この前と後との堺なる山に荒ふる神ありて。往來人多に取殺されき。故其神を人命盡神と名も云ける。後に祝祭て筑紫神と申すとあり。此説さもありぬへく聞ゆ。式に筑前國御笠郡筑紫神社あり。此神なるへしと云り。この荒ふる神を。風土記に産孫神と書い。記傳に筑紫神社なるへしと云る事なり。五十猛神の御事なり。文字もよく合へり。具原氏の和爾雅に。筑紫在御笠郡原田村。五十猛神。相殿寶滿明神とあり。其筑紫神社立せ玉ふ隣村に。筑紫村と云有りと土人云り。右の相殿寶滿明神と云は。式なる同郡鹿門神社名神大とある。○億岐洲。一書に億岐三子洲とあり。名是なり。今其山の一名寶滿山と云れば。其神を取りて此にも祀れるなるへし。○億岐洲。一書に億岐三子洲とあり。名義。記傳に。海原の奥中にある島と云なりとあり。記には。伊余の二名島の次に。生億岐三子島。亦名天之忍許呂別とあり。さて本に。億字隱に作れり。山蔭云。隱字億とある本宜し。一書みな億なればなり。一書にも隱とある本もあるは。皆後に改めたるなりと云り。○佐渡洲。記傳云。名義狹門か。

此島へ舟いるゝ水門のせはきにや。凡て海に島門水門道なほ國形をよく尋て定むへし。門など云ること多し此國天平十五年二月には。越後國に併され。勝寶四年十一月に。又一國とせらる。續紀に見えたりとあり。さて記には此洲津島の次。大倭の前に生給ふよし見ゆ。舊事紀に。筑紫島の次に。次熊襲國謂建日別一云佐とあるは。熊襲の亦名とせしにあらす。一云には熊襲國なく。佐渡島謂建日別とありしとなり。此はまことにさる傳なり。口訣元々集にも然云るは古本に依れるなり。口訣に佐渡洲者。神建日別とあり。元々集にあり。此は印本を以て。○雙生。萩野由之曰。此雙生億伎洲與佐度洲の一句は億伎洲を雙生し佐度洲をも雙生したりといふ意なるへし。與は増韻曰。及也。易說卦。是以立三天之道曰。陰及陽。立地之道曰。柔與剛。立人之道曰。仁與義。論語曰。弑父與君。などの與と同格にて。雙生を兩方へかけて意味を有たせたるものなり。さて億岐島も雙子。佐度洲も雙子と云は。二國孰も二島つゝ。海中に對峙するを以てなり。今二子島二子山妹背山などの名。諸國にあり。皆形勢によれるなり。二神發見せられし時の形勢。此の如くなりしなり。億岐島は。現に三島にして。附屬の諸小島なほ多し古事記に三子島とあれども。概して雙生といへるは。三なるを。島前島後と二に稱するか如し。さて佐渡國現在の形勢は。地誌に法馬の如しとも。胡蝶の斜に飛ぶか如しともいひ。尾張の岡田挺之が乘穂錄には。瓢箪島とも云と書けり。國人は北と南は。各一派の山脈連亘し東西の扼したる處は平坦にして。田畝開け村落望む。これを國中とはいへり。余嘗て形勢を察するに。太古に在ては。國中の邊悉く海にして。南北斷て連らさりしを。悠遠の年所を経て。次第に接續せし

ものなるを知れり。此國古より北半部を大佐渡と稱し。南半部を小佐渡と云ふ。地形分れたればなり。今も加茂湖。若三崎地方の海に泛ふ時は南北分斷して。海水横劃するか如し。今村落田疇相連りてさへ。此觀あり。往古海水の横劃せること想ひ見るへし。佐渡といふ名義。神代卷口訣に世戸といへる適當なるへし。世戸は瀬門なり。兩山の間海潮往來して。舟の通すへき處。即海峡を云ふなり。大佐渡に小佐渡相對して門をなし。潮汐往來すへき國なれば。此名ありしならん。右の諸誌に由て之を觀れば。二尊の諸洲を巡行して。佐渡の形勢を視察せられし時は。海水横劃して兩島分立し。世に云ふ孖山妹背山の如くなりしを以て。雙生といへる事も。亦知るに足るへきか。と云れたるは信によろしき考なり。従ふへし○世人或有雙生云々。象此と云事心得ず。象とは彼に在る物の形を。圖し取る意なるを。世人の雙生は。素より自然の事なれば甚謂なし。故思に。此十字は後人の摺入なるべし。長寛勘文に引るになきは。古き本のまくなりしなるへし。後に平氏傳雜勘文と云ものを見しかは。此十字本文より一字引下けて書たり。いよいよ摺入なるをしれり。故に今訓を缺きつ。

次生越洲次生大洲次生吉備子洲

越洲。重胤云。越洲は第一六一書に在て。其他の一書。及古事記等にも見えざる事なり。然るを。或は北陸道なる三越加賀能登の五國を合せて云とも云ひ。又は佐渡國なりとも云説のあるは。共に推量の

説也。其は北陸道の皆は。古に越國と云ひ。中古に越前越中越後とわかれ。又越前より別れて加賀國と能登國となりて。凡て五國になれるを。古に越國といへればとて。此の越國とは成しかたし。其は中山道と北陸道とは。連山相重り。地勢相接きて。何れを堺とも云へからぬを。大凡は山脈を以て。強て分たれたる位の事にし有ければ。中々に此と彼と。洲を合せたる者には非されは。決して外に求むへき也。また佐渡國なりと云も私事なり。もし同じ島ならむには。同じ此に太田某か著せる。能登國名勝志を讀て。事を名を替て。別々に出されむ事あるへくもあらざるをや。初て此を得たり。武野云。此書一名能登名勝志とも云り。二卷あり。安永六西立春。加陽。金府太田何某と序にあり。故ありて名をば著はさしりしものと見ゆ。其説に云く。能登國は往古羽咋の瀉より。能登部海道トカイトツ又西海道を経て。鹿島郡内浦田鶴濱會濱石崎など云所。海續きにて島國なりし時は。人も住す有しに依て。怪鳥大蛇の棲處にて有りけるを。氣多大神此を退治し玉ひけるより。人家出來て一國と成れる由。小田の龍大明神。鳳至郡小田川村にあり。大蛇の神也。大穴持神平け給ふといへり。鷲嶽八幡宮是も鳳至の社傳にのこれり。とあるは愛たき古傳なり。さて能登國と云は。續紀八に。養老二年五月乙未。割越前國之羽咋能登鳳至珠洲四郡。始置能登國とあれば。本は郡名をりしなり。然れば越國は前中後に分れたる當時猶越前國なりければ。往古には越洲と云けん程想像るへし。氣多大神は。神名式に羽咋郡氣多神社名神大と有て。一宮記に大己貴命也と見わたる是なり。又出雲國風土記に高志之都々乃三崎云々。ヒキキ引來繼國者三穗之崎也とある。高志之都々乃三崎は決く和名抄郡名に。能登國珠洲須とある是なるべし。三又崎村海邊にあり。古くより須々と云けめとも。古に都々と云けるか。音の通へる任に。右の如くたれるなるへし。

然らずては出雲の三穗之崎より。高志之都々乃三崎とも云へき地は。能登の三崎を除て。外にはあらざるなり。式に珠洲郡須々神社ある。此を三崎權現と申すと云れば。都々乃三崎とあるに叶へり。若て萬葉十七に。能登乃島山と詠るは。其頃已に接ける後なれとも。海中に此一國の長く張出たる状を見て。古島國なりし事を思ひて詠る者なり。右の如く。出雲風土記には高志と云ひ。養老二年迄は。越前國なりしかは。其島國なりし古には。越洲と云けん事云も更なる物なり。と云れたるは然る言なるか。なほ此よりも既ハヤク内山眞龍がこの紀の類聚解にも。此地のことを云れたる所に。越洲今の能登國の事にて。羽咋海以北は一島なり。今は海潮乾て。加賀國に並ふとあり。かたかた能登國を。古越洲と云りしこと明らけし。○大洲。記傳云。周防國大島郡是か。此郡は離れたる島にして。今八代島と云へり。上關の東。安藝の嚴島の西南にあり。長さ今道八九里ばかり。横五六里ばかりなる島なり。萬葉十五に過大島鳴門ノナト而云々。國造本紀に大島國造とあるは。皆この大島なり。又筑前國宗像郡神湊より。今道三里北の海中にも大島あり。是か。胃形中津宮と申すはこの島なり。源氏物語玉鬘卷に。船人も誰を戀とか大島の云々。とあるも此大島なり。又肥前國松浦郡平戸の東北の方にも大島あり。肥前の北壹岐島の南なり。是か。此外猶國々に大島と云は多くあれとも。此なるは右の三の内なるへしと云り。さて記には此洲大八島國の外にて。六島のうちに出たり。亦名大多麻流別とあり。多麻は玉なるへし。式周防國佐婆郡玉祖神社二座。とあれはよく符へり。○吉備小洲。吉備は後三國に分る。和名抄備前。岐比乃美知乃久知備中。吉備乃美知乃奈加。備後。吉備之美とある是なり。吉備中國書紀仁徳卷にみゆ。又和

銅六年備前國の六郡を分て。美作國とせられたり。記傳云。名は黍より出たるなるへし和名抄に黍ハ木美とあれども美と備は古常に通はし。兒島ハ。吉備國に兒の如く附る故の名なるへし。後に備前國の郡に成り。欽明卷に備前兒島郡とあり。和名抄に兒島古之郡是なりとあり。記には此島も大八洲國の外にて。六島の内なり。亦名建日方別と云り。

由是始起大八洲國之號焉。

由是ハ。其數八に具へるを以て云なり。さて記云。故因此八島先所生。謂大八島國とあり。平田翁云。抑志摩とは。周廻に界限の有て一區なる域を云名なり。然云本の意は。志麻琉。志自麻琉。勢麻琉。勢婆斯など云言と聞きなるへし。此等も取放ち曠く界限なくは有らて。界限有て取縮れる意より云言なればなり。然れば志摩といふ名も。本は必海のみならず。國中にて山川などの廻れる地にも云へりを見ゆ。又此大八島など云名の如く。いと大なるにも云へれば。必しも少きのみ云るに非ず。但し小くして海の中にあるは。殊にめぐりの界限も柄柄けさて島洲などの字を填て書るも。其海の周れる地をいふ一方に就てなり。さて此大八島の島も。海の周りに隔れる一界の國を云るにて。其例は神代紀に。三韓をも韓郷之島といひ。萬葉集の歌には。海を隔て大和國の方をさしても倭島とよみ。また此大八島をすへても。倭島根と詠るなど是なり。偕八島としも云ふは。海を隔てすて。一連なるをは幾國にまれ。

一島として其數八なれば也と云り。重胤云。偕此大八洲國と云名はしも。二神の此時より起れるにて。唯有の任に命けさせ給へるもの也。四神出生章に。二神の御言に。吾己生大八洲國及山川草木云々。とあるを以るへし。然れば葦原中國と云事は。記の伊邪那岐命の挑子に告給へる御言に見えて。共に古くはあれども。其は葦と云物の生巡れる。其中に在る國の義を以て。宣へるなれば。生の任に大八洲國と云けるより。猶後の事をか上に。其は天に對へて。大地の皆を云りとおほしければ廣くして。皇國の總號とも限らざるなり。寶劍出現章第一一書。彦八島篠。彦八島手命。彦八島野とも申せるを。記に八島志奴美神とある。共に合せて。地神本紀に大己貴神の亦名に部たる。此正説にて。共に大八島國を經營玉へる義の御名なり。又八千矛神の御歌に。夜斯麻久爾。都麻々岐迦泥豆。と詠せ玉へるなどをおもふべし。神皇承運章第一一書に。所稱狹野云々。奄有八洲。故復加號曰神日本磐余彦尊とある。此は國號考に。大八洲國と云號は。外國に對はす獨立て天下をすへ云稱なり。倭建命の御言に。纏向日代宮所知大八洲國。天皇と詔玉ひ。孝德紀詔に現爲明神。御八島國。天皇と詔玉へり。公式令の詔書式にも。朝廷の大事に用らるる詔に。明神御宇大八洲。天皇詔旨と詔玉ふと見えたりと云れたるか如しと云り。偕又平田翁云。此大八洲の國々島々の御靈の御功德を總稱へて。生島足島と申し。又生國足國とも稱す。其はまづ此神のことは。古語拾遺に。神武天皇の御世の事記せる處の。皇天二祖神の詔に従り。神籬を建て。祭りたまへる神の中に。生島是大八洲之靈。今生島。巫所

奉齋也とあり。神名式に神祇官西院坐生島巫祭神二座。並大月 生島神足島神と有て。古より最重く祭らせ給へり。即八十島祭と云是なり。清和紀貞觀元年正月。奉齋。神祇官無位生島神並從四位上。又同年二月。授正四位下。と見ゆ。攝津志に生島祠在河邊郡栗山村。相傳此地嘗爲生島神祭田。故有此。儲此神を祭る祝詞に。生島能御巫能。稱辭竟奉皇神等能前爾白久。生國足國登。御名者嗣といへり。儲此神を祭る祝詞に。生島能御巫能。稱辭竟奉皇神等能前爾白久。生國足國登。御名者白氏。稱辭竟奉者。一神に二名を置せて。二坐とまつる例は。豐饗間門御饗間門神。太詔戸御眞智神。などなほ。皇神乃敷坐。例あまたあり。生と足と對へ云例は。生玉足玉。生産靈足産靈。生日の足日などあまたあり。島能八十島者。谷煥能狹度極。鹽沫能留限。狹國者廣久。峻國者平久。島能八十島陸事無。皇神等能依左志奉故皇御孫命能。宇豆乃弊帛乎。稱辭竟奉久登宣とあり。また臨時祭式に。八十島神祭とありて。次に祭料の物云々。右八十島祭御巫。生島巫。並史一人。御琴彈一人。神部二人。及内侍一人。内藏屬一人。舍人二人。赴難波湖祭之とあり。なほ神名式に信濃國小縣郡に生島足島神社二座。大とあるも同神なるは更にも云はず。和泉國大島郡生國神社あり。是も同神か。さて又攝津國東生郡にも。難波坐生國魂神社。並名神大月とありと云り。

即對馬島壹岐島及處々小島皆是潮沫凝成者矣亦曰水沫凝而成也。

即は上の矛鋒。滴瀝之潮凝成一島。名之曰礮取盧島と云る文を承たる辭にて。いと重し。この事。次に云。對馬島。壹岐島。對馬記傳云。名義ハ萬葉十五に毛母布禰乃。波都流對馬。とよめる如く。韓國の往還の舟の泊る津なる島なり。壹岐。萬葉十五に由吉能之麻。和名抄にも壹岐島由伎とあるに因て。由伎を

古訓と思ふ人あれと。繼體卷の歌に以祇とよみ。此記にも伊字をかき。壹字も由の假字にあらねは。本は伊伎なること明らけし。然れども懷風藻に伊支連と云姓を。目錄には雪連とかき。又かの萬葉に由吉とあるなどを以て思ふに。必由伎とも通はし云へき故ある名義と見えたり。行も通はして伊伎とも云り。これも同じ例なり。云り。名義は或人彼國に雪の白濱と云ありて。遠方より雪の如くみゆるなり。これ國名の起りかとも云り。此事又或人に尋ねしに云。彼國壹岐郡本郡河の澳。海岸を離る事遠からず。雪の島といふあり。其は島といふは雪の物にあらず。海中にある巖なり。此巖の色黒くかばる時は必雨ふる。曇てもなほ色黒ければまた雨降る。其島のさま。遠く望めば雪の如しと云る。雪の白濱は蓋此を云るか猶尋ねし。さて記には。此二洲大八洲の内にて。筑紫國の次に生坐り。一書にも。八洲の内。伊伎島。亦名天比登都柱。津島。亦名は天之狹手依比賣とあり。記傳云。對馬の字は。魏志と云漢籍に。此島のことを對馬國とあり。對馬も津島の義なれば。洲字を添ては。島洲と重なりていかとなり。云るも。此記即て此文字を假字に取用て。對馬洲と云られたり。對馬も津島の義なれば。洲字を添ては。島洲と重なりていかとなり。云るも。此記即て此文字を假字に取用て。對馬洲と云られたり。此は津島と云るか既に國名となりて。さて其津島の洲と云る名なれば妨なし。儲こゝにも合によらば。對馬洲と書るべきを。島とあるは。大八洲の列を除きたる故なるへけれど。一書には大八洲の中に入れて。洲字を用かたり。天智紀に對馬國とあるからは。大八洲國の一なる事云も更なり。本書は誤れる傳とすへし。○記には右の八洲の次に。然後還坐之時。生吉備兒島。亦名建日方別。次生小豆島。亦名大野手比賣。次生大島。亦名大多麻流別。次生女島。亦名天一根。次生知珂島。亦名天之忍男。次生兩兒島。亦名天兩屋。自吉備兒島至天兩屋并六島とあり。吉備兒島大島。此記にては八洲内なり。故に上の八島をは。先所生とは云るなり。此紀には。右島々をば即對馬洲云々皆是潮沫凝成者。と云うちこめて略けるなり。平田翁云。上件六島の序。在所詳ならぬもあれと。師説の如く。先は東より生つゝ西へ幸せり。四海に島はしも甚多なるに。八島に次て只此六島を擧たるは。故



ある事なるへし。師は又上代に殊に名高き限りを擧げ二柱大神の所生坐る。必此六には限らしと思ふ。六島  
西國なり。總て神代の古事。其は式祝詞に。國の八十國島の八十島を生玉ふと見え。右の島々の外に。なほ近き  
邊りに。同じ水土なる島々の。多きを以て知られたりとあり。○處々小島は。平田翁説に。師説の如く。  
處々小島とあるは。必しも小島のみに限らず。皇國の外なるを。皆凡て如此は云るなれば。其中に大  
きなるも有そかし。然れば皇國の水土に異なる。諸の外國とも大なる小きをいはず。此内なること知  
るへし。若然らずせば。外國は何にして有りとせん。然るを此に處々の小島とのとあり。なほ按ふに。後にこう大なる島々  
つれも小島にて。たゞ聊かのみ海上にあらば。○潮沫凝成者は。上の矛鋒滴瀝之潮凝成一島名之曰礮取盧島。と  
云る文より承たる辭にて。大八洲の本處なる礮取盧島のみにあらず。大八洲及對島壹岐はさらなり。  
其外名もまれば處々小島と雖。悉みな二神矛鋒の滴瀝より。凝成れるものと云文にて。猶いはく。  
四海萬國の始といへとも。二神の固めなしたまへる事を。いと丁寧に。語傳へたる文なり。おほる氣  
に見るべきにあらず。○亦曰云々。山蔭云。此八字一本に細書なる宜しとあり。されど神代紀中。亦曰  
の例みな大書なれば。こゝも本のまゝにてよろし。○記傳云。二柱神の生坐る島々の亦名ともを。其  
國御魂の名と謂ふは非也。此は唯に其島國を指て云る名なり。斯て其名の女男なる所以は未知らず。  
と云れたるは非なり。其島國を指て云るにはあるへからず。その島國を脩理たまふに就て。其を幽より  
相預て作り賜ふ神を。生みたまへるなり。其神等はもとより。島國を本體と爲玉ふか故に。其島國と一ッ

にして。數へまつれるなり。記に島國をも參拾五神の内に。數へたるにて知られたり。此事は延佳の説に因て  
されは其生ませる神。即國魂なれば。それにハ女男のまします事も。凡ての神の例に異らずと知へし。  
さてまた其國魂神に。女男あるのみにあらず。其島國にも又自ら女男の具はりたらむ事。是又論を待  
へからず。總て天地間のもの。女男を具へ其は人こそえしらね。人に女男のある如く。其形質に女男の差別。  
自らに具り在しからに。其名をは負別たりけん。然るは天地の始より女男の理自然に備り。其理に因  
循ひて。國生坐る二柱神にし坐せは。其生給へる島國にも。然る理の備りけむは。實さも有へき義に  
こそ。又身に面の數有ける。面毎に女男の名の替れるは。面毎に其を司り玉ふ神の替れるは。言迄  
もあらず。

一書曰天神謂伊弉諾尊伊弉册尊曰有豊葦原千五百秋瑞穗之地  
 宜汝往而脩之。廼賜天瓊矛。

天神は。即上の一書に見えたる。天御中主尊高皇產靈尊神皇產靈尊を申すは更なれど。此にては高皇  
 產靈尊を指て申し奉れるなり。神皇產靈尊は自釋私記に。問。此云天神者何神哉。答。云々案古事記惣有  
 五柱天神。是等天神也。問。天神惣有五柱。然則五神之中。獨指何神哉。答。古記稱天神者。以高  
 皇產靈尊爲其最首云々とあり。古事記のみにあらず。此紀にも神武紀の詔命に。我天神高皇產靈

尊大日靈尊と並申玉ひ。顯宗紀に。月神日神の御託言にも。我祖高皇產靈尊云々とあれは。天神と申すは。旨と高皇產靈尊に坐すこと明らかし。○豊葦原云々地。記には此を此多陀用幣琉國とある。それ此時のさまなるを。かく記されたるは。後の名を始へ廻らしたるにて。常のことなれども。ここに此國號は似つかはしからず聞ゆと。山蔭に論れたり。さて此國號。豊は稱辭。葦原は大三轮社鎮坐次第記に。傳曰。初伊弉諾伊弉册二神。生大八洲國及處々小島。而地稚如水母。浮漂之時。大己貴神與少彥名命。戮力殖薦葦。固造國土。故號曰國造大己貴命。因以稱曰葦原國とあり。又續後紀の長歌に。日本乃。野馬臺能國袁。賀美侶伎能。宿那昆古那加。葦菅乎。殖生志津々。國固米。造介牟與利。云々ともある如く。當昔此浮漂る土を造り固めむか爲に。葦をいと多く。國のはたてに殖られたる。其生繁りたれば。其葦の中なる國と成れるを以て。葦原國とも。葦原中國とも謂へりしなり。瑞穂は。記に水穂とあり。記傳云。水は借字にてみつみつききを云。穂は稻穂なり。書紀に。天照大神云々勅曰。以吾高天原所御齋庭之穂。亦當御於吾兒とある穂も然り。さて水穂國と云號も。此齋庭之穂に由縁あることなり。さて千五百秋と云も。此水穂に係たる祝辭にて。秋と云も。穂に。長く久く。御孫命の此水穂を所聞食へき國と云意もて。名けたる國號なること。彼大嘗祭祝詞に。此同祝辭を御孫命の大嘗所聞食ことに。係て云るにても知べし。又大嘗祭詞も。云まはかりたれと云り。けにも此國號ここに如何に通えたり。重胤云。豐葦原は國號の謂ならず。國と成へき地ありと云意なるか故に。地字を書れたるものなり。是時豊土沙土の漂蕩へる物にこう有けれ。國とも何とも未差別なき間の事なりしかとも。天神の御心にて國とも地

とも成へき事を。思ほし定め玉ひて。二神に斯る物有とは謂らせ玉へるなれば。後に號玉へる瑞穂國などの事は。思及ほして心得へきにはあらす。と云れたれといかあらん ○脩之。今本脩を循に作るは誤なり。多くの古寫本共に從て改つ。舊事紀古寫本には。修とあり。修は脩に同じ。本にシラスと訓るによりて。重胤説に。其は可三以治高天原也とある治字。可三以御高天原也とある御字などをシラスと訓る其義なる語なから。此に唯に領知する事と思ふはあらず。國を生神を生。又悉に萬物を生成し玉ひて。形の如く此國土の成竟るまでの。萬事に係たる御言なり。と云れたる然る言なり。また記に。脩理固成とあるに依て。此も都久流とも訓べし。記傳に。脩理はたゞ作と書とありしことなりとあり

於是二神立於天上浮橋。投戈求地。因畫滄海而引舉之。即戈鋒垂落之潮結而爲島。名曰礮馭盧島。

天上浮橋。北野社所藏一本に。一峰本と號。其書を傳領したる人名と見ゆ 天浮橋上とあり。それそ宜しき。正書に天浮橋上とあるを。其浮橋は。天中に在し物なることを示はして。天上とは書れたるか如くなれと。この天は。天上の義にあらねはなり。○畫滄海。記傳云。畫は借字なり。式祈年祭祝詞にも。泥畫寄豆と書り。これら古より書來し字を。其まゝ用たる物なり。此迦久は。攪字などの意にして。俗語に迦伎麻波須と云か如し。此畫を。口訣に以て予探海也と解たるよく當り。畫字に就きていへる注は中々に懸し。 さて其を迦久と云るは。凡て手末して爲るわざを迦伎云々と云。迦伎上く。迦伎回す。迦伎亂すなどのことし。 また必しも手して爲ねとも。其狀の同じきは。物もて爲る事をも

然云なり。痒を搔く。字繪なきを書く。木葉などをかくの類なり。此は彼空中に漂へる。潮に泥の和れる一混の物を固めむ爲に。戈以て攪探り給ふなりとあり。さて平田翁云。迦久とは一字などを書如く。左より右方へ巡して。白などを挽く状に物爲玉へりけん。此即天の左旋に對ひて。大地の右旋りするに則を取らせ玉へるにて。自然なる御手の運びなるものなり。海水の西より東に流れて。地の右旋に因循ひ。水中の渦の右に巡り。蔓草の右に巻など。此天地に在ゆる物の。神性に順はせ玉へるもの。書畫を書と云も。痒きを搔と云も。馬などに足搔と云も。皆先の方より我手前に引寄る事業なるをも思合せて。此時の御消息を想像奉るへしと云り

二神降居彼島。化作八尋之殿。又化堅天柱。

化成八尋之殿。記傳云。八尋は殿の廣さのほどを云。尋は兩手を伸たる長さ云。今人も然して一尋と定むるなり。其は手を廣げて度る故に。一廣げ二廣げの意なるへしとあり。さて八は。橘守部云。猶七八の八にして。此を物の多き事に云るは。譬は十のものならは。其七八分を云心はへを以て云なり。されは七重とも。八重とも。七瀬とも八瀬とも。七日七夜とも。日八日夜八日とも。凡て七八を多き事に云ならへるなり。若此八を瀬の略とせば。七とは又何言の略とせむ。と云り。さる事なり。此八尋も。たゞ廣の多きを云まてなり。殿和名抄和名止乃とあり。化作の意次に云。○化堅天柱。天柱は八尋殿の柱なり。平田翁云。此御柱は。上なる國柱と。名は天と國とに異れとも。全同じ御柱なり。其は其戈の小山に化れりと有を思ふへし

云々。然れば彼戈は。國土を畫成竟て。衝立坐る其鋒は國中の御柱となり。柄の土に出たるどころをば。八尋殿の眞中の御柱と爲て。其を天之御柱とは云なりけり。されはこり。本書には國柱と云。一書と云り。記傳云。凡て殿を造ることを云とて。先柱を云は。底津石根に宮柱布刀斯理など古の常なり。大殿祭祀詞に天皇の御殿造奉ることを云るにも。奥山乃大峽小峽爾立留木乎云々。伐操氏云々。齋柱立氏。皇御孫命乃天之御騎日之御騎止造奉。仕流瑞之御殿云々。かく專柱のこを取わきて云り。且此處は。下に柱を行廻り給ふ大禮を申す段なる故に。初に其を立給ふことを。先云おけるなりとあり。さて化作は化堅と。共に記に見立とあると同じく。訓來れるは然る事にて。記傳に見立は見送るなど云見にて。俗言にも兒を見育つ先途を見届くなど云。これらの見は。たゞに眼して視るのみを云にはあらず。其事を身に受て。己か任として知行ふを云り。されは此も此御柱を立。殿を造ることに。御親興り所知看義なり。則所知看などの看も。此見と同。とあるか如し。重胤云見立は。訓を主と爲るを。此化作化堅。共に義を以て記されたる。其は彼物を變て。此物に化す由なるか。此の化堅天柱は。天瓊矛を突立て。天柱と化堅玉へるに依て其義當れるを。此八尋殿は何物を變てか。殿作とは化玉ひけん。其物實は知られぬを以。熟思ふに。神の靈異に依て。木石を用おすして。木石を以造れる如き。八尋殿は化作玉へるに因て。此にも化作字は被用たるものなり。武郷云。下巻に於て秀起浪穂上一起八尋殿云々は元來化出化去自在に坐ますのみならず。其御身を異物に化し。又其御魂をも別神別物に化したまふこと自在なり。因て按へば天御柱及八尋殿を化堅化作と書れたるは。私記に天瓊矛を化爲小山一也とみえたる類なりかし。と云れたるはさることなり

神の當昔に。衣食住の事備はれりといへども。甚々奇異しき所由有て。自然に足ひ整ほりて有しなり。其は此に化<sub>ニ</sub>作<sub>ニ</sub>入<sub>ニ</sub>尋<sub>ニ</sub>殿<sub>ニ</sub>化<sub>ニ</sub>堅<sub>ニ</sub>天<sub>ニ</sub>柱<sub>ニ</sub>とあるは御住處の調るなり。此時國土には唯磯取盧島ありて。其も今漸く泥沙の凝成れる計にて。山野草木のあらざりける程なるに。神威に依て御殿作の事は成就ひ。又御食物の事は。四神出生章第六一書に。飢時生兒。號<sub>ニ</sub>倉<sub>ニ</sub>稻<sub>ニ</sub>魂<sub>ニ</sub>命<sub>ニ</sub>と見え。次に伊弉册尊吾已殞泉之窟とあれば。保食神云々の事より以前に。已に其喰ふべきもの有て。聞看し趣なり。御衣服のことは。同章被處條に。御帶御衣御禪の事有。然れば後に人事を勞して。衣食住を經營むか如きには非ず。其三物共に成足へりし事知られたり。况て天神の天地を預鑄造らせる御靈<sub>ニ</sub>威<sub>ニ</sub>を。戴持せる者を。如何なる事かは出來成さらむ。古語拾遺。天石窟段に。令<sub>ニ</sub>手<sub>ニ</sub>置<sub>ニ</sub>帆<sub>ニ</sub>真<sub>ニ</sub>彦<sub>ニ</sub>狹<sub>ニ</sub>知<sub>ニ</sub>二<sub>ニ</sub>神<sub>ニ</sub>云々。造<sub>ニ</sub>瑞<sub>ニ</sub>殿<sub>ニ</sub>と云れたるはさることなり。此時より始て。現世の如く。屋作の事は始れるなり。さて入<sub>ニ</sub>尋<sub>ニ</sub>殿<sub>ニ</sub>を堅給ふは。女男共に住て合志給はむ料はさるものにて。其宮にましまして。萬の物をも事をも成し治め給はむため。天柱を堅給ふは。此を往廻りて。事始給はむ料なり。さて其柱は。入<sub>ニ</sub>尋<sub>ニ</sub>殿<sub>ニ</sub>の柱なるを。殿を先にいひて。又云々と柱を後に云るは。如何なるやうなれど。此は殿をも柱をも。化作給ふといへるにて。更前後の差別ある事には非ず。さて平田翁云。此殿は何様に化作給へり云こと。今知へからぬ事の如くなれど。後に神宮を造るにまつ心御柱と申すを立て四方に造るは。神世の宮作りの狀を。傳へたる擧と聞ゆれば。彼天之御柱を中央に取して。入<sub>ニ</sub>尋<sub>ニ</sub>四方<sub>ニ</sub>に化<sub>ニ</sub>堅<sub>ニ</sub>給<sub>ニ</sub>ひ<sub>ニ</sub>け<sub>ニ</sub>む<sub>ニ</sub>こと。次に其御柱を行廻り玉ふことのあるにて。想像られたりと云れたり。さる言なり。

陽神問<sub>ニ</sub>陰<sub>ニ</sub>神<sub>ニ</sub>曰<sub>ニ</sub>。汝身有<sub>ニ</sub>何<sub>ニ</sub>成<sub>ニ</sub>耶<sub>ニ</sub>。對曰<sub>ニ</sub>。吾身具<sub>ニ</sub>成<sub>ニ</sub>而有<sub>ニ</sub>稱<sub>ニ</sub>陰<sub>ニ</sub>元<sub>ニ</sub>者<sub>ニ</sub>一<sub>ニ</sub>處<sub>ニ</sub>。陽神曰<sub>ニ</sub>。吾身亦具<sub>ニ</sub>成<sub>ニ</sub>而有<sub>ニ</sub>稱<sub>ニ</sub>陽<sub>ニ</sub>元<sub>ニ</sub>者<sub>ニ</sub>一<sub>ニ</sub>處<sub>ニ</sub>。思<sub>ニ</sub>欲<sub>ニ</sub>以<sub>ニ</sub>吾<sub>ニ</sub>身<sub>ニ</sub>陽<sub>ニ</sub>元<sub>ニ</sub>合<sub>ニ</sub>汝<sub>ニ</sub>身<sub>ニ</sub>陰<sub>ニ</sub>元<sub>ニ</sub>云<sub>ニ</sub>爾<sub>ニ</sub>。即將<sub>ニ</sub>巡<sub>ニ</sub>天<sub>ニ</sub>柱<sub>ニ</sub>約<sub>ニ</sub>束<sub>ニ</sub>曰<sub>ニ</sub>。妹自<sub>ニ</sub>右<sub>ニ</sub>巡<sub>ニ</sub>。吾當<sub>ニ</sub>左<sub>ニ</sub>巡<sub>ニ</sub>。既而分<sub>ニ</sub>巡<sub>ニ</sub>相<sub>ニ</sub>遇<sub>ニ</sub>。陰<sub>ニ</sub>神<sub>ニ</sub>乃<sub>ニ</sub>先<sub>ニ</sub>唱<sub>ニ</sub>曰<sub>ニ</sub>。妍哉<sub>ニ</sub>可<sub>ニ</sub>愛<sub>ニ</sub>少<sub>ニ</sub>男<sub>ニ</sub>歟<sub>ニ</sub>。陽<sub>ニ</sub>神<sub>ニ</sub>後<sub>ニ</sub>和<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>曰<sub>ニ</sub>。妍哉<sub>ニ</sub>可<sub>ニ</sub>愛<sub>ニ</sub>少<sub>ニ</sub>女<sub>ニ</sub>歟<sub>ニ</sub>。具成。字の如し。記傳云。初生初しより。漸々に成て成畢れるを云なり。懸々而。行行而。などの格の言なり。○陰元陽元。此は記と同じ傳なれば。彼記に吾身者成々不成合一處一處在。とあるか如くありけんを。正書の狀に合て。文を換られたるものなるへし。○汝身陰元。本に身<sub>ニ</sub>下<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>字<sub>ニ</sub>あるを。丹鶴本に无に依る。○約束。記傳云。知岐流は行ききを懸て。云々せむと。互に云固むるなりと云り。○妹。本にイロトと訓めれど此はイモと訓へし。記傳云。伊毛とは古夫婦にまれ兄弟にまれ。他人とちにまれ。男と女と雙ふ時に。其女を指て云稱なりと云り。なほ古く妹と云る例を委く出されたり。本書に就て見るしき非也。決<sub>ニ</sub>後<sub>ニ</sub>人<sub>ニ</sub>の<sub>ニ</sub>携<sub>ニ</sub>入<sub>ニ</sub>なり<sub>ニ</sub>削<sub>ニ</sub>り<sub>ニ</sub>去<sub>ニ</sub>る<sub>ニ</sub>へ<sub>ニ</sub>し。こ<sub>ニ</sub>も<sub>ニ</sub>伊<sub>ニ</sub>弉<sub>ニ</sub>諾<sub>ニ</sub>尊<sub>ニ</sub>の<sub>ニ</sub>伊<sub>ニ</sub>弉<sub>ニ</sub>册<sub>ニ</sub>尊<sub>ニ</sub>に<sub>ニ</sub>詔<sub>ニ</sub>給<sub>ニ</sub>ふ<sub>ニ</sub>御<sub>ニ</sub>言<sub>ニ</sub>な<sub>ニ</sub>れ<sub>ニ</sub>ハ。女<sub>ニ</sub>神<sub>ニ</sub>を<sub>ニ</sub>指<sub>ニ</sub>て<sub>ニ</sub>妹<sub>ニ</sub>と<sub>ニ</sub>告<sub>ニ</sub>給<sub>ニ</sub>ふ<sub>ニ</sub>なり。さて平云。妹字は。常に姉妹といひて。專と女弟の事に用おれども。其は末のことなり。本は彼易の雷澤歸妹などの義を思ふに。少女の嫁せむとする意なり。此等に依て古く伊毛と云に。妹字を用られたるものなるへしと云り。○妹自<sub>ニ</sub>右<sub>ニ</sub>巡<sub>ニ</sub>云々。

本に左右字を換さまに誤たり。丹鶴本に因て正せり。さるゝ記にも。始約束給ふところに。汝者自左右廻逢。我者自左廻逢。とあるにて明らけし。平田翁は。今の板本に。妹自左巡とあるをとりて。はじめには御柱巡のへるなりと。云れしは非事也。改め直し玉へるは御言尊の前後に。こうありけれ。故伊弉諾尊の御言にも。理當先唱。如何婦人反先言とあり。一書又記の趣も。天神の詔と。伊弉諾尊の御言とのたかひこうあれ全おなしことなり。○妍哉云々。山陰云。此御詞。本書の意哉も。下の一書の美哉も。この妍哉も。皆古言は一つなるを。字をいろいろに換て書れたるなり。されはいつれをも同じく。この訓註の如く訓へきなり。それにとりて。又訓注は本書にあるへきこと上に云るか如し。又本書焉字。此の歎字。これ又同じ事なり。下の一書には。此助字なきも又同じ。すへて同古言を。かくいろいろに。文を替られたるは。此紀の常なりとあり。又記傳に。本書には過字あれと。其は凡ての御言の意を得て。加へられたるものなり。決て訓へからず。此一書又次の一書にも。此字なきを以て知へし。焉字歎字は。末の哀に當れり。歎は字書に語末之辭とも。語之餘也ともありと云へり。

遂爲夫婦。先生蛭兒。便載葦船而流之。次生淡洲。此亦不以充兒數。

遂爲夫婦。本書に陽神不悅曰。吾是男子理當先唱。如何婦人反先言乎。事既不祥。宜以改旋云々。記云各言竟之後。告其妹曰。女人先言不良。雖然久美度邇與而云々とあり。然るを。此一書の傳にて。記傳にも云れし如く。唱和の女男の理に違へることす。御心つかさりし趣なり。若自是をさとり給ふとならば。記の文の如く。雖然久美度邇云々。などあるへきか如くおもはるれと。なほ此は本書にゆつりて省かれたるものとみえたり。○蛭兒は。記傳云。上代に蛭に似たる兒を云し稱也。

子を巡りて。此御子の名と心得るは非なりとあり。蛭。和名抄本草云。水蛭子和名比流とあり。契沖云。蛭蟲なれば名かたるさてしか名けたる義は。初生玉ひしより蛭の如く。骨なく弱くて萎々とありしよしの名と通えたり。故一書に。雖三已三歳。脚猶不立。とあるも此にて。二神の不良と惡みたきへる。即是よしなりなほこの事は。下の一書にも云り。此蛭兒の生坐ること。本書の傳は此とは異にして。日神月神の生坐る次にありて。遙に後なり。其方を正しかるへき。なほよく考へし。蛭兒を祭れる社は。攝津國武庫郡四宮神社なり。西宮夷と稱。吉井良秀云。祭式に大國主四神社と載たるは此社なり。然るに神社啓蒙二十二社注疏等には。主神は蛭子神。相殿大己貴神。事八十神とせり。社中の記録にもかく記したるもありて。粉らはしきやうなれとも。合殿の神の事を書きたる記録中。天和四年のものには。なほ主神を蛭兒大神とし。合殿を天照大神須佐之男大神とせり。と云り。○葦船。記傳に葦を多く集めて。からみ作りたるにもあるへし。彼無間堅間之小船なと思ひ合すへしとあり。或説に。今も伊豆の小島。陸奥の海濱。東蝦夷などには。葦船とて蘆荻の類の水草を。小船の形に編結て兒童の弄ひとせり。底は水に漬りて。覆ることなしと云り。次の本書には生蛭兒云々。故載之天磐櫛樟船。而順風放棄。また一書に生鳥磐櫛樟船。輒以此船載蛭兒。順流放棄とあり。和名抄に舟船和名布禰とあり。さて此御子をかく流去給へるは。蛭兒なる故に惡ましてなり。○淡洲は。名の同じきもの諸國にもあれと。龜相記に。生淡島の下に。今在阿波國以東海中。無有人居。不入子列。とあれは。これ今友島の離島にて。神島と云島也。紀伊國に屬けり。重胤云。古事記高津宮段大御歌に。阿波志摩。淡能基呂志摩。阿遲摩佐能志麻母美由。と詠せ玉へる是なり。式名草郡加太神社と云る。今海

部郡加太村に在り。俗に淡島明神と申すを。社傳に祭神少彦名命にして。元友島に坐しを。加太村に移祭れり。偕其友島の古名淡島と云りと云る。武郷云。續風土記を按に。今友島(又神島とも)の西方。島を離れて小島一あり。少彦名命元神島に鎮坐り。呼て淡島明神と云。此島に坐すを以て也。淡島明神加太。是正説にて。萬葉三。武庫浦乎。榜浦に遷り坐し後も。土人神島と呼て。此島を尊へり。とあり。これ友島の内なるへし。是正説にて。萬葉三。武庫浦乎。榜浦に遷り坐し後も。土人神島と呼て。此島を尊へり。とあり。これ友島の内なるへし。

粟島爾。背爾見乍。乏。小舟とあるは。攝津國武庫浦を前に爲せは。淡路島と紀伊の間なる粟島になりて。地理よく合り。又七。粟島爾。許枳將渡等。思頼。赤石門浪。未佐和來。とあるも此淡島なり。其は何を以知そと云に。此歌の次に背山。又紀川。又名草山などを詠て。共に紀伊國の地名なればなり。具原篤信か諸州巡に。紀伊國加多と。淡島とは民家横けり。淡島大明神の社あり。此社は少と云り。さて記傳云。名彦名命也と云れば。加太村の同じ地ながら。其社のある邊を淡島とも後には云しなり。と云り。さて記傳云。此島は今吾所生之子不良と詔へるを以思に。源氏物語等木卷に。爪彈をして云む方なしと。式部を阿波米惡みて。少し宜しからむことを申せと責賜と云々。此阿波米惡みを。河海抄に淡惡と釋れたる其意にて。御親神の淡め惡み賜ひし故に。淡島とは名付しなるへしと云り。さて志か阿波米惡み給へるよしは詳ならず。字鏡集に。淡アハシ。アハタス。と訓り。○不充兒數。記傳云。かの水蛭子は。流去給ひつれば。本より御子の數に入さること知られたり。故淡島を是亦と云り。是等を御子の數に入ぬは。不良とて淡惡み給へる故也と云り。

故還復上詣於天 具奏其狀

還復上詣。記には於是二柱神議云。今吾所生之子不良。猶宜白天神之御所。即共參上請天神之命。と云文あり。其は引續きて直にと云意なるを。此は上文を受云所なるか故に。云々とは云り。還復上詣於天は。此始に御天降の御發途の御事を。慥に云れされとも。降居彼島とある。其即天より降坐し證也。此文に引合せて。其然る由をは知へきものなり。上詣は。記に參上とあり。記傳云。凡て參を古は麻草と云り。參入を麻草琉。參出を麻草傳。參來を麻草久と云類なり。此麻草を。後には多とあり。くは麻草といへり。

○具奏其狀。記には請天神之命とあり。記傳云。上件の狀を云々と。天神に白給ひて。是如何なる故そ。なほ如何し侍むと伺ひて。其詔給ふ命を請玉ふなりと云り。具とは。平田翁云。御柱を廻り給ひしより。水蛭子淡島を生給ひし狀までを。一々に奏し給へるを云。其は師説の如く都夫佐の都夫は。都婆良の都婆と一にて。粒々と圓く放れたる物の狀を云より。出たる語と聞ゆればなり。其は殊に云ひ。圓を都夫良と訓を以て知へし。と云り。

時天神以太占而卜合之。乃教日婦人之辭其已先揚乎宜更還去

時天神云云。此時二神は顯身。天神は元より隱身に坐々せは。いかにしてかく教玉ひしそと云に。祝詞などに。皇親神漏岐神漏美命以云々とあるに同じく。天神の顯身と現れ坐て。神議らせ玉ひしなり。○太占は卜事の名なり。太は稱辭。占は信友説に。任の義にて。麻々と云に同ければ。萬葉の歌とも。

麻邇麻とある麻邇と同言なり。釋紀に麻邇者麻々也と既云り。また萬葉に麻邇麻とある。下なる麻は達すまに懲すまになど云ふ下のにと同格なり。さて麻邇といふ言の本は。麻の一言に。任字の義あり。そは任く任せ任かずなど。活用し云にて曉るへし。麻々とは。その麻を疊たるならむ。また麻邇麻の邇の音か。また麻邇を麻知とも言ひて。此も同言也。邇と知と同韻の音なれば。然云るなるへし。また麻は上に云へる如く。任の一言にて。其は卜事を掌れる神の名を。久慈眞智神といひ。また釋紀に。太占讀<sup>ト</sup>太町<sup>ト</sup>ともあれはなり。神代紀の本。占の舊訓に。フトマチとあるは。なほいはく。神名式遠江國佐野郡に已等乃麻知神社とあるを。文徳紀嘉祥三年の下に遠江國任事<sup>ト</sup>神と書れたるは。任事と云義に書るなるを以て。麻邇麻知麻々同言なることを思定へし。抑世間の事状は。すへて神の御心に依て行はるゝ故に。其神々の御心を問ひて。其御心の任に行ふ事なるか故に。此事の名を太麻邇とは稱なり。太としも美稱ふ由は。神の御心の満足ひ大なる義にて稱たるにて。其は萬葉に眞木柱太心<sup>ト</sup>などある太の意也。汎に美稱る言とのみ思ふは精からず。麻邇てふ言に合せて心得へしと云り。さて記傳云。書紀に占の字は唯其事に當て書給へる物にて。正しく麻邇は占也と云にはあらず。凡て書紀の文字は語に中らねど。意を得て書るか多きなり。又から文にてはトと占と別なれど。此方には通し用ひて別なし。然るに字に就て。差別を云説は甚ひかことなりとある。さて此太占は。天神高皇產靈尊の成し玉へるにて。其に天御中主尊の御心のト合ひて。彰はし示したまへる事。次に云か如し。また此時の太占は。何様の御卜なりけん。傳なくて知へきよしなし。それを釋紀大問云。此ト龜卜歟。先師説云。此時卜者鹿ト也。龜卜者。皇孫天降之時。太詔<sup>ト</sup>戸命云々。出來者也。など云るは。押はかり言にて取るに足らず。○ト合。本にウラフと訓れど。次の卜定をウ

ラヘテと訓れは。こゝをも然訓へし。記傳云。萬葉十四に。武藏野爾宇良<sup>ウ</sup>良<sup>ラ</sup>敵可多也伎<sup>カ</sup>とあり。宇良閉は宇良を爲るを云ふ。此格は從へて。違へて。集へてと云ふ類多し。記傳に令合をアヘト云と云る説はたかへり。なほこれは自ら其わさを爲すに云るなり。さて又ト合を宇良奈比氏とも訓へし。此も一の活し格也。萬葉十一に。玉梓路往占占相云々。此は路をするをまひなふ。商をするをあきなふ。荷をになふと云類にて。トを爲を云なり。此も記傳に云れたり。漢籍に心裏又裏とのみ云る。宇良は裏にて。表に見はれぬ心を云ふなり。とも有心はへは自ら似たり。萬葉の歌に。宇良泣。宇良待。宇良戀しなど。猶宇良云々と云る言の多かる。宇良の意を思ひ合せて。トはもと心裏より出たる言なるを曉るへし。また大江匡房卿の歌に。香山のほとかま下に宇良とけて。肩ぬく鹿の妻戀なせり。と云る如く。心裡を問ふ事なる故に。其を即て其事の名に轉して宇良といひ。此事をまことに宇良と云しは。萬葉十四に告らぬ妹が名宇良爾出にあり。又其事を擬ふことに。活かし言なり。さて宇良閉とは。太麻邇の事を行ひて。神の御心を問ひ求るよしなり。其は記の垂仁段に。於三太兆ト相而。求三何神之心とあるにて悟るへし。さて。記傳云。抑異神の卜問は。天神の御教を受給ふへければ謂れたるを。今此天神のトへ給ふは。何神の御教を受給ふそと疑ふ人も有なめと。其は漢籍意にて。古の意はへに違へり。是を彼に此にいはく。神代の事は皆から疑ひしきことのみならむ。凡て此等の事。人の測知へきならぬは。中々なるさかしら心をもたらて。たゞ古の傳のまゝに見へきなり。と云れたれども。此は天神高皇產靈尊。此時顯身と現れ坐

て。二神の奏狀を聞食玉ひなからも。猶御親自の御心とは答かねさせ玉ふか。天御中主尊の大御心を。太古を以て占問ひ玉へるなり。さて天御中主尊は。隱身に坐々す事云まくも更なり。記傳云。中古よりは。トハたゞ神事にのみ用る事になれど。上代には萬の政にも。已かざかしらを用す。定めかたき事は皆ト。さて記には。布斗麻邇爾上と上聲を附たり。下の爾は辭なり。○教は。本にアチハイテと訓るはいかゝなり。和名抄に乎之閉とあり。袁之布と活く言なり。其は愛育むより出たる言にはあらざるか。と平田翁云り。○婦人之辭云々。記云。爾天神之命以。布斗麻邇爾ト相而詔。因ニ女先言而不良。亦還降改言とあり。重胤云。此にては太古に見はるゝ兆を見行して。婦人の辭を先に揚たるかと疑玉へるにて。具奏其狀とあれば。辭先立る事の悪しきは。素より所知食す事なるを。乎字は如何なる書様なり。乎字は論語の朱註に。乎疑未決之辭。とある意なれば。然れば。古事記に。因ニ女先言而不不良。と詔へる意味を以曉り明らかむへし。此を以て其已揚乎を。其已爾先立氏。揚多留加毛と訓へし。然らざれば。宜ニ更還去と有へ續かざる故なり。記傳に訓を。フミナノコトサキタウヘンヤと有り。と云れたり。なほ考へし。さて記の趣は。天神之命以而とあれば。他神に令せてト相しめ給へるといふ説なるを。此紀の傳は。天神の御親。ト相たまふといふ趣なり。

乃ト定時日而降之。故ニ神改復巡柱。陽神自左。陰神自右。既遇之時。陽神先唱曰。妍哉可愛少女歟。陰神後和之曰。妍哉可愛少女歟。

ト定時日。通證云。今按。昏禮擇吉日良辰之縁也とあり。昏禮のみならず。神祭など殊に吉日良辰を擇ひしことは。太古よりの風俗なり。今世何事を爲すにも。必日辰を擇ひてものする。其は大嘗會の時に宣る。中臣の天神壽詞に。十一月中都卯日爾云々。月内仁日時遠撰定豆云々。此文に因て。時日も。か神賀詞にも。八十日日波在止毛。今日能生日能足日通云々。と見えたる。みな古日時を擇みし證なり。何れも後事にはあらず。時日に吉凶あるは。いかなるよしとも。凡人の料りしるべきにあらず。さてここに時日の事見えたるに附て。古來種々に古傳を疑ふ説あり。そはまつ世に時日のある事は。晝夜の明開の差別あるか故也。晝夜のわきあらずは。時日のあるべきよしなし。此時未日月主宰の神生坐さす。然らば時日の差別あるへからずと。誰も云めれと。其は此國土の日夜の事をのみ知て。神界に別に日夜ある事をもおもはざるなり。此國土の日夜は。人も我も知る如く。天日の光あるほとを晝とし。光なきを夜とする事なれとも。高天原にて。天日の運動によらて。別に日夜の定めあることは。ここにト定時日とあるを始め。一書に蛭兒の事を。雖ニ已三歳とあるも。歲月日時のありし證也。古語拾遺石窟戸段に。穀と麻とを植たるに。一夜に生すとあるなど。必別に日夜あるべきなり。此石窟戸の段なれとも。日夜の差別あるを思へし。また黄泉國は。もはら天日の光なき國なれとも。古書に日夜の差別ある事を往々のせ。海宮にて。日夜ある事此國に同じ。されは日夜は天日の有無による事にはあらて。其域によりて。別に定まれる差別ありし事をおもふへし。さて日夜あらんからには。時日のあらん事はもとよりなり。○



陽神先唱曰云々。陰神和之曰云々。重胤云。是行は順次宜しく。美はしく唱和し玉へり。此言靈の幸  
へふるに因て。二神の珍子を愛くしみ玉ふ。大八洲國を生成し坐るなり。言靈の事は。已にも注せる  
如く。凡て人は言計り尊く奇しき物は非るなり。先に陰神の御言過ありしは。言靈の幸延行へきを展  
れるにて。其事の祥はしからさりけるを。此は陽神より陰神へ其言の善く良へしにて。是言靈の幸延る  
ものなり。○陽神自左云々。記に。更往廻其天之御柱。如先とあり。先に廻り給ふ時も。男神は左  
より。女神は右より廻り給へること此と同し。

然後同宮共住而生兒。號大日本豊秋津洲。次淡路洲。次伊豫二名  
洲。次筑紫洲。次億岐三子洲。次佐渡洲。次越洲。次吉備子洲。由此謂  
之大八洲國矣。瑞此云彌圖。妍哉此云阿那而惠夜。可愛此云哀。  
太占此云布刀磨爾。

同宮云々。宮は御屋の義。即ち上に云る八尋之殿なり。宮と云と殿と云との。差異はあるなり。殿とは。久美度一處  
を云て狹きを。宮と云には。御殿は更なり。御垣も何と備り  
たるを云なり。其證は。寶劍出現章。於彼地一建宮。乃相與適合云々。吾兒宮首者。即脚摩乳手摩乳也。故賜號於二神。曰。稻田宮主神一  
云々。とあるを見し。右の建宮と云は。其隱處は更也。又八重垣に至るまで。に。備りたるを云なること。うの前後の文を見合せて曉  
るへしと重胤云り。山陰云。此は上の遂爲夫婦の下にあるへき言なるに。こゝにあるは如何とあり。○億岐三

子洲。本に隱岐とあれど。古寫本には。以下みな億字に作れり。此の事は上  
に云へり三子洲は。記傳云。或人此  
國三島ある故に云といへり。今國圖を考るに。まつ此國四島に分れたる。其中に。東北方に在て大を  
るを。俗に島後と云。その西南方に。今道五里は。天之島。向之島。知夫島とて三あり。此三島を統へて。  
島前と云なり。島後に比ふれ  
は何れも小し三子とはまことに是を以て云なるへし。○右島々の次第。本書には越洲の  
次に大島ありて。淡路洲なく。記には。伊伎島津島ありて。越洲なし。吉備子洲も。大八洲國の内  
に入らず。さて此一書の趣。聊の異りはあれど。大方記の傳に同し。○可愛此云哀。本書の可美の下  
に此云哀と云る注あるへきを。そこになきはいか。

一書曰。伊弉諾尊伊弉册尊二神。立于天霧之中曰。吾欲得國。乃  
以天瓊矛指垂而探之。得礮馭盧島。則拔矛而喜之曰。善乎國之在矣。

天霧。次段一書に。我所生之國唯有朝霧而薰滿之哉と。伊弉諾尊の詔給ひし如く。古國土も何も未な  
かりし間は。何處も霧塞りて在しを云なり。さて其中に立し給ふとはあれど。異傳にはあらず。天浮  
橋の  
ことを略ける  
までなり。さて霧を佐凝理と訓めるは。下に氣噴之狹霧とある例あり。記傳云。狹は眞と同意の言な  
り。佐牡鹿を眞男鹿とも云るにて知るへし。又佐夜中は眞夜中。佐衣は眞衣と云に同し。又地名に。佐  
檜前など云は。眞熊野など云と通ひて聞ゆるを。其眞熊野を御熊野とも云て。眞と御と通へるに。大

被詞に。朝之御霧夕之御霧とあるを以て。狹霧は眞霧なることを知へしと云り。○吾欲得國は。右の本書及第一一書の趣とは異りて。此は天霧の薰滿る。其中に包まれて。未大地と成へき物の。全體を見玉はさりしかは。其外より心當に。天神の勅任し玉へる國は有むを。其得玉はんと云り。下に以て天瓊矛一指垂而探之とあるを以知へし。本書第一一書は。其物を見其物を。知看この事なれば。此と別也。○得礮馭盧島。重胤云。得は上に吾欲得國と。宣へるに依てなるか。素より有し地を得玉ひし如く聞ゆれとも。熱見れば。天瓊矛を以探給ひける。即垂落之潮凝結ひて島と成たるを得たまへる由にて。私記に探得礮馭盧島と云る是なり。○善哉國之在矣。神武紀に。妍哉乎國之獲矣とあるに似たり。

一書曰。伊弉諾尊伊弉册尊二神。坐于高天原。曰。當有國耶。乃以天瓊矛一畫成礮馭盧島。

伊弉諾尊伊弉册尊。本に尊字を脱せり。今は永享本明應本等に依る。○高天原。この高天原。大虛空を云る事。既に云り。○當有國。必當に國有へしとなり。天神の仰給へる國は。正にこの浮漂へるもの中にあるへしと宣ふ也。○畫成。記には鹽許袁呂許袁呂通畫鳴鳴は借字とあり。彼一物の取締らず。散ほへるを御戈を以て攪き寄あつめて。一統に凝して國と成し固めたまへるなり。此畫成を。口訣に以て探海也と注せれど。纂疏に畫海而成島也と云る意なり。

第三一書

第四一書

一書曰。伊弉諾尊伊弉册尊二神相謂曰。有物若浮膏。其中蓋有國乎。乃以天瓊矛一畫成一島。名曰礮馭盧島。

伊弉諾尊伊弉册尊。此又本に尊字を脱せり。今は永享本に依る。○有物若浮膏。記に多陀用弊流國とあり。同じことなり。其中蓋有國乎とはあれど。まことには。如浮膏。物凝結りて即國と成る也。○蓋は。物を大抵に量りて。然ならむと判る辭也。言義未詳ねど。古歌にあまた見えたる皆其意也。○探成の探は。本書の探之是獲滄溟ともし。成とあるは即獲るなり。

一書曰。陰神先唱曰。美哉善少男。時以陰神先言故爲不祥。更復改巡。則陽神先唱曰。美哉善少女。遂將合交。而不知其術。時有鶴飛來搖其首尾。二神見而學之。即得交道。

○將合交。本訓ミアハセントスとあるは。ミアハシセントスとある。シ字の脱たるなり。私記には。美安八世志牟止須とあるを。山口栞に引るには。美安波志世牟止須とありこれ正し。寶鏡出現章の私記に。將婚之處。美阿巴只西牟等已呂御合をミアハシと云るは。用語の體語になれるなり。○鶴鶴。和名抄に。爾波久奈市里。私記曰。止豆木乎之問止里と見えて。名義抄の訓も此に同じ。又釋紀秘訓に。鶴鶴を爾波久奈布里とも。

第五一書

止豆木乎之閉止里とも。止豆木止里とも。都々那波世村里とも。都々麻那婆志良とも。訓へき五説あり。右の都々麻那婆志良は。記に。麻那婆志良と有に等しき名なり。又字鏡に鵜豆々萬奈柱とあるを。名義抄に。鵜鷄を。ニハクナブリと訓るを以て。愈鵜鷄の一名なる事知らる。口訣に。又云稻負鳥と云ひ。仲正集には。庭多々岐と詠り。又和玉篇に。鷲にも鶴にも。伊志久那岐ともある。久那岐も右に同じ。又伊志多々岐ともあり止豆木止里。都々那波世登理は。丹鶴本の訓も然り。私記には。此に止豆岐萬奈比止利。又云。止豆岐乎志閉止利と云二訓あり。一には學と云ひ。一に教と云別たるなり。○學之得交道。學の訓。永正本明應本鎌倉本ともにマナヒテとあり。平田翁云。鵜鷄の尾を以て。地を叩く狀を見行し所思し附して。其狀を學ひて。交合の狀を知給へる由なり。止豆木乎之閉止里は。交接教鳥にて。此の故事より負る名と聞えたり。扶木集寂蓮法師。女郎花おほかる野邊の。爾波久奈布里は。庭婚振にて。夫理は翁夫理。何夫理なといふ類の夫理にて。此鳥の尾を以て庭たゞくか。婚く振なる故に負たる名なり。庭たゞきと云名。そは一名を石久那岐と云名もあるに。婚を古久那岐と云しと聞えて。靈異記に婚合。また婚をクナカヒとあり。加比は伎を延たる言にて。久那岐なり。されは此語は久那岐久那具久那賀流などフルフと古事談に。妻をは人に久那賀禮て。と云ことも見えたり。或人言に。今西國邊の俗言に。淫を行ふ事を。麻那婆斯羅と云名の義は。學柱にて。交合の間をわたせる義ならんか。柱と云名は問を。津々麻奈波之羅ともいふ。津々の義は未思得す。教子なる竹内經成云く。其は此鳥ツ、シフ、ハ、ンと鳴く故ならん云り。然もあらんか。○武郷云。釋紀のツ、ナハセドリは。ツ、マナバセドリのマの脱たりしなるへし。さらばこ

第六一書

れも。爲學鳥の意なるべし。さて今交合し給ふ時に當りて。不意く此鳥の飛來て。其尾を搖き。二柱の神を學ひ給へること。幽き所以ある事なるかも。此は信に偶然の偶然ならざる。天御祖の御心にそ有けむ。と云れたり。さて葦牙云。萬の物の始も。皆かくさまにそありけむ。何事も出来て後の心には。さばかりのことは。さて斗都具は。鎮火祭祀詞に。妹妹二柱嫁繼給豆。和名抄に止豆木乎之閉止里。敏達紀に嫁。又女自適人などあり。字鏡集名義抄などにも婚をよめり。言義は未思得す。

一書曰。二神合爲夫婦。先以淡路洲爲胞。生大日本豊秋津洲。次伊豫洲。次筑紫洲。次雙生億岐洲與佐度洲。次越洲。次大洲。次子洲。

淡路洲爲胞。本に爲胞の上に。淡洲の二字あるは誤なり。諸古寫本ともに。無に従れり。○子洲ハ吉備子洲なり。さて此一書は。本書と全く同じ。たゞ伊豫二名洲を。伊豫洲といひ。吉備子洲を子洲と云るか。聊かはれるのみなり。

一書曰。先生淡路洲。次大日本豊秋津洲。次伊豫二名洲。次億岐洲。次佐度洲。次筑紫洲。次壹岐洲。次對馬洲。

通證云。此書毎二洲。界以海。大八洲之稱恐此爲正說。と云り。山蔭云。八の洲。本文一書ともみな

第七一書

異あり。いづれも古傳なるへけれど。其勝劣を云むには。第七一書。記と同じき。これそ中に正しかるへき。其故は。かの説は。八の洲の内に。後に國と建られたる洲には非るに入て。かへりて壹岐對馬の入さることいか。總て國と建られたることは。漸後の事なれども。必神代の此はしまりの由緒に關かれる事とこそおほゆれ。と云れたる實に然る説ともなり。さて第一一書に。壹岐對馬なく。越洲吉備子洲あり。第八一書には。壹岐對馬なく。吉備子洲越洲あり。第九一書にも。壹岐對馬なく。淡洲吉備子洲大洲あり。此は何れもいかなる傳也。

第八一書

一書曰。以礮馭盧島爲胞。生淡路洲。次大日本豊秋津洲。次伊豫二名洲。次筑紫洲。次吉備子洲。次雙生億岐洲與佐度洲。次越洲。

礮馭盧島爲胞。とあるは。甚く異なる傳なり。されど此島を八洲の内に入れて。數へしにはあらず。

第九一書

一書曰。以淡路洲爲胞。生大日本豊秋津洲。次淡洲。次伊豫二名洲。次億岐三子洲。次佐度洲。次筑紫洲。次吉備子洲。次大洲。

此一書。淡洲の大八洲の數に入れる。疑はし。永享本には。次淡洲三字なし。さては八洲の數合へり。

一書

一書曰。陰神先唱曰。妍哉可愛少男乎。便握陽神之手。遂爲夫婦。生淡洲。次蛭兒。

握陽神之手は。重胤云。誘ひ合ふ狀なり。便とある其言出し玉ふ即。御手を握なり。然れば。陽神も妍哉可愛少女乎と和玉ひ乍も。亦握陰神之手と云事を。爲玉ひつらめども。旁を省るとは。誰も心着れさりける故に。此にて二神の御手を握て相契らし事は見えず成ぬるものなり。通説に。陰神握陽神之過也云々とあれども。其迄にはあらざるべし。陰神より先に進みて。御手を取賜ひしは。言を先に揚玉へる故なり。 ○淡洲。本に淡路洲とあるハ誤なり。今は明應本。又永和本の傍書に。江家本に路字なしと云るに従れり。さて此は女神の方より。誘ひたまひしか。不祥よしにて。先生たまふなりければ。淡路洲ならぬこと決し。上文に先生蛭兒便云々。次生淡洲あると同一文意なればなり。

# 日本書紀通釋卷之四

飯田武郷謹撰

次生<sup>ツギニウム</sup>海<sup>ウミ</sup>次生<sup>ツギニウム</sup>川<sup>カハ</sup>次生<sup>ツギニウム</sup>山<sup>ヤマ</sup>

此章は伊弉諾伊弉冊尊の天神の命を被りたまひて。現に此世界を立たまふ方よりいへる傳なり。さ  
 るは此現世界の大神主とますへき。天照大神月讀尊素戔嗚尊三柱の珍子の生坐る事を主と立る傳なる  
 か故に。其幽世に立て知し看す海神を海。川神を川。山神を山とのみ記されたる。次なる句々廻馳。  
 草野姫などにも。神とも命とも書れさる。みなこの三神に避たる文法なりと知へし。海は和多と訓へ  
 し。上に云る滄<sup>アヲウナヘ</sup>溟<sup>ヘ</sup>また滄海などは異なり。重胤云。滄海とは海の大名にて。此を和多と云ときは  
 海の用を云るにて小名なる事。此大地を。都知とも久爾とも云ひ。神字を迎微とも美多麻とも云か如し。  
 皆體用の差別を立たる名なり。其は此大地なき云時は。大名にて。天地と別れし初より。都知と云て。既に其物有を。彼八  
 洲起元章などには。其大地の中に。又更に國を立玉へる事の有を思ふべし。斯して又都知  
 とも久爾とも。通はし然れば。滄海は大地に對へ云言にて。全體の名なる故に。滄海と云ても大地と云て  
 も。此大地を云稱なり。倍海を和多と云時は。地を久爾と云に對へ云言にて國へ渡往來ふ用に因れる  
 稱なりと云り。名義。記傳云。師說に海を和多と云は。渡ると云ことなり。萬葉一卷に。對馬乃<sup>ツギマ</sup>渡々<sup>ワタワタ</sup>中

爾なとよめるを思へどありと云り。借こゝに生海とはあれど。海神を生坐るなり。其は記に生海神名大綿津見神。一書に。生海神等號少重命とあり。これらを以て。こゝも御名を略けるものなること知へし。さて私記曰。問古事記之説。自海以下是生其神也。今此紀只云生海等。其意如何。答。今此只生海等。未必獨生其神也。是猶上文生大八洲之類也。即依生其神。兼成其神耳。此與古事記異也。と云れたるか如く。其主宰たる神を生玉ふに因て。兼て其實の成ととのへるなり。與古事記異とはあれど。異なるにはあらず。さて此紀には上の大八洲につきて。次生海云々とあれど記には既生國竟更生神。故生神名大事忍男神云々。と記して國と神との境界を立て。さて大事忍男神より繼々。海神水戸神等を生坐と傳へたり。右の神等必こゝに坐へき故あり。記傳には其を誤の傳と見られたるは然らず。此紀に其神等を省かれたるは。却りて誤なり。今其辨を此云んとすれど。本文に關か。右の十神は。つき／＼に國土の成就行へき事を。しらしめす神にて。海神水戸神もみな其内なり。されは。大八洲に次ては。大事忍男神。石土毘古神。石巢比賣神。大戸日別神。天之吹男神。大屋毘古神。風木津別之忍男神生坐し。此神等まづ國土の基礎を定め。さて次に海川の位置を定玉ふへき海神大綿津見神。水戸神速秋津日子神。妹速秋津比賣神生坐り。即此紀には。上の七神を省きて。海神水戸神の御事より。大八洲に繼て此に記したるなり。さてこゝに成坐る海神は。御禊段の海神とは異なり。彼段なるは。海の底中表流る所の海上なり。現を分て知しめす神なり。こゝなるは惣へたる神なるか故に。大と云なり。なほ山神にも大山祇神とて。總たる

神坐し。また山の所々を持別て知しめす。種々の山祇神坐と同一ことなり。○生川。川神を生給ふなり。さて川神は。一書又記にも見えねど。記に生水戸神名速秋津日子神次妹速秋津比賣神と見え。一書にも。水門神等號速秋津日命とあり。水門は。海に出入る戸口にて。即川なれば。此に川神とあるは水門神なり。さて。水は水神彌都波能賣神の。掌り坐す事なるを。此事下の一書。こゝに既く川の事の見えたるは。いかにと云に。本より山々の口より。流れ出る水はあれども。川神は其地形に隨て水を流し。池澤にそゞき入れ。また潮水と分ちて。川水の國土の利用を成べき爲に成り玉へるなり。○生山。山神大山祇神を生給ふなり。記に生山神名大山津見神。一書に山神等號山祇とあり。さて此神は。山を總持神なる故に。大と稱へ申せるなり。第七一書に。新編通覽。爲三段。其一段是爲雷神。一段是爲大山も八柱山津見神成ませるよし見えたり。これらほみな。山を持別て。知らしめす神等なり。そのよしは一書に云へり。

次生木祖句句廼馳。次生草祖草野姬。亦名野槌。

木祖草祖もこゝにては。神の御名にて唯に木神草神と申すとは異なり。しか稱奉れる意は。水祖土祖と申すにひとしく。同じ水草の中にも。其要とある方より。取出て申せる御名也。水草の要は。さまざまあれども。其旨たる用は。人民の家居にある事にて。句々廼馳草野姬と申すもそれなり。水又土も同く。人民の日用につかふ方より云るにて。なへての水土よりいへは。水祖土祖なればなり。清

和紀に貞觀十七年十二月。飛彈國正六位上木母國津神從五位下。また陽成紀元慶元年閏二月。飛彈國木母神從五位下。下は上の誤とあるは此神なるべし。○句々廼馳。名義。句々は莖ヱにて。其莖は久々紀の約れるなり。莖木は。記に羽山戸神の御子に。久々紀若室萬根神。と申かある久々紀に同じく。記傳に。久々は莖にて。草木の立長る貌。紀は木にて。室に作る木の長く立のひたるを云。と云れたるか如く。萬の樹木はあれども。人の家居を作るには。枝葉のかたへに廣ぢらで。上へ眞直マナシに立長る良材を要とすれば。かの檜杉などの如きを。莖木とは云なるへし。即これ萬木の祖とも云べければ。この方よりたゞへて。木祖とは申せるなり。馳は男の尊稱なり。○草野姫。名義。記傳云。加夜は海宮段に。以三鶉羽爲三莖草とありて。訓三莖草云加夜と註せるが本義にて。何にもあれ。屋葺む料の草を云名なり。莖葉の歌とも合せて思ふべし茅と云一種あるも。屋ふくに主と用る故の名なり。さて野神の御名に負給へる故は。野の主とあるものは草にて。草の用は。屋葺を主なりける。故草字を即て加夜とも訓り。上代は大御殿アラカを始て。凡て草以葺つればなりと云り。重風云。備草神は草野姫と申て女神なる。木神の男神に渡らせ玉ふなるを。草の嫩々として。同じ立伸は伸なからし。其末の垂ひたる状も。亦自然に女陰の形容を成せるは。其祖神のかく男女に坐るに。因る事なりと云り。○亦名野槌。本に此四字を大字にせり。今は集解に類聚國史細注。とある また舊事紀に依て小字とす。紀中亦名は皆細字の例なり。○野槌。名義。槌は狹土。迦久土。御雷。足名椎手名椎。などの豆知に同じ。○さて右の木神と。豐宇氣姫神。即ち下の一世に出たる保食神。亦名倉稻魂命の御事なり。此神のまとは一書と委く云り。を合せて屋船命と申せり。大殿祭詞に。屋船久々知神。是木靈也。屋船豐宇氣姫神。是稻也。とある

即二神の御靈を齋奉れるものにて。屋船命と申せるは。御殿の御魂を都て云る御名にて。この二神にかゝれり。屋船とは。瑞殿を云古言なり。故御鎮座傳記に。屋船命等。木靈久々能運命也。と見え。御鎮座本記にも。屋船命草木靈とも。和久産巢日神子。豐宇可能賣命屋船稻靈神とも見え。奥儀抄に。保食神宅神ともみゆ。さて其屋船命草木靈。とあるに因て考るに。木靈は句々廼馳神に坐し。草靈即豐宇氣姫命に坐なり。さるは此神旨とは稻穀を生給へる神にませと。餘草をも生し給へるか故也。稻穀も共に草なれば。云もて行けば同じ理なり。殿造には。草は木に次てやんことなき物故に。即て木神と共に此神の草靈を祭り給へるものなり。其は御殿は。木はな或人問。もしさもあらば。草祖草野姫神をこそ。木神に次ては祭り給ふへきものなるを。さはあらで。稻靈神を祭り給ふはいかに。答。草野姫は。記に山神に次て。生三野神名鹿屋野比賣神と見え。野神なれば草靈にあらず。さらは御名に草野姫と負せ奉りし故はいかにと云に。野は旨と草の生る處なればなり。必しも草靈なるよしには非ず。按ふに。草祖と云方よては草野姫と申し。野神と云方にては兼しらしめして。かく二方に御名の坐しますなるべし。されど記に野神もし強て野神とあるを。草の靈とせむには。山鹿屋野比賣神亦名野椎神と一にせられたれば。其差別は無きかことし。もし強て野神とあるを。草の靈とせむには。山神山祇神を木神なりと云むか如し。山は旨と木を伐出す處なればなり。されど山神は旨と山に係れる御靈神なればこそ。外に木神は坐しけれ。此に準らへても。野神は旨と野にかゝれる御靈にて。外に草御靈豐宇氣姫神坐すことを知へきなり。上に引る御鎮座本記に。此を草靈とあるを思へし。なほいはく。記に大山津見神と。野椎神と。山野に因て特別て生神云々。天之狹土神。次國之狹土神。次天之狹霧神。次國之狹霧神。次天之閼戸神。次國之閼戸神。次大戸惑子神。次大戸惑女神。并て八神なり。とあるも。山

野の靈にこそ坐せ。旨と草に關り給ふにはあらぬ由の著明きものをや。山は山。野は野。木は木。草は草にて。各々夫々に別て靈のあるへきよしを。思ひわたして考へみるへきなり。山と木の神は二神にて。野と草の靈の二つなるへき謂なされと又通はせて。野神の草をも掌坐す事は。上にも云る如くにて。山神材木を預り知しめすと等しき理なり。山口祭とて。材木を伐る時には。必山神を祭る。大嘗祭儀式に。木草を採る爲に。山神を祭らる事あり。其は大神宮式に凡操。營神田。登栢者。毎年二月先祭山口及木下。然後操之とあり。山口は山神。木下は木神なり。其は臨時祭に。造遣。故石窟段一書に。使山雷者唐使船。木靈并山神祭とあるか如く。其地にて物を造る時には。山神と木神とを合せ祭るも常也。故石窟段一書に。使山雷者山神探五百箇真坂樹八十玉籤。野樵者探五百箇野薦。八十玉籤。また神武紀に。薪名爲嚴山雷。草名爲嚴野椎。などありて。山野神等に任じ玉ふ事あるを思ふべし。山野の野なれども。また草木神と力を合せて坐ます御靈なればなり。

既而伊弉諾尊伊弉册尊共議曰。吾已生大八洲國及山川草木。何

不生天下之主者。歟。於是共生日神。號大日靈貴。

サライ。ツマアノシタ。ノ。キミタルヘキカミヲ。ヤト。コ。ニ。トモニミマツラヌ。ヒノカミヲ。マフス。オホヒル。メン。ムチト。大日靈貴。此云於保丁反。一書云。天照大神。比屢咩能武智。嬰音力一書曰。天照大日靈尊。

山川草木。此下に神と云言を附添て心得へし。神皇系圖に。二神於是降居此島云云。産生洲國及山川草木神等元々集引とあるにて明らけし。さて山川草木は。上に注る如く神にはあれと。其神を生玉ふに

自其物具りてあれは。其物を謂ふに同じ。○天下。上に大八洲國及山川草木と宣ひて。此は其物を一に總括て此大世界を宣ふ所なる故に。天下と宣へるは。次なる日神の所に。授以天上之事とも。以天柱一舉於天上也。ともあるに對へて。天下とは宣ひ初たりしものなりけり。されと天下と云詞は。古言にはあらしと平田翁は云れけり。さて此詔を以て見れば。始天神の國土修理の詔は。此大世界を立てよと詔へる大命なること知られたり。此世界を立むには。國を生み神を生み坐す事は。申すも更にて。其世界を知食す神を生給ふまてに係れる詔なるをも亦知へき也。○共生。記にも二神其所生島十四島。神參拾伍神云々とあり。○日神は。天つ日を所知看す義を以稱奉れる一の御名なり。此事下に云。さて日月の成出たるは。まめ。ものに見えず。如。葦牙。ものを日のはしめと見たる説は非なり。其よしは既辨へ云へり。また如。浮膏。ものを月のはしめと云る説なども推量なり。従ふべからず。生とは。私記に此云生者。是生其主神也とある如く。天津日を所知看す大神を生奉玉へるなり。胤云儲日神の生坐し御事。先第六一書又記には。御身滌の末に至りて。清まり竟たる所に生坐る趣なり。此には二神の共に生奉らるる由に傳たる。彼此二共に正しと云ふ理有に非れは。何れか其片方は已く誤れる傳なる事。決くなむありける。然れば於是共生日神とあるは。二神の共に生成坐る由なるに對へて。瑞珠盟約章なる。日神の御言に。夫父母既任諸子。各有其境とも有て。何方迄も二神の共に生坐る事を貫きたれば。是を實に正説には有へきなる。記にも須佐之男命の御言に。僕者欲罷妣國根之堅洲國と有て。御祖を慕はせ玉へるも。二神の共に成坐りし御子に坐故に。其黃泉國に。御



祖神の往坐し事を可惜しみて。懸慕はせ玉へるか故也。古語拾遺にも。伊弉諾伊弉册二神共爲夫婦。生大八洲及山川草木。次生日神月神。最後生素戔嗚神云々。父母二神勅曰云々と有て。此書は國史家牒になき異なる傳を載らるゝ主意なるに。其すら正書の傳の外に。取る所なかりし故に。此文を擧られて違ふ所なし。又皇太神宮儀式帳にも。此掛畏天照坐大神。月讀之神二柱。所下稱伊弉諾尊伊弉册尊。共爲夫婦合所生神と有て神宮の古傳にも。右の如く有て。記又第六一書の如く。左右乃御眼より。日神月神の生坐りとは傳さりし事炳焉し。太神宮式に。伊弉奈岐宮二座。去大神宮北三里伊弉諾尊一座。伊弉册尊一座とありて。其御父母神の別宮に。親しく齋かれさせ御在し坐す所由をも思ひ合すへくなむ。と云れたるは信にさる言ともなり。さて日月神等の。身滌の時に生坐る。と云る傳の非なる捌は。第六一書の下に云へし。○大日嬰貴類史一本。また信友が校本には貴下尊字ありと云り。されど右の本とも原書おのれいまた見されば。其疑はし。よりに本のままにてあるなり。の原書。おのれいまた見されば。其疑はし。よりに本のままにてあるなり。御名義。大は尊稱。日を比流と云は。夜を與流と云に同志。其流は呂に通ふ辭にて助語。嬰は女にて。説文嬰貴女字也と有。意を借れる也。大神の姫神に坐よしを申志。萬葉二に天照日女之命と有。貴は道主貴。大已貴の牟遲と同く。親み尊ふよ志の美稱以て。稱け奉れるなり。皇親また睦の牟遲と同し。此御名は。月神と相並ばして。此大地の晝夜を持分て所知看す義也。さて山蔭云。此御名疑志。神武紀には天照大日嬰尊。萬葉集にも天照日女之命と有て。其外にもみな比流賣命とこそあれ。此御名を牟智と申せしことは。こゝより外に見えたることなしと云れたり。されど此に。訓注まで慥に見えれば。正しき御名なることは論なき。たゞ前後違へる

こと。信にいかゞなり。○天照大神。記傳云。此は天を照と云とは少し異りて。たゞ豆流を延て豆良須と云古言の格にて。立を多々須と云か如し。天照は天に坐々て照り給ふ意高光と云に同じと云り。さて此紀には御を略きて大神と書とも。記萬葉續紀式祝詞などに。多く大御神と書り。此紀もそれに依て讀奉へし。山蔭云。此は亦曰と云。亦名と云あるへきことなり。其故は此大御神の御名こゝにこそ大日嬰貴と出されたれ。次段よりはいつこもいつこも。天照大神とあれは。これ異説とすへきにはあらざるに。一書云とては。次段と忽違へればなり。と云れたるは然る言なり。舊事紀に。亦云天照大神。亦云大日嬰尊。又神代本紀異本と云ものにもこの二の一書云と。又云とせり。これら古く此紀よししかありしをとれるこそ有りけめ。重胤云。大神と稱奉る事はしも。甚々御尊さの限なく。八百萬千萬神と多き中にて。殊に勝れて高く可畏く大坐々か故なり。他神にも大神と申すも多在れとも。殊に大神と稱奉れるは。古語拾遺に。天照大神者惟祇惟宗。尊無二與二。自餘諸神者乃子乃臣。孰能敢抗とあるか如き所由に依る事なり。他神にも大神と申す事。御紀の中多しと雖。其祀祭り玉ふ因に云ふか又は幣帛などを進らるゝに就て崇めを齋奉らせ玉ふ伊弉大神の御事を。唯に大神宮と申させ玉へるを。始終に貫きて大神と稱奉るは。此大神に限る事なる故。中古よりの御定めにも。其御靈記し留へる事。續紀以下の書共の書し様悉然り。○天照大日嬰尊。天照と冠らせ奉るは。天つ日神と大坐て。世中を御照し坐ます。全體の大御名なるを。大日嬰と申奉る御名に重複て稱奉れるなり。山蔭に亦云く。神武紀に此御名を書られたれは。一書と云ること。前後相違なりと云り。○嬰音力丁反。山蔭云。此類の注は何れも後人のしわさなるべしとあり。猶能考へし。

此子光華明彩。照徹於六合之内。故二神喜日。吾息雖多。未有若此

靈異之兒不宜久留此國自當早送于天而授以天上之事

光華明彩。大御光の天地の間に。照徹給ふこと。穴畏信に靈異なる大御體と申奉るへし。さるを懼者共か大神の明德を形

容りて云るなりなど云る。本にクニノウチとよまれたれど。○六合とは天地四方を云る漢字なり。

○照徹。本の訓によりて。氏理登富良勢理と訓べし。萬葉十一に。天地通雖光とあり。○吾息雖多。

島國を始として。山川草木の神等みな。二神の生坐る息なればなり。佐波は萬葉六に國はしも多あれ

ども。里はしも澤にあれども。など常に對へ云て。同狀の語なり。されは佐波にも意富にも多字を用

たり。重胤は。同意なから多は一圓けに云て云故に大らかなる所に用るを。澤は。一なり成れる訓なる故に。意の細なる用る事なりと云り。○靈異。本にクシヒニアヤシキと訓り

例は清寧紀に殊所靈異と見え。又丹後風土記に。怪久志備坐とあり。續紀二十七に。久須之久奇事

乎云々。重胤云二神の御心には。唯其生成し大八洲國。及山川木草を統る主と坐む神をと。思ほし疑し

て生成坐るか中に。天下をしろしめす計の神には坐々さす。其大御光輝の麗しく坐て。天地の内に照

徹らせりければ。如何なる所由に依て。斯る大御子は生坐りけむと所思しけむ。信に然に有りけむ。

此を以ても。彼預鑄造と云義は思出へきなり。然れば。皇太神の靈異に神志く坐る御有狀耳には非ず

其生坐し事をも。怪しみ奇しひ坐る義を合せて訓へき也。拾遺云。大宮寶神を。是太玉命久志備所生と有るは。生

此は生し坐し御子の奇異なるなり。○不宜久留此國。天下の主と坐すべき御兒を生むとおもほしむかとも。思のほかに靈

異之兒の。生坐りしかは。此國土には相應しからぬ由ありてそ。留めまつらさりけむ。○自當早送于

天。山蔭云。自字は固の誤か。次に例ありと師の云れたるさも有へしとあり。次の例とは。固當と重

胤云。早は急くなり。此を以て見るに。皇太神の生坐る即天に送致し奉らしむなりと云り。さて今かく

天に送るべしと。定め給へるに依て。謹み考るに。はじめ二神言に。何不<sub>レ</sub>生<sub>二</sub>天下之主者<sub>一</sub>歟と詔ひ

しは。主と此國土にのみ係るか如くなれと然らず。此は此國土にて語り傳ふるか故に。主と天下の主

の事のみを。取出て謂るにて。天上の事には及ぼさりしなり。其は天地の初の時も。此紀には天神を

ば省きて。此國に係れる國常立尊より記し始めしと。其旨同じ。まことには。二神は天上天下海中地

下に亘りて。盡く知看へく。天神よりの事依しはありしものなること決む。もし然らずとせはいかで

か。今私に大御神を天に送り奉りて。天上の事をは授け玉ふへきやうのあらむ。唯に本文の上をのみ

見て説むとせは。二神また天照大神をも。誣ひ奉るへき説の發らむものぞ。なほこの事は。次々に委く云ふべし。さて天は本

より清明かる國とは知られたり。さるは大神の大御身の甚しく光り徹らせれば。さる清き國に自ら相

應くそ坐けらし。故其國の主とは定めたまへるにこそ。○授以天上之事。天上の事は即高天原の政也。

萬葉二に。天照日女之命。天乎波所知食登。とある是也。記云。此時伊邪那岐命大歡喜詔。吾者生<sub>二</sub>天

子<sub>一</sub>而於<sub>二</sub>生終<sub>一</sub>得<sub>二</sub>貴子<sub>一</sub>。即其御頸珠之。王緒母由良迦。取由良迦志而。賜<sub>二</sub>天照大御神<sub>一</sub>而詔之。汝

命者所<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>高天原<sub>一</sub>矣。事依而賜也とあり。記傳云。如此御頸玉を取ゆらかして玉ふは大歡喜ひ坐て有か中にも。此御子

むことうべに  
ざりける。

是時天地相去未遠。故以天柱舉於天上也。

是時以下八字甚疑はし。依て按るに。小篠敏校本に。小注二行とせり。また東麻呂翁の本。清岡本も同じと云り。かくあまたの本ともに。みな細注なるは。後人の挿入の本文となれるものなるへし。さるは天地の間古はいと近かりしか。漸々にかく遠く離れたりとの説は。かの釋紀に引る。漢籍三五略記などの説にて。わか古傳にはさちにあることなし。その時に依てあるは近く。あるは遠きも。みな神の御上の事にこそあれ。古へ遠くして。後に近きによれる故にはあるへからず。凡人の心をもて。はかり知らるへき事にはあらずかし。されは此八字は。まはらく訓を闕て。なほ後人の考をまつものなり。○天柱は。かの磯取盧島に化立給ひし。八尋殿の心御柱なり。釋紀私記問答云。天照大御神光華無雙。故以天之御柱。爲其登橋。即送之於天也云々。説者云。彼矛即於磯取盧島。爲小山也。何以小山上於天乎。此説非也。然則天柱者瓊矛也此矛爲山。傳自彼山登天歟。是猶以天柱爲其橋之義也。とあるか如くなるへし。但し此時未だ山となれるにはあらず。さて天柱より。天上に昇り玉へる状は。彼少彥名命の粟莖に彈かれて。常世國に渡り坐しに。なそらへて思遣奉るへし。また或説に。雷獸の墮て。空中へ上るに。必樹木などの高きものに據て。上るか如くなるへきよし云る。これまた然るへき譬なりかし。

其は平田翁も云れし如く。神等の盤船に乗て。天降坐しし事實を熟考ふるに。みな高山の頂上なるは。其降坐すべしに依りかし。てならんと。思ひ合さるればなり。然れば。此御柱を登橋としたまへるは。未高山の生出る間にそ有けむ。其は高山のもより有らむは。登橋を用。給ふへくもあらねばなり。○又一説。天柱は磯取盧島に化立玉ひし。八尋殿の御柱にもあらず。又瓊矛の化れる小山を云にもあらず。此は風神を申すなり。其は風神祭詞に。我御名者天之御柱乃命。國之御柱乃命止。御名者悟奉氏。とあるを以知へし。かく此神の天御柱國御柱を以負坐るはいかにと云に。風神の御功用は。記傳にも云れたる如く。天と地との間を支持ちて。其風氣の往來はさる處なく。其至らざる限なくして。信に天地の御柱とも稱へ申すへき事也。されは天上に昇るにも。其風氣に乗るにあらされは。至りかたき由こそありけらし。さて今日神を天柱以て送り奉らせ玉へるは。風神を任して。高天原に送り奉る事を。かくは云傳へたるにて。なほ其例は。天孫降臨章に。天稚彦の反矢にて亡にし所に。天國玉云々。遣疾風一舉尸致天とあるを。舊事紀には速風神とあり。此は風神の支屬神と通えられたれど。其旨趣は右に同じ。掛卷は畏かれど。日神を送り奉るも。天稚彦を天に擧たる此時の事も。其功用に至りては。かはる事なきをおもひ遣奉るへし。漢籍河圖に。風者天地之使也。と云るもよきありけなり。と云り。此二説何れ善けむ。今思ひ定めかたし。○擧於天上。此神は。此の御依の隨。今目前仰き見る天津日に。御靈を通はし所知看て。四海萬國を見霽し坐ますこと申も更なり。

次生月神。一書云。月弓尊。月夜見尊。月讀尊。

月神。此も此神の御名なり。月と云名義未詳ならず。さて月の大虚に懸れる事は。日と同じく。此より前に已に有しが。月神は其を主宰し玉ふなり。さて月神下。天書に生神號三月讀尊。舊事紀に生三月神號曰三月尊とあり。されど。月神と申すが即一の御名なれば。本のまゝにてあしからず。記傳に。日に御名有て。月神の御名なきはいかゞと云れたる。然る言のやうなれども。上に云る如く。日神月神と申すを。御名と爲る時は妨なし。舊事紀は。此紀を取れるものなるに。先生三日神號曰大日靈貴次生三月神とあれば。古くは日神の方にも。大日靈貴御名を擧られさる本も有しなるべし。さるは拾遺にも生三日神月神と見え。顯宗紀の御託言にも月神著人曰云々。我月神云々。また日神著人謂とみえたれば。云々ともあり。日神月神と見せし事決し。式山城國綴喜郡樺井月神社。丹波國桑田郡小川月神社などあり。○月弓尊。弓は借字にて。夜見の轉れるなり。其義は次に云。○月夜見尊。月讀尊。御名義夜見の夜も月のことなり。夜の義にあらず。其は萬葉集に月讀之光。また天爾坐月讀壯士。また月夜見乃持有越水。などあり。夜の義にあらす。さて其月夜の見ゆる程を夜と云は。日の照せる程を日と云るに同じ。後には比流與流といへるは。晝夜の名となりて大虚に懸れる日月とは異なるか如くなれど。其もとはみな同志きこと右に云るか如し。さて見は日に通ひて。かの産靈など尊稱なり。の靈と通ひて少童山祇などの美もみな同じ。儲記傳に。月夜は都久用と讀へき古言の例なり。萬葉などにも志かよめれはなり。都夜用とあるをほと云り。さて月夜見月讀。古言に見あたらずいつれも都久用美なるにつきて。守部説に月夜見と月讀とは。言は同事なれども。文字かはれば音の

上下異なりし故なるへしと云るは。いかあらむ信かたし。また一書云とて。此三の御名を并書せしは。山陰にも言れたる如く。例もなく。ことわりもいかさなり。下二の御名の上にも。おのゝ一書云とあるへきことなり。舊事紀には二の御名亦云とて載たり次の素戔鳴尊の下なる一書云も同じ。

其光彩 亞日。可以配日而治。故亦送之于天。

亞日。天照大神の大御光の。天地之裏に照徹り玉ふに亞てなり。さて此段の傳の趣にて。天照大神月讀尊の光り坐ることは灼然きを。此に就て平田翁の説に。神代の神等は此二神のみならず。御體の光り坐しけるにやと思ふ由あり。其は味鋤高日子根神の天稚日子の喪を吊ひて天上に昇坐し處に。此神の容儀華艶まして二丘二谷の間に光映せること。其處の文にも歌にも見えたるを。天稚日子の父及妻子などの。天稚日子に見混へたるを思へは。天稚日子も高日子根神と同貌に光れりしなり。然らずは見混ふへくもあらず又猿田毘古神の天之八衢に參迎へ玉へる貌を云る處に。上は高天原を光し。下は葦原中國を光したりと有るを思へは。此神も御身の光坐ること炳焉し。又人世となりても。神武卷に記せる井光比賣の故事。また伊勢都比古命の伊勢國を去る時に。海を光して去れる。又允恭天皇の后衣通比賣命などの事を思ふに。人世となりてたに。かくたまゝは體の光れるも有しかは。神代の神等の御體の光り坐しけんことは。然もあるへき事也かし。猶言は御孫命の御天降の事議り爲玉ふ處に。如ナス螢火カヤク光神。如ニ

火登<sup>ホト</sup>光<sup>ミツ</sup>神。なと見えたるは邪神ともの光少きを云るにて。此は正しき神等の光の大なるに對ひて螢なすと云ひ。火登なすと云りと聞ゆ。彌益々に。神代の神等の何れも光り坐るならむとは推量らるゝなり。然るに誰神もみな光り坐せる事の見えざるは。然る事實の因のなき故にて。高日子根神獲田毘古神の御體の。光坐ることの見わたるなどは。たましく事實に由有て。傳の遺れるにそ有ける。と云れたるか如く。神等の御身の何も光坐る中に。天照大神の大御光は。太しく。其に亞きては。月讀命に坐しかは。此二柱の御光のことのみを。殊更に語傳たるならむ。かくて此二神の。日と月とを知看て。夜と晝とを特別給ふ事も。幽き由ある事なるべし。さて。又平田翁云。上に云るは現身の光り坐るなるを。御魂の神の海を照して歸來玉へるか書に見えたるを始めて。其外數ふるに暇あらすと云り。○可以配日云々。かく定め玉ひしにて。月讀尊も天照大神と共に。高天原に坐坐て。今に配ひ所知看すこと灼然し。即ち今の現に大空の見放る月を掌り玉へり。月の光を月讀之光とも萬葉によめるは。此由也。故記に詔月讀命。汝命者所<sup>ツラセト</sup>知夜之食國<sup>ヨルノクニ</sup>。矣事依賜也とある。夜之食國即月の事なり。さるを第六一書に。月讀尊者可<sup>ツラセト</sup>以治<sup>ツラセト</sup>滄海原<sup>ソウカイノハラ</sup>潮之八百重<sup>シホヤヒ</sup>也。とあるは異なるか如くなれど。猶同し傳也。其由はそこに云べし。さて此大神男神に坐す事は疑なければ。猶云は。萬葉歌に月讀壯士。月人壯子。左佐良履壯士。などよめるにて知るへし。さて此大神を祭く御社は。式に諸國に見たり。○亦送于天。日神に以<sup>ツラセト</sup>天柱<sup>アメノハシ</sup>。擧<sup>ツラセト</sup>于天上<sup>アメノタラシ</sup>也。と云るに依て亦と云るなり。釋私記に先文以<sup>ツラセト</sup>天柱<sup>アメノハシ</sup>。爲<sup>ツラセト</sup>登橋<sup>トビ</sup>。送<sup>ツラセト</sup>日神於天<sup>ツラセト</sup>之由明矣。送<sup>ツラセト</sup>月神<sup>ツラセト</sup>之時。定用<sup>ツラセト</sup>同橋<sup>トビ</sup>。歟。製文之法具<sup>ツラセト</sup>前略<sup>ツラセト</sup>後常事也<sup>ツラセト</sup>と云へり。

次生<sup>ツキニ</sup>蛭兒<sup>ヒル</sup>。雖<sup>ヒル</sup>已<sup>コト</sup>三歲<sup>ニミトセニ</sup>。脚猶不立<sup>アシナホス</sup>。故載<sup>カレ</sup>之於<sup>カレ</sup>天磐櫛樟船<sup>アメノイハクサフネ</sup>。而順<sup>マニマニ</sup>風放棄<sup>カセテ</sup>。

次生蛭兒。蛭兒のこゝに生れ玉ふこと。此正説なるへきよしは。既に上の一書の處に云れけり。○三歳脚猶不立。平田翁云。三歳は唯大略に。三歳ばかりを経たるに。委々として。脚さへに立さりしと云るなり。此ほどは未歳次も定まらざるへければ。こゝに三年とあるは。疑はふと。れもふもあるへけれど。上にト一定時日とありて。既に時日の定めさへあれば。年次ありし事も疑ふべきにあらず。古傳のまゝに心得てあるべし。さて記傳云。年をば常に登志と云を。其數を云には。凡て三登世八登世など。登世と云。萬葉五に伊都等世とあり。登志を登世と云は。一年二年など。一二の言合さるゝによりて。志を世と轉しいふ例格なりと或人云り。さもあるへし。さて登志と云は。本穀を取收るを云名にて。田實と云ことなり。○天磐櫛樟船。一書に生<sup>イハクサ</sup>鳥磐櫛樟船<sup>イハクサフネ</sup>。輒以<sup>ツラセト</sup>此船<sup>ツラセト</sup>載<sup>ツラセト</sup>蛭兒<sup>ツラセト</sup>云々。記に次生神名鳥之石楠船神。亦名謂<sup>ツラセト</sup>天鳥船<sup>ツラセト</sup>。なとあるに據るに。此は伊弉諾伊弉冊尊の生坐るなり。記に神としも申せるを見れば。船を御體とせる神にそ坐けむさる例は伊弉諾尊の御佩せる劍は即神にて天之尾羽張神とも申すに同じして腰樟としも號けたるよしは。後に腰樟もて船を造ること始りしより。名けしものなるへし。籬川段一書に素戔鳴尊の。杉與<sup>ツラセト</sup>腰樟<sup>ツラセト</sup>。此兩樹者。可<sup>ツラセト</sup>以爲<sup>ツラセト</sup>浮黃<sup>ツラセト</sup>。と宣給ひし事あり。天鳥船と云へるか本よりの名なりしなるへし。記には葦船とあり平田翁云。和名抄に唐韻云。楠木名也。字亦作<sup>ツラセト</sup>楠。和名本草久須乃岐。腰樟日本紀私生而七年始知突とあり。腰樟の二字は連ねず。一字つと。放ても。クスノキと訓む字なり。此は古書に石楠楠とも云ひて。歳久きは生なからも石に化る異しき木なれば。クスノキ奇木の義なるべしと云り。○順風。一書には順<sup>ツラセト</sup>流<sup>ツラセト</sup>とあり。風のことには次に云ふ。

次生素戔嗚尊ツキニウミマツリノス一書云カススサノ神素戔嗚尊ツキニウミマツリノス此神有勇悍以安忍且常以哭泣爲行コトサカ

素戔嗚尊。御名義。素戔は進むなり。下卷に始起烟末。生出之兒號火關降命ホスツリノミコトとある。須曾理と須佐理スサノリと同じ。其は其處の一書に。欲初起時。共生兒號火酸芹命ホカセリノミコト。また一書に火炎盛時生兒火進命ホカセリノミコト。又曰火酸芹命ホカセリノミコトとある。此にて酸芹は進なる事を曉るべし。斯れは素戔嗚尊と申すは。此神の御心行共ミココロノミコトに。何事にも勇み進みて。自餘の諸神とは。異に御在し坐りしよしの御名なり。其御心行の事は次々に。さて其進みを約めて佐備とも云り。後世に物の進み荒きを須佐夫と云るも同じ。記傳に。師説此神誓に勝玉る御心の進める勢と云れ。諸書に。此大神をしも。惡き神の如く説成せるは。甚しき非なり。さる御名の意にはあらず。雨風云。出雲風土記飯石部條に。須佐神須佐食命詔。此國者雖小國一々處也故吾名者不著木石詔而。即鎮置已命之御魂。而。大須佐田小須佐田定給。故云須佐。とあるも。素戔嗚尊と申すは。住名なる故に。御田を定めて。其にも御名を着玉へりし者なり。若遇しき神の意ならむ。嗚は事解コトサカは。他より云むこそはあらめ。已命の御所爲として。自號させ玉可にあらざるを曉るべし。云れたり。さる説なり。之男速玉之男ハヤタマノヲ。などの男と同じく稱辭なり。さて一書に神とあるも稱辭。速と云るは記に建速須佐之男命とあると同一。烈しく猛く迅速き意の稱なり。記傳云。書紀素と作れたるに依て會と唱奉りて。清少納言以册文字用に依て。方言をあやまることあまたなりと云はれたり。さて此に必心得あへき事あり。さるはまつ。伊弉諾伊弉册二柱神の。何不ナラ生天下之主者一歎イハレと宣給ひて。生坐る三御子の中に。日神月神は天上を所知食し。素戔嗚尊は地下を治しめす御事に成しかは。天下は無主國となりしか如くおもはるれと然ら

す。もとより。此三珍子の御父母とます。伊弉諾伊弉册二神は。天上天下海中地下の君主と坐へき御子を生まして。其生ませる御子の御身に相應はしき域を御座處と定めて封し玉へれと此に差別あり。三珍子ともに天地に亘りては坐ませとも。天照大神は旨と天上天下を知し看志。月讀尊は旨と天上と海中とを知志めし。素戔嗚尊は旨と天下と地下とを治しめすこと定まりて。此はいともく奇靈なる理ありて。志か知しめしわけ給ひける事とはなり玉ひけむ。故後に大御神の御言に。夫父母既任諸子各有其境。如何棄置當就之國。敢窺此處。とあるは即此御事なり。其境とは。其特別玉へる區域につけていひ。當就之國とあるは。其住坐處に附て宣ふなり。境といひ國といへる差別をよく味ひて。思ひ奉るへき事なりかし。さてまた上にも云るか如く。三柱の珍御子の生坐る傳。此本書の趣を正しとすへし。第六一書又記に。御禊の時に生坐る由あれと。其は叶はぬ事なり。いかにと云に。此後素戔嗚尊御母伊弉册尊を慕ひ奉りて。欲從母於根國一爲泣。と詔へることあるは全眞實の御母に坐々てこそは叶へけれ。さらてはうちつけに母と申し玉へるさへ如何なるに。記傳七卷に云る説はうけたし。私素戔嗚尊非伊弉册尊之所生。何故欲從母於根國一説。云々。昔伊弉諾伊弉册共爲夫婦。素戔嗚尊非伊弉册之所生猶爲伊弉諾之子。因其本初。假云欲從母耳。其實非母也。是頗難會文也。云々。見も知り玉はぬ御母を慕ひ玉ふとて。然はかり小兒の如く泣いさち坐て。知看へき天下をさへ治給はぬやうやはあるへき。熱事情を考へて。此本書の最貴く眞の傳なることを思ふへし。借重胤云。此に奇しき事なんある。其は二神の何不ナラ生天下之主者一歎イハレと御心を疑して生奉玉へる故に。日神は天上しらしめす皇太神に渡

らせ玉へとも。記御天降段に。天照大御神之命以。豊葦原之水穗國者。我御子正勝吾勝々速日天忍穗耳命之所知國言因賜而天降也。と有て。皇太神の所知看す大御國の如くなるは。二神の生奉玉へる時の。所謂に依る事なり。若て其天忍穗耳尊は。素戔嗚尊にも御子に坐す故に。寶劍出現章一書に。素戔嗚尊曰韓郷之鳥是有三金銀。若使吾兒所御之國。不有浮寶者。未是佳也。と有て知へし。然れとも鈴屋大人も云れたるが如く。皇太神は御父の如く。素戔嗚尊は御母の如く坐故に。此にては皇太神の全御子也。又此時生坐る二女神は。素戔嗚尊は御父の如く。皇太神は御母の如く坐故に。全は素戔嗚尊の御子なり。斯るに其神大國主神と御夫婦と成て。國土經營の御功を以て。御父素戔嗚大神の神業を。受繼玉へるか。天照太神の珍御子皇御孫尊の天降り坐時に。天神の御命以て。皇御孫尊には顯露事。大國主神には幽冥事を。令知玉ひて。此天下を令有玉へるか。何れも日神と素戔嗚尊と。二柱に亘るを以て。此に見えたる二神の御言の。其幸違はざるを知へし。此を以ても。二神の相生坐る御子等に坐事灼し。偕此大神の尊く高き御功績坐る。其委しき事は。寶劍出現章に就て説明らむへきか。日神と御誓の御間に。珍子を生成し玉へれば。皇御孫尊の大御祖神と坐し。又國土經營の御事業を。大國主神に事依し玉へるか。其大神亦天神の御命を奉て。神事を所知玉へれば。此天下國土の事に就ては。顯露事幽冥事。共に此大神の御子孫にして。所知看す御事なれば。御父母二神の可<sub>三</sub>以治<sub>三</sub>天下<sub>一</sub>也と。勅任し玉へる御旨に少違ふ事なしと云れたる。皆然る説共也。○勇悍以安忍。重胤云。勇は氣進也。悍

は猛にて。此尊の神性の然るなり。安忍。釋秘訓に伊夫理那流と訓り。名義抄に逸字を伊夫利爾と見ゆ。武知云。字鏡集も。逸イフリニ。又ス。此は氣吹と云に同じく。正しく言に出て云すして。氣吹か如き狀を爲サレたり。歎イフラカス。などあり。此は氣吹と云に同じく。正しく言に出て云すして。氣吹か如き狀を爲て憤るを云り。口訣に安忍憤也とあり。倭姫命世記に載る伊勢風土記に。惡神伊不加理氏云々と有る語あるも。憤と云に近きなり。名義抄に。訝字を伊夫加留と訓るを思ふに。其憤る事の。何に依れるとも知られざるを云と聞えたり。通説。俗稱。剛愎者。爲伊夫利。蚊遣火日。蚊伊夫志。火鬱而不能。然曰伊夫留。訝字訓ニ。皆同義也。と云るも然る言なり。武知云。宗祇法。伊夫加留。萬葉體字訓。伊夫加之。訓。伊夫世之。後賴歌。山里は舞セメキリノイフセサ師が兒教訓と云ものに人にはすねていふりして。と云り。されと安忍を。憤る意に訓るは叶はず。此は勇悍く憤り坐る御行に因て。人民の殘害はる方より。此尊の御惡行の如く書るなるへし。○哭泣爲行。一書に啼泣悲恨。記に泣伊佐知伎とあり。記傳云。神功卷に血泣。欽明卷に大息涕泣などもあり。此言此外には古書に定かに見えたることなしと云り。爲行は常の所作と成れるを云り。さて記云。速須佐之男命不<sub>レ</sub>知<sub>三</sub>所命之國<sub>二</sub>而。八拳須至<sub>三</sub>于心前<sub>一</sub>。啼伊佐知伎。其泣狀者云々。とあると。此に哭泣爲<sub>レ</sub>行とあると合せ考るに。御母伊弉册尊の神退玉ひし後の事ならてはかなはず。第六一書又記には。御母の國を慕ひて哭給ふとあれば。よく通えたるを。此にはさることなければ。哭玉ふよしなくといか<sub>レ</sub>也。又頼に小兒の如く然泣哭玉ふとあるに。勇悍安忍坐事さら由なし。勇悍坐ます御性に坐なから。などさはかり女々しくは哭泣玉へるにか。古語拾遺には勇悍云々の文。一方に就ていは<sub>レ</sub>。勇悍云々の文を存して。哭泣云々の文を省きて見るへし。さて次の國內人民云々は。勇悍の御態に據れるものとすへし。

故令國內人民多以夭折復使青山變枯

人民。ヒトクサと訓る由は下に云。夭折は明應本にシナシメと訓る宜し。重胤云。夭折は第二一書に國  
民多死と見え。拾遺に。令人民夭折とある。其意を得て説へきなり。釋秘訓に。阿加良佐麻爾須止可  
レ讀之。志那志牟之點不可説とあるを以考るに。アカラサマニシナシムと訓たるを。御讀に憚る故に  
今の如くは訓るなるべし。アカラサマと云例は。神武紀儻忽之間出三其不意則破之。景行紀に。何罪  
今不意之間倭亡我子アカラサマなど續きたる意を見るに。其不意メチ忽メチなる意也。雄略紀に噴猪自三草中一暴出と  
も。取急アカラサマ歸家とも。取假アカラサマ歸國とも見え。又皇極紀に。急字を然訓るをも考ふべし。名義抄に。儻字を。タチマナ。又シハシ。  
又アカラサマ。又スミヤカニ。又シハラク。又トシと訓み。倥忽をアカラシマニと訓し。又白地をも。暈をも同く訓たり。光仁紀詔に  
安加良米佐須如事久と有を。鈴屋大人解に。此は思ひ掛す。俄なる事なり。中昔の物語書なみに。あからさまに罷出など有も。本爾詔  
と少か物すること也。儻暫時も目を離たぬ事。アカラメモセスと云も。俄に忽と少か。他へ目を移すを。アカラメスと云なり。此に  
アカラメサスとあるも。爲と云に同じ。目を指すは。物を見遣る事なり。然れば此言は。物を目を著て守居る程。俄に忽と他へ目を移  
す如くと云こと也とあり。と云り。さてしか國民の多に殘害るは故は。素戔嗚尊に本より然る御心は御在し坐  
り。是にて心得べし。と云り。さてしか國民の多に殘害るは故は。素戔嗚尊に本より然る御心は御在し坐  
ずながら。其勇悍く憤りに坐す御勢ひに壓れて。立處に人民の亡失る事も有けりとなり。さるは天下  
之王者を生むとて。生玉へる神に坐ませは。海山人民共に其御行に因て。善くも悪くも成行へき理そ有  
けらし。かゝる事は人智を以ては料りかたき事也かし。記傳云。詔は人民を害ひ給ふことを云ぬは。山海河まで  
を云へは。人民を始め。萬物を傷害給ふとは自らもれる  
へり。○青山變枯。青山は本草の茂りて。青々を見ゆる山を云。枯山は本草の葉の枯凋みて。冬枯の

頃の山の如くに成しなり。さて冬枯は春に至れば。また萌出て本の如く葉の繁れるを。今は本草の枯  
果て。さながら植る山となりしなり。さて枯を連長といふは。記紀に船名  
枯野を。歌に連長とあり古言なり。重胤云。第二一書に。國民多死。青山  
爲枯。古事記には青山如枯山泣枯。河海者悉泣乾。是以惡神之音。如狹蠅皆滿。萬物之妖悉發とあ  
るは。殊に委しき者也。龜卜祭文に。青山成枯。枯山成青ともあり。又皇極紀に。鞍作得志以レ虎  
爲友云々。或使枯山變爲青山。黃地變爲白水とある。此は幻術なれば。右の例に引へからずと雖  
も同じ類也。青山を枯山にすとは。今迄青々と茂りたる山を冬枯の如く。成す事なり。記に故科アケコ曙立  
王ミコ令字氣比白サ云々又在甜白橋之前アハヒロクマカシラ葉廣熊白橋令三字氣比枯カラ亦令三字氣比生イカとありて。活しも枯し  
も爲る如くに。其泣玉ふと共に。青山の枯山と忽に變れるなり。と云り。

故其父母二神 勅素戔嗚尊汝甚無道 不可以君臨宇宙固當遠適之於根國矣 遂逐之

父母二神。本に父母をカソイロハと訓たれと。古言にあらず。知々波々と訓へし。さて重胤云。予先に  
は此時の御事は。伊弉諾尊一柱にて。物爲させ玉へりし御詔に在を。故其父母二神と有は。誤なるへく  
思ひて。強ちに心を用ひさりしかと。よく思へは中々なる處き事也けり。已に如此事依し御在し坐  
ける上にて。此天下を所知看すに御心おはしませすは。根國に罷坐へき由を。詔言たせ玉ふへき御事



にて。其は二柱神共に關係らせ玉ふへき。本より然る理なるものそかし。然るに其逐れて出坐へき。素戔嗚尊は出坐ずして。却りて其御母神の先に已に入坐りしかは。頻りに戀奉らせ玉ふ御心なん。彌勝らせ御坐々ければ。彌此天下を所知看むなとくは。所思し係させ玉はさりける者也と云れたり。さる言也。○無道。此語は紀中無狀無端無頼。また古點文選に無益無爲。また遊仙窟に無情などをすへて。阿遲支那志と訓せたるは。たゞ大方にあてたる訓にて。慥かに適へるは一つもなし。或説に。此阿遲支那志の阿遲は。味に同じく。其味と云言は。此と差定めて寤としたる事はなきものから。然もその裏に物ありけなるを云言なり。然るを阿遲波布と活用する時は。其裏にあるものを。寤と取止めんとする程の意となるなり。されは俗言にも。物の裏にもありけなるを。あちのあるなといひ。又何となく底に物ありけなる心を。あちな心地がすると云る皆是也。斯て阿遲支の支は。氣の轉りたるにて。其氣は氣息。またものゝ怪。異き業などすへて手にも取難く目にも見止かたくして。怪しきを云言也と云れたるさる言なり。されは。俗の物の奥床しからぬを。熱味のなきなと云に同じく。尤め玉へる語なり。○不可以君臨宇宙。先に可<sub>レ</sub>以君<sub>レ</sub>臨宇宙<sub>一</sub>などの語なきに。此文の不意く有べくも非るに似たれと然らず。己に二神の何不<sub>レ</sub>生<sub>レ</sub>天下之主者<sub>一</sub>歟と宣て。珍御子等を生坐れば。故に御依はなくとも。天下知看す大神と定まり坐ることは自ら明らかなり。第二一書なるも然り。汝治<sub>レ</sub>此國<sub>一</sub>必多<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>發<sub>レ</sub>傷<sub>レ</sub>也。素より此國を治す可<sub>レ</sub>神と爲て生玉ふか故也。借第六一書に素戔嗚尊者可<sub>レ</sub>以治<sub>レ</sub>天下也。○根國。私記曰根國謂<sub>レ</sub>黃泉<sub>一</sub>也とあり。記傳云。根とは下つ底に有る故に云。草木の根もむなじ底津根之

國とも。祝詞に根國底之國ともありと云り。重胤云。其下つ底に在る根は。いかにしてか有らむと思ふに。大地は圓體にして四方上下有る事無きが。地心を底津石根と云て巖石を以て圍み。外表は海水と國土とにして。人民此に因て住し。萬物此に於て生る處なる故に。鎮火祭詞には。此を上津國と云り。されは。地上にある者の上より。根とし底とする所は。其底津石根に在る地心より。外にはあるべからずと云り。記に根之堅洲國とあり。堅洲は借字にて傍國也。加多瀨の瀨は志と通音なり。以て其志は堅を多々志。横を與古志と云へる志にて。附云辭なり。さて根國を傍國と云よしは。地の下つ底邊に隔よれるを以て名けたる也。借此根國即黃泉國を夜之食國と一なりとて。月のこととせるは甚しき言なり。猶黃泉國の事は次に云り。○遠適之は。本にイ子と訓る行ね也。重胤云。行字なから由久と云は歸の對にて。我方を本と爲たる也。伊奴と云は此を去るに云言にて。彼方を主と爲たるなり。此は素戔嗚尊此願國に歸らせ給ふことを。期らせ玉はされは。伊奴にて尤に當れりと云り。さて適之の字。此紀又記には。助辭に多く置て用おたり。下なる段の一書に。到<sub>レ</sub>之於天上<sub>一</sub>とある之字も同じ。山藍に論れたるは○遂逐之。記に神夜良比爾夜良比賜也。一書に以神逐之<sub>一</sub>とあり。神とは凡て神の御上の事に多く附云詞。夜良布はもと夜流を形容したる言なり。されと用意聊異なるに似て。此に逐と書れたるは其義を取れるなり。

一書曰。伊弉諾尊曰。吾欲<sub>レ</sub>生<sub>レ</sub>御宙之珍子<sub>一</sub>。乃以<sub>レ</sub>左手<sub>一</sub>持<sub>レ</sub>白銅鏡<sub>一</sub>。則有<sub>レ</sub>化出之神<sub>一</sub>。是謂<sub>レ</sub>大日靈尊<sub>一</sub>。右手持<sub>レ</sub>白銅鏡<sub>一</sub>。則有<sub>レ</sub>化出之神<sub>一</sub>。是謂<sub>レ</sub>月弓尊<sub>一</sub>。

御宙。舊事紀に御寓。纂疏本に御寓宙とあり。字書に寓同字とあり。○珍子記は實子とあり。玉篇。大。殿。祭。詞。珍。貴。也。美。也。重。也。と。注。り。皇我宇都の御子とあり。なほ例萬葉六に天皇朕宇頭乃御手以云々。又諸祝詞に。宇頭乃幣帛をともあり。○白銅鏡。名義眞澄鏡なり。萬葉集に。眞十見鏡また清鏡。出雲國造神壽詞に麻蘇比鏡などある皆同じ。後の歌よはますか。鏡は影見の義なりと云る説さもあるへし。備白銅字を用られしは。通證に稱徳紀曰。以。白。鐵。所。鑄。之。鏡。續。博。物。志。曰。古。無。純。銅。作。之。鏡。者。皆。以。錫。雜。之。本。章。曰。白。銅。出。雲。南。と。見。ゆ。されど。此。時。は。さ。る。も。の。以。て。造。れ。る。鏡。あ。る。へ。く。も。あ。ら。ず。神。の。御。體。に。自。然。ら。成。れ。る。御。鏡。な。る。べ。け。れ。は。料。の。金。な。ど。か。に。か。く。に。は。か。り。知。べ。か。ら。ず。さ。て。は。し。め。て。鏡。を。造。り。し。は。石。窟。戸。の。時。な。り。な。ほ。そ。ま。に。委。く。云。ふ。○化出之神。重胤云。化生之神とあるなどは。生坐と云に同じくして。事は輕き方なるを。化出と云時は出字大に力あり。其鏡を持せる御手より。成出玉へりと云義也。

又廻首顧眄之間。則有化出之神。是謂素戔嗚尊。即大日靈尊及月弓尊。並是質性明麗。故使照臨天地。素戔嗚尊是性好殘害。故令下治根國。珍此云于圖。顧眄之間此云美屢摩沙可利爾。

廻首。重胤云。日神月神の化出玉ふ時には。左右の方に正しく向はせ玉へと。今度は後方を顧させ玉ふ故に。廻首し玉ふ也。○顧眄の間は。谷川氏は見間疎な思ふに見眼疎の義なるべし。眼を顧と云は。眼見。眼ノ子など例多し。見る眼の遠疎る也。名義抄に顧も眄もカヘリミルとよむ字なるを。眄にマハル。又ヨコメなどあるにて。

其意明らかし。又流眄をナカシメともあり。○化出之神。本に出之二字なし。山蔭云。上の例の如く化下に出之二字あるべし。舊事紀には此二字ある也と云り。故今補へり。一本には化出神とあり。但し之字なきは脱したる也。○右三神の生坐る傳趣は。記又一書に。洗左眼。因以生神號曰天照大神。復洗右眼。因以生神號曰月讀尊。復洗鼻。因以生神號曰素戔嗚尊。とある傳の聊異れるにやと思へど。さには非ず。かの傳ともは。伊弉諾尊黃泉國の穢惡を祓除給はむとて。御禊し給ふ時の事也。今は始に吾欲生御宙之珍子とありて。本書の傳の聊異れるにて。但し以左手云々。右手云々と云るは。洗左眼云々。洗右眼云々とあるべし。なほ此傳にては。伊弉諾伊弉冊尊共に化生坐るよしなり。始は伊弉諾尊曰。このみあ。性は。略して云るもの也。○性好殘害。性を永正本明應本。カムサカと訓り從ふべし。瑞珠盟約章神性とあり。此神は勇悍く坐ますより。自ら荒き方にも通ひて見え玉へれども。殊更に殘害らせ玉ふ神には坐々ぬを。性好殘害。また次一書に神性惡など書るは甚いかなり。此なる好字殊に快からず。人民天折青山變枯。などあるは。此神の御行より然成り來しものにて。故に然爲玉ひしには非ざるなり。なほ此神の御性は。石窟段に委く云を見るべし。

一書曰。日月既生。次生蛭兒。此兒年滿三歲。脚尙不立。初伊弉諾伊弉冊尊。巡柱之時。陰神先發言。既違陰陽之理。所以今生蛭兒。次生素戔嗚尊。此神性惡。常好哭。悲國民多死。青山爲枯。故其父

母勅曰。假使汝治此國。必多所殘傷。故汝可以馭極遠之根國。  
次生鳥磐櫂樟船。輒以此船載蛭兒。順流放棄。

日月既生。こは日神月神なるを。たゞに日月とのみ記されたるは。本書に。海神川山神とあるへきを。海川山と書れたると同じ。新撰龜相記に。伊佐諸命記。定日月國主とある。よ。○初伊弉諾伊弉冊尊巡柱之時云。まことの日月を指て云るに非る事明らかなり。此は甚々心得ず。其は巡柱らす時の事に背からせ玉ふならは。此より前に幾柱も生坐る御子に稟へきを。此時に至て其應有は如何なる事也と云へり。○發言。本に發喜言とあり。永享本に。喜字なきに従ひて削れり。許登阿宜と訓べし。言擧とは身禊の段に與言とあり。平田翁云紀中揚言又稱之など見え。記萬葉に言擧。また萬葉事上辭。擧などもあり。萬葉十八に許登安氣世受杼毛と有り。師云許登は言か又事の意にもあるべし。阿宜は論などの阿宜にて。事のさま有へき狀を。云々と擧て言立るを。言擧と云なりとあり。○陰陽之理とは。女の男に後れ従ふべき理なること已に云りき。○順流とは。俗言に流したいに云か如し。○哭悲。守部云布豆久牟は裏に心悲を含みて。頰をふくらすなり。含頰嚙の約れるにやあらんと云り。物部氏の名體連と云。あるも同義なるへし。○假使。本にタトヒと訓。新撰字鏡に。儻設也若也偶也太止比又介太志とあり。これを以太止比と云ふ意を知へし。モンケタシなどの意なり。今云ところとは聊か異なり。○鳥磐櫂樟船。記傳云。鳥とは行事の疾きを象りて云と口訣には云ひ。師は水鳥の浮べるさまによそへて

云と云れき。此は何かよけむ。書紀に天鳩船と云あり。又其の釋に播磨國風土記を引て云るは。仁徳天皇の御世に。いと大なる楠ありしを。伐て船に造りしに。其船飛か如く迅りし故に。速鳥と號つとあり。是らに依は。口訣の意なるへま。又萬葉十六に。奧鳥鴨云船之と。から書にも覺。あるを思へば師説も捨かたしとあり。

次生火神軻遇突智。時伊弉冊尊爲軻遇突智所焦而終矣。

次生以下。諸本みな上の一書に書つゝけたるを。應永本永享本には。本文となし大字になせり。此は必かくあるべきなり。さるは此四神出生章は。二神の現世界を立玉ふ方より。其大君主とますべき神等を。生坐るを主と立る傳なるか故に。第一第二一書もまた。此四神の御上の異傳を出せり。然るに本文にはあらぬ。火神以下の事より延て伊弉冊尊の崩御坐る事を。此本書の下に擧るはよしなし。且伊弉冊尊の崩御の御事は。いと重き事なるを。傍の如く一書の下に附て云へきにあらず。必別に本文を立べき事とこそおもはるれ。右等の事ともを。思亘して考ふれば。右の二本は。其正を得たるものなるへけれど。今みだりに改めず。姑本のまゝに從てはあるなり。猶あまたの本ともを見集めて。定むべきものなりかし。○火神は火を掌めす神なり。なほ次に云。火といふ義は天日の日と同言なり。もとより同物なればなり。されど天日は。宇宙に光を放つを主とし。て盛大なるを。火は地上の萬物に。含みて用を爲すほどの差別有り。○軻遇突智。御名義。記傳云。迦具は赫と云意。そは迦々迦々迦々迦具迦宜とも活

て。同言なりと云り。突智は野槌の槌に同じ。記云。火之夜藝速男神。亦名謂火之炫毘古神。亦名火之迦具土神。とあり。式に紀伊國名草郡都知神社とあり。本國神名帳より四位上香都知神とある是也。又記傳五に。神名式丹波國桑田郡阿多古神社也。此神を祭とあり。三代實錄貞觀六年五月從五位下とあり。 ○所焦而終。終を加牟佐理坐と訓むは。一書に神退。また神退去。記に神避坐と作る字義なり。神といふ言は凡て神の御上事に附云言なり。迦牟阿賀理と云も同じ。記云因生此子。美蕃登見炙而病臥云々。因生火神。遂神避坐也とあり。さて天神の未生坐ざりし以前より。火と云ものは。素より有けむを。此に至りて。火神を生坐る事は。天地の初より。日月已に在て。日神月神は後に成坐て。主宰玉ふと同一心なるものから。此神を生玉ひて。被炙玉へるをおもへは。御體は火炎を放ちて生坐しなるべし。火産靈とも申し奉れるも。然る由にそ坐しけらし。日神月神の御體の光華ありて。世を御照し玉ふなとも。是におなし。産靈神の御體に。食物を所持たまへるなとも此と同じきか。 さて祝詞に。火乎生給氏とあるは。日月既生など云ると。同じ言狀なり。さて此時伊弉册尊。神退坐しかは。假に殞斃之處に。姑く御屍を收置玉へるなり。第五一書に。葬於紀伊國熊野之有馬村とあるは。即其殞斃之處を。指て云なるべし。かゝりしかとも。後には再ひ蘇り玉ひて。其處にて伊弉諾尊に見奉り玉ひ。偕後遂に其現御身なから。黄泉國に往坐りけり。 此等の事共。第九一書に。委く云へる事とも合せ考ふべし。

其且終之間臥生土神埴山姫及水神罔象女

其且終之間。鎮火祭祝詞には。黄泉津平坂まで往坐るか。又立還り坐て生坐るにて。此とは傳の異な

るなり。されど火を鎮めむと。おもほし疑らして生玉へる意は。同じきなり。○臥生。記云美蕃登見炙而病臥在云々於尿成神。一書にも。大便。化爲とあり。 ○土神。土を掌しめす神なり。さて此土も。大地の地に同じけれと。體用の差別あり。次に云。○埴山姫。重胤云。土神は大地の全體の地神には非ず。御名に埴山姫と負せる。埴を名義抄に。波邇とも邇波とも訓る。武都云。字を以思ふに。生土と云事也。然れば山野田藪共に物の生る土は更なり。又器に製造る埴は。此神の司らし玉ふ事にて。此體用殊に明らかし。 次に阿波國突智妻埴山姫。生種産靈と有を以て。此神を唯物に製る埴の神と耳。云める説の非なる事を曉るへくなん 此神はよく物の生る土地を。掌り玉ふ神にはませと。和名抄に釋名云土黃而細密曰埴。和名波爾。字鏡に埴粘土也波爾。萬葉集にも。多く黄土と作るなどを見れば。後にはかの器造る。粘土の名となりしならむ。さるからに。此神を其埴土を司り玉ふ耳の神と云る説も。起れるなり。龜相記に埴山産埴山姫。掌土器一神。今壹也とあるも此類なり。さて初生玉へる時の本原を推究むれば。火を鎮め玉はむ爲のみの神なれとも。其成坐る上にては。かくすべての上に亘り玉へる事作神にも例あり。此本末思ひ誤る可らず。さて古昔は。物の生ふる地は。多くは山なりけるより。埴山とは名けしなるへし。 山はもと彌生の義にて。草木の彌生に善殖れるより。出たる名なり。 此御名。一書に埴安神とあり。記には波邇夜須昆古神。次波邇夜須昆賣神と二神なり。記傳云。埴夜須は埴粘なり。字鏡に埴謂作泥物也。彌也須とあり。漢ふみ尚書禹貢に。厥土赤埴墳とある。埴を古訓に彌延とあり。史記も同じ。説文に埴は粘土也とあり。書紀神武卷年。秋九月潛取天香山之埴土。以造八十平瓮。躬自齋戒祭諸神。遂得安定區宇。故號取土之處。曰埴安。安は粘といふ意なり。是にて心得べしと云り。式に大和國十市郡畝尾座健土安神社。平田翁云。土神。記には二神なり。されど此記一書とも。いつれも生土神